

平成20年太宰府市議会第2回(6月)定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
6月2日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会 終了後	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
6月3日(火)				
6月4日(水)	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
6月5日(木)				
6月6日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後 (午前10時)	議会運営委員会	第一委員会室	
				(一般質問通告締切)
6月7日(土)				
6月8日(日)				
6月9日(月)				
6月10日(火)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
6月11日(水)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
6月12日(木)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
6月13日(金)				
6月14日(土)				
6月15日(日)				
6月16日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
6月17日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議休憩中	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
	本会議散会後	JR太宰府駅(仮称)設置及び 周辺整備問題調査特別委員会	全員協議会室	
6月18日(水)	午 前 1 0 時	公聴会	全員協議会室	
	午 後 1 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
6月19日(木)	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
6月20日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	みらい基金創設特別委員会	全員協議会室	

平成20年第2回(6月)定例会目次

第1日(6月2日開会)

1. 議事日程.....	1
2. 出席議員.....	2
3. 欠席議員.....	2
4. 会議録署名議員.....	2
5. 出席説明員.....	2
6. 出席事務局職員.....	2
開    会.....	4
散    会.....	21

第2日(6月6日再開)

1. 議事日程.....	23
2. 出席議員.....	23
3. 欠席議員.....	23
4. 出席説明員.....	24
5. 出席事務局職員.....	24
再    開.....	25
散    会.....	30

第3日(6月16日再開)

1. 議事日程.....	31
2. 出席議員.....	32
3. 欠席議員.....	33
4. 出席説明員.....	33
5. 出席事務局職員.....	33
再    開.....	34
散    会.....	100

第4日(6月17日再開)

1. 議事日程.....	103
2. 出席議員.....	104
3. 欠席議員.....	104
4. 出席説明員.....	104

5. 出席事務局職員.....	105
再    開.....	106
散    会.....	166

第5日(6月20日再開)

1. 議事日程.....	167
2. 出席議員.....	167
3. 欠席議員.....	168
4. 出席説明員.....	168
5. 出席事務局職員.....	168
再    開.....	169
閉    会.....	194

審議結果

1. 審議結果.....	197
2. 諸般の報告.....	199
3. 議員の派遣について.....	200

# 1 議事日程(初日)

〔平成20年太宰府市議会第2回(6月)定例会〕

平成20年6月2日

午前10時開議

於議事室

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 諸般の報告   |
| 日程第4  | 報告第1号 平成19年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について                             |
| 日程第5  | 報告第2号 平成19年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて                             |
| 日程第6  | 報告第3号 平成19年度太宰府市水道事業会計予算繰越について                              |
| 日程第7  | 報告第4号 平成19年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について                             |
| 日程第8  | 報告第5号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について                                 |
| 日程第9  | 報告第6号 財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について                             |
| 日程第10 | 報告第7号 財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について                         |
| 日程第11 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                              |
| 日程第12 | 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(太宰府市税条例の一部を改正する条例)                 |
| 日程第13 | 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)           |
| 日程第14 | 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例)             |
| 日程第15 | 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第2号)) |
| 日程第16 | 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(専決第1号))     |
| 日程第17 | 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算(専決第2号))      |
| 日程第18 | 議案第51号 住居表示に伴う町の区域の設定について                                   |
| 日程第19 | 議案第52号 太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について                             |
| 日程第20 | 議案第53号 太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について                             |
| 日程第21 | 議案第54号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について                            |
| 日程第22 | 議案第55号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について                    |
| 日程第23 | 議案第56号 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例に                     |

ついて

日程第24 議案第57号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第25 議案第58号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

日程第26 議案第59号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第27 議案第60号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	・ 田 久美子 議員	2番	藤 井 雅 之 議員
3番	長谷川 公 成 議員	4番	渡 ・ 美 穂 議員
5番	後 藤 ・ 晴 議員	6番	力 丸 義 行 議員
7番	橋 本 健 議員	8番	中 林 宗 樹 議員
9番	門 田 直 樹 議員	10番	小 ・ 道 枝 議員
11番	安 部 啓 治 議員	12番	大 田 勝 義 議員
13番	清 水 章 一 議員	14番	安 部 陽 議員
15番	佐 伯 修 議員	16番	村 山 弘 行 議員
17番	田 川 武 茂 議員	18番	福 廣 和 美 議員
19番	武 藤 哲 志 議員	20番	不 老 光 幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

13番	清 水 章 一 議員	14番	安 部 陽 議員
-----	------------	-----	----------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	石 橋 正 直
協働のまち 推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	関 岡 勉
健康福祉部長	松 永 栄 人	建設経済部長	木 村 洋
会計管理者併 上下水道部長	古 川 泰 博	教 育 部 長	松 田 幸 夫
総務・情報課長	木 村 甚 治	経営企画課長	今 泉 憲 治
市 民 課 長	木 村 和 美	税 務 課 長	新 納 照 文
福 祉 課 長	宮 原 仁	国保年金課長	木 村 裕 子
都市計画課長	神 原 稔	上下水道課長	宮 原 勝 美
施 設 課 長	大 江 田 洋	教 務 課 長	井 上 和 雄
生涯学習課長	古 川 芳 文	監査委員事務局長	井 上 義 昭

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白 石 純 一	議 事 課 長	田 中 利 雄
--------	---------	---------	---------

書 記 伊 藤 剛  
書 記 花 田 敏 浩

書 記 浅 井 武

開会 午前10時00分

~~~~~

議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成20年太宰府市議会第2回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

13番、清水章一議員

14番、安部 陽議員

を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの19日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思っております。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4から日程第7まで一括上程

議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、報告第1号「平成19年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第7、報告第4号「平成19年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」までを一括議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成20年第2回太宰府市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私とも大変ご多用の中ご参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、6月定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、ここ数年国内外におきまして災害が数多く発生をし、自然の猛威を思い知らされているところでございますけれども、先月にはミャンマーでのサイクロンや中国四川省を震源地とする大地震など、史上まれに見る大規模な自然災害が続きました。特に、中国四川省を震源地とする大地震では、本市の総人口にほぼ相当する6万人を超える方が亡くなられ、また今なお多くの方々が行方不明になっていると聞き及んでおります。被災地の皆様の災害からの早期の復興を心から願うばかりでございます。本市といたしましては、微力ではございますが市役所を初めとする市内の各公共施設に募金箱を設置いたしまして市民の皆様のご支援をお願いし、国際社会のお役に立てばと願っているところでございます。

本市も、平成15年7月に局地的な集中豪雨に見舞われました。とうとい人命が失われ、家屋の全・半壊など市民の皆様の財産等に大きな被害を受けたところでございます。これから梅雨時期を迎えるわけでございますが、この豪雨災害でありますとか地震災害を過去のものとして風化させることなく、今後も点検、見直しを常に行いながら、安全で安心なまちづくりに努めてまいり所存でございます。

次に、文化財保存修復学会第30回記念大会の開催についてでございます。

この大会は、我が国の文化財保存と修復にかかわる研究に対する発表や意見交換の場として開催されておりまして、回を重ね、第30回の記念大会を迎えました。この記念大会が5月16日から18日までの3日間にわたりまして、本市の中央公民館と九州国立博物館の2会場で開催されました。全国各地より学会会員や文化財に関心のある方々、総勢500名を超える参加のもと盛会裏に終了し、太宰府市の歴史と国立博物館を生かしたまちづくりを参加者の方々にもお伝えできたのではないかなと思っております。

さて、私が昨年4月の統一地方選挙におきまして市民の皆様方の多くのご支援をいただきまして市長に当選させていただいて早いもので1年が経過をいたしました。本市の将来像でござ

います「歴史とみどり豊かな文化のまち太宰府」の実現に向けまして一生懸命努力をしております。

今後の市政運営につきましても、今年1月より実施しております「市長と語ろう～未来の太宰府・ふれあい懇談会」におきまして、市民の皆様の率直なご意見やご提言をいただいておりますので、「市民との協働のまちづくり」の基本姿勢のもと、私はもとより全職員一丸となって市政に反映できるように全力を傾けてまいりたいと思っております。市民の皆様を初め議員各位のご理解とご協力を、そしてご支援をどうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、報告7件、人事案件1件、専決処分6件、住居表示設定1件、条例の一部改正6件、補正予算3件、合わせて24件の議案を上程し、ご審議をお願い申し上げたいと思います。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から報告第4号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、報告第1号「平成19年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」ご説明を申し上げます。

平成19年度の繰越明許費は、計8件の事業について設定しておりましたけれども、繰越額が確定しましたので報告をさせていただきます。

繰越総額は2億6,922万154円で、財源内訳は国庫補助金や市債などの特定財源が1億9,323万1,811円で、一般財源が7,598万8,343円でございます。

次に、報告第2号「平成19年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」ご説明を申し上げます。

平成19年度につきましては、公共用地の取得事業と都市計画関連事業の2件の事故繰越しを行っております。繰越総額は262万7,324円でございます。

次に、報告第3号「平成19年度太宰府市水道事業会計予算繰越について」ご説明を申し上げます。

平成19年度の建設改良費の配水施設費のうち、雨水管渠築造に伴う配水管布設替工事1件、総額450万円の繰り越しを行っております。

次に、報告第4号「平成19年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」ご説明を申し上げます。

平成19年度の建設改良費の公共下水道整備費のうち、汚水管渠築造工事1件、雨水管渠築造工事等3件、雨水管渠築造工事に伴う補償金4件、雨水幹線実施設計業務委託3件、下水道設計図書管理業務委託1件、計12件、総額3億2,423万円の繰り越しを行っております。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第1号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) 次に、報告第2号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) 次に、報告第3号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) 次に、報告第4号について質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) 今、市長から説明がありまして、特に第3号と第4号のかかわりのある部分も、第3号の部分が第4号に入っております。なぜこういう下水道事業会計の繰越状況というのは説明が出されておりますが、坂本雨水管渠第19-1工区、同じく第19-2工区、それから補償関係もありますが、ここの部分について4,051万7,000円、こういう下水道部分についてが繰り越しになっております。それで、この地元協議が日数を要したというのと、それから関連事業のための繰越事業という形ですが、どういう特徴点があって4,051万7,000円も繰り越しになったのか。これが平成20年度の部分について、もう出納閉鎖は5月31日で終了しておりますし、当然これは平成20年度の部分の中に入ってくるのかというのが1点です。

それから、報告第4号の一番下のほうに、北谷地区污水幹線の工事として、当初2億3,000万円計上しておりました。議会もこれを認めておりましたが、全額ははっきり言って翌年度繰り越しになっております。こういう状況の中で、地元負担金として1,000万円計上されております。ここについては、今日まで下水道の布設が困難だという形で以前から10人合併槽など様々な、北谷の火葬場の関係がありまして、そういう制度を活用しておりました。その後、これは北谷区との地元協議、協定に基づくものもありますが、なぜ2億3,000万円も、はっきり言って計画ルート、取り付け管、地元協議に不測の日数を要したと理由のもとになっておりますが、余りにも大きな金額を翌年度繰り越し、こういう状況の中で、しかも財源については損益留保資金を充てるということは、下水道の減価償却などの財源を充てていくということで、唯一ここでは北谷地区の受益者負担金について1,000万円が計上されております。この内容も含めて説明をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長(不老光幸議員) 上下水道部長。

上下水道部長(古川泰博) 報告第4号、第3号も水道関係がございますが、第4号につきましては坂本雨水管渠第19-1の築造工事に伴いますものが1番目から8番目でございます。この件につきましては、坂本の丸山病院がございますが、その下のところの水路の改修と、それから3号線のところにあります、坂本の交差点がございますが、そのところの3号線沿いに雨水幹線がございます。その分の築造工事の分でございます。この分につきましては、地元といろいろ協議を行った中で平成19年度には工事が完了しないということで繰り越すものでございます。

それから、ご質問の北谷地区污水管渠築造工事でございますが、この分につきましては平成20年、平成21年度の工事ということで計画をいたしておりましたが、平成19年度末ごろ県のほうから前倒しで補助金を平成19年度につけてほしいということがありましたもんですから、平成19年度の予算に上げて、それを繰り越すという形でないと平成19年度中には工事は当然できませんので、繰り越すという形をとりながら県のほうと協議を行ってきた結果、繰り越しという形になったものでございます。

議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そうすると、まずこの坂本の部分については、平成20年度にはまず解決をするのかというのが1点です。具体的に3号線をまたぐことにもなるとは思いますが、これだけの部分について当然地元協議が不測の日数を要したということですが、日数を要して解決をし、平成20年度には着工ができるのかどうかというのが1点目です。

それから、北谷については具体的にありませんでしたが、この火葬場の協定に基づく問題がありました。これとのかかわりがないのかどうかというのが報告がありません。それと同時に、この地方債、国庫補助金について1億9,000万円という大変な金額があるわけですが、平成19年、平成20年、平成21年という形で、この国庫補助の部分については変更がない。おまけに、受益者負担金としてこの1,000万円については必ず受益者負担金として収入の見込みがあるのかどうか。先ほどから言いますように、北谷には大変火葬場の問題がありまして協定がありましたが、協定とのかかわり合いがなく、こういう受益者負担金が納付されるのかどうかというのを、再度、質疑の回答を求めたいと思います。

議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

上下水道部長（古川泰博） 坂本雨水幹線の工事につきましては、丸山病院の下になりますが、坂本の旧道になります。そこにつきましては、既に着工いたしております。

それから、その関連で3号線沿いの雨水幹線につきましても平成20年度中には完成をしたいと思っておりますし、当然梅雨どきということがございますので、そういうことを考慮しながら工事を進めていっております。

それから、北谷の分でございますが、北谷の下水道につきましては、当然火葬場の条件整備ということがございます。それで、北谷地区につきましては、那珂川に処理場を計画されておりましたが、その分が最終的には建設をしないという決定がありましたもんですから、時期的には平成20年度、平成21年度に工事をできるという状況になったものですから、その期間の中で工事を進めていきたいと。平成20年度、もう既に設計、それから地元説明、そういうものにつきましても終わりました。設計ができて地元を担当の者が、いろんな条件がございますので、そういうものの協議をさせていただいております。

それから、受益者負担金につきましては、当然時期的に早くなりましたので、受益者負担分につきましても地元と協議をさせていただいた中で負担をしていただくということで考えております。

議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~

日程第8から日程10まで一括上程

議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第8、報告第5号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」から日程第10、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

市長（井上保廣） 報告第5号から報告第7号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、報告第5号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、太宰府市土地開発公社の平成19年度決算及び平成20年度の事業計画並びに予算について報告するものでございます。

まず、平成19年度の事業と決算について報告いたします。

公有地取得事業では、高雄・中央通り線道路改良事業用地及び（仮称）梅ヶ丘公園広場新設事業用地の取得を行っております。また、処分として、高雄・中央通り線道路改良事業用地の処分を行っております。

決算につきましては、収益的収入1,128万4,238円に対しまして、収益的支出は1,311万2,983円となり、差し引き182万8,745円の当期純損失を生じております。

次に、平成20年度の事業計画についてでございますけれども、公有地取得事業では現在のところ具体的に公社による取得を依頼されているものはございません。

以上、簡単でございますが、太宰府市土地開発公社の経営状況を報告いたします。

次に、報告第6号「財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

まず、平成19年度の事業と決算について報告をいたします。

事業といたしましては、広報啓発事業として会報の発行など広く協会事業の紹介を行い、国際交流促進事業としてPTA等が行った自主的交流活動を支援いたしました。また、国際交流事業として例年同様アジア太平洋子ども会議の子ども大使の受け入れ、太宰府市民政庁まつり参加、セカンドファミリー事業、フレンズベル倶楽部メンバーの集いを開催するとともに、新

たな取り組みといたしまして国際交流サロンを開催し、市民の交流の場を設けました。

決算の収入につきましては、基本財産2億円の運用収入280万円及び会費収入41万円のほか、前年度繰越額を合わせ合計が696万4,514円となっております。支出につきましては、自主事業費及び一般管理費を合わせて378万2,687円で、繰越額が318万1,827円となっております。

次に、平成20年度の事業計画と予算でございます。

事業につきましては、平成19年度同様に広報啓発事業、国際交流促進事業、国際交流事業、国際ボランティア事業の継続として実施し、市民団体の自主的交流活動を支援していきまるとともに、アジア太平洋子ども会議の子ども大使の受け入れほか、市民と外国人との交流によって国際理解が深まる事業を積極的に展開していく予定にいたしております。

予算につきましては、収入として526万7,000円を見込み、支出として自主事業費を134万5,000円、一般管理費を392万2,000円見込み、一般管理費のうち予備費として57万1,000円を計上をいたしております。

以上、簡単でございますけれども、財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況を報告いたします。

次に、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」報告を申し上げます。

まず、平成19年度の事業と決算について報告いたします。

主な事業といたしましては、10施設の管理運営の受託と文化・スポーツ振興に関する事業を行い、各種教室、講座、イベント、展示事業等の開催及び主催事業や他団体の開催事業の情報収集と提供を行ったところでございます。この結果、文化施設とスポーツ施設を合わせ、全施設の利用者数は約65万8,000人と、多くの方に利用をしていただきました。今後も多様化する市民のニーズにこたえるため、施設の管理、運営により一層の力を注いでまいりたいと思っております。

決算につきましては、一般会計としての主な収入は、基本財産運用収入、指定管理料収入、補助金収入、施設利用料収入、自主事業収入等を合わせまして、2億9,755万5,608円となっております。

支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費、市民図書館費等を合わせ、合計2億6,269万9,109円で、差し引き3,485万6,499円となっております。

次に、平成20年度の事業計画と予算についてでございます。

事業につきましては、生涯学習支援事業として、あるいはスポーツ振興事業といたしまして、いきいき情報センター、文化ふれあい館、女性センタールミナス、市民図書館の文化施設と北谷運動公園の5施設で、合計196の教室や講座、イベント等を計画をいたしております。

次に、予算につきましては、5施設指定管理料収入と自主事業収入や施設利用料収入等を合わせ、一般会計として収入2億6,221万円を見込み、支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費等で、収入と同額を計上をいたしております。

以上、簡単でございますけれども、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況を報告を申し上げます。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 次に、報告第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 次に、報告第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~

日程第11 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（不老光幸議員） 日程第11、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

市長（井上保廣） 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

本市の人権擁護委員定数6名に対しまして、現在1名の欠員を生じております。このため、築地原洋子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるためにご提案を申し上げる次第でございます。

築地原氏は、平成11年4月から5年間、市内の小・中学校のPTA役員として会計、副会長等の要職を歴任され、学校とPTA会員とのパイプ役として教育環境の諸問題解決に向けて取り組んでこられました。また、平成9年から子ども会育成会連合会の要職を務められるなど、地域社会の発展とともに、子供の健全育成に向けて尽力をされておられ、人権擁護委員として十分任務を果たせる方であると確信をいたしております。略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月6日の本会議で行います。

~~~~~

日程第12から日程第14まで一括上程

議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第12、議案第45号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改

正する条例)」から日程第14、議案第47号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

市長（井上保廣） 議案第45号から議案第47号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第45号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日に公布されまして、同日から施行されたことに伴い、市税条例の一部を改正するものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。

改正の主な内容を申し上げますと、まず個人住民税においては、寄附金控除の方法が所得控除方式から税額控除方式になります。さらに、寄附金控除の上限額を総所得金額の25%から30%に引き上げ、下限額につきましても10万円から5,000円に引き下げて、控除額を大きくしています。なお、地方公共団体に対する寄附金につきましては、10%の税額控除に加え、5,000円を引いた残りの90%につきましても住民税の所得割額の1割までであれば所得税で控除された額と合わせて全額を控除することになります。この改正は、平成21年度分以後の個人住民税について適用をされます。

次に、上場株式等の譲渡益・配当について、本来住民税5%、所得税15%と合わせて20%となっていた税率を、平成15年から平成20年までは住民税3%、所得税7%と合わせて10%としていた軽減税率を廃止することになります。なお、経過措置として平成21年から2年間は500万円以下の譲渡益、100万円以下の配当につきましては軽減税率が適用されます。

また、個人住民税につきましては、公的年金からの特別徴収が平成21年10月から開始されることとなります。

次に、固定資産税について、既存住宅に係る省エネ改修についての軽減措置が創設をされまして、新築住宅の軽減措置についても2年延長となっております。

以上が主な改正の内容でございます。

次に、議案第46号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」についてご説明を申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部が改正されたことによりまして専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険税について現

在の医療分と介護保険分に加えて、後期高齢者支援金等課税額分を新設いたしております。

内訳を申し上げますと、所得割額が前年の所得から基礎控除額33万円を引いた額の100分の1.8に、被保険者均等割額が1人当たり6,500円に、世帯別平等割額が同じく6,500円になっております。

なお、後期高齢者支援金等課税額分の限度額は12万円となっております。

以上が改正の内容でございます。

次に、議案第47号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」についてご説明を申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部が改正されたことによりまして専決処分をさせていただいておるものでございます。

改正の内容につきましては、関係条文を整理したものでございます。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第12から日程第14までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第45号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変こういう地方税法の改正案については本来議会で審議をすべきところですが、専決処分をされておりますので、ここで反対討論させていただきたいと思っております。

議案第45号専決処分の太宰府市税条例の一部を改正する条例については、平成20年4月30日、参議院で採決されないために衆議院はみなし否決されたとして再議決されたものです。内容については、一部評価すべきものもありますが、道路特定財源を10年間延長することやふるさと納税制度を成立させたこと、一方株式等取引譲渡損益通算制度を導入し、500万円以下の譲渡益については引き続き10%の税率とする優遇税制であります。本来は20%が税率ですが、株式を取引する金融資産を持つ富裕層に対する優遇措置を広げる内容であります。また、公益法人は一般法人同様の課税対象になりましたが、現在認可されている法人については2013年まで非

課税となっております。住宅の省エネ改修についての減税制度も設けられておりますが、一番問題なのは年金から個人住民税の特別徴収制度が導入されることとなります。年金から既に所得税が引かれており、その上介護保険料に加え、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が特別徴収されます。本人の意向を踏まえないで年金から天引きすることに対して、年金を生活の主たる収入としている受給者に対する大変な負担があります。この条例をもとに関連する様々な市民負担が強まることとなりますので、専決処分に反対の態度を表明し、討論といたします。

議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第45号は承認されました。

承認 賛成17名、反対2名 午前10時43分

議長（不老光幸議員） 次に、議案第46号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について質疑はありませんか。

4番渡・美穂議員。

4番（渡・美穂議員） 3月議会でこの後期高齢者医療制度のことについて周知についていろいろ質問させていただきましたが、あのときは75歳以上の該当される方に対する周知について質問いたしましたが、今回それを含めて現役世代にもかなりかかわってくるということで、私は多くの市民にお伺いするとですね、現役世代がこの支援料を負担しなきゃいけないということを知らない方が非常に多いんですね。ましてや、平等割、均等割で0歳児の赤ちゃんからこれ支援料がかかりますから、そういったことを世帯主の方がご存じないというケースが非常に多いんですけども、こういった今回改革に伴ってですね、世帯主全員ですから、これは今後も周知されていく予定はあるんでしょうか。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 後期高齢者医療制度、いわゆる長寿保険につきましては、広報等毎月掲載しながらその周知を図っておるところでございますが、窓口等においてもパンフレット等十分用意しております。なお一層周知に努めてまいります。

議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議案第46号太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分の承認を求めることについて反対討論いたします。

3月議会でもこの国民健康保険税条例改正については反対討論をいたしておりました。近隣自治体の中で高い、均等割、平等割ともに2万5,200円、支援金は0.1%高く、均等割、平等割で近隣より1,000円の差が出てきております。小計で筑紫野市よりも3,400円高くなっております。介護分としては5,000円も大野城市と比較して高くなっております。大野城市と比較して1万400円の格差があります。市広報でも市民に知らせていますが、60歳夫婦だけの年間所得、夫100万円、妻50万円で控除額33万円、足しますと66万円ですが、この150万円から66万円を差し引き、支援金や介護分を含めると国民健康保険税が年額20万9,900円になると市の広報で説明しております。年間収入の14%が国民健康保険税、またそれ以外には市民税や固定資産税含めると年間150万円の収入で20%近くが税額という状況になるわけです。

本来、国民健康保険は一般会計から繰り入れを行っている自治体もたくさんあります。負担を軽くするなど対応をとるべきですが、この国民健康保険税の内容、条例改正は、所得の低い市民ほど負担が強まる結果になっておりますので、専決処分に対する国民健康保険税の条例改正について反対をいたします。

以上です。

議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第46号は承認されました。

承認 賛成17名、反対2名 午前10時47分

議長（不老光幸議員） 次に、議案第47号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号を承認することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 不老光幸議員 ) 全員起立です。

したがって、議案第47号は承認されました。

承認 賛成19名、反対0名 午前10時48分

~~~~~

日程第15号から日程第17号まで一括上程

議長 ( 不老光幸議員 ) お諮りします。

日程第15号、議案第48号「専決処分の承認を求めることについて ( 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算 ( 専決第2号 ) )」から日程第17、議案第50号「専決処分の承認を求めることについて ( 平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算 ( 専決第2号 ) )」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 不老光幸議員 ) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[ 市長 井上保廣 登壇 ]

市長 ( 井上保廣 ) 議案第48号から議案第50号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第48号「専決処分の承認を求めることについて ( 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算 ( 専決第2号 ) )」についてご説明を申し上げます。

今回の補正は予想を上回る療養給付費の伸びに伴いまして、支払いに対します歳出予算が不足をいたしましたために、歳入及び歳出予算にそれぞれ5,041万5,000円を追加をし、予算総額を65億6,930万円とする専決処分を平成20年3月28日付でさせていただいたものでございます。

次に、議案第49号「専決処分の承認を求めることについて ( 平成20年度太宰府市老人保健特別会計補正予算 ( 専決第1号 ) )」についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成20年3月分医療費の支払いに4,815万5,465円の不足が生じたために、歳入歳出それぞれ4,815万6,000円を追加し、予算総額を5億5,856万円とする専決処分を平成20年5月16日付でさせていただいたものでございます。

要因といたしましては、例年と比較いたしまして医療費が大幅に伸びたことにより生じたものでございます。

この不足分の財源につきましては、社会保険診療報酬支払基金の過年度精算金を充当いたします。

次に、議案第50号「専決処分の承認を求めることについて ( 平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算 ( 専決第2号 ) )」についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算の専決につきましては、建設企業債償還に係る補正でございます。

公共下水道事業償還金において、43万9,000円の不足を生じたことから補正を行ったものでございます。

専決処分とした理由につきましては、償還日が平成20年3月31日に指定されたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年3月26日付で専決処分をさせていただいたものでございます。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第15から日程第17までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第48号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第2号）」について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第48号は承認されました。

承認 賛成19名、反対0名 午前10時53分

議長（不老光幸議員） 次に、議案第49号「専決処分の承認を求めることについて（平成20年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（専決第1号）」について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号を承認することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第49号は承認されました。

承認 賛成19名、反対0名 午前10時54分

議長(不老光幸議員) 次に、議案第50号「専決処分の承認を求めることについて(平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算(専決第2号))」について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号を承認することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第50号は承認されました。

承認 賛成19名、反対0名 午前10時55分

~~~~~

日程第18 議案第51号 住居表示に伴う町の区域の設定について

議長(不老光幸議員) 日程第18、議案第51号「住居表示に伴う町の区域の設定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

市長(井上保廣) 議案第51号「住居表示に伴う町の区域の設定について」ご説明申し上げます。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定による住居表示実施のため、地方自治法第260条第1項の規定により、平成20年11月中旬をめぐりに本市内の別図1の区域内の字の区域に別図2のように町の区域を設定する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

本年3月定例議会におきまして、将来とも混乱せず、かつわかりやすい住所の表し方を目指して、住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について議決をいただいておりますけれども、その後、町界、町名の変更(案)を太宰府市住居表示審議会に諮問し、諮問原案のとおり実施すべきものとの答申を受けましたので提案申し上げる次第でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案については、変更の請求が提出されており、公聴会を開催する必要があることから、直ちに質疑を行い、委員会付託をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

本案は環境厚生常任委員会に付託します。

ここで11時15分まで休憩をします。

休憩 午前10時57分

~~~~~

再開 午前11時15分

議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

~~~~~

日程第19から日程第24まで一括上程

議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第19、議案第52号「太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について」から日程第24、議案第57号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

市長（井上保廣） 議案第52号から議案第57号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第52号「太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢者医療保険料の徴収について市民生活部の所管とするため、関係条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第53号「太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員による審査が

追加となったことから、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第54号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

全国的に暴力団員による殺人事件や傷害事件、公営住宅の不正入居や不正使用、職員や住民に対する恫喝など様々な問題が発生していることから、国土交通省住宅局通知によりまして公営住宅における暴力団排除についての方針が示されたことから、本市におきましても通知の趣旨に基づき条例の一部を改正し、暴力団員の排除を進めるものでございます。

次に、議案第55号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、条文の整備をいたすものでございます。

次に、議案第56号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本条例も先ほどの議案第55号と同じく、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、同様の改正を行うため条文の整備をいたすものでございます。

次に、議案第57号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本条例も、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、同様の改正を行うため条文の整備をいたすものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月6日の本会議にて行います。

~~~~~

日程第25から日程第27まで一括上程

議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第25、議案第58号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」から日程第27、議案第60号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

市長（井上保廣） 議案第58号から議案第60号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第58号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1,916万7,000円を追加し、予算総額を182億2,216万円をお願いをするものでございます。

歳出の主なものといたしましては、新規職員採用試験に要する費用、コミュニティバスの都府楼待機所整備工事費、本年10月から対象年齢を義務教育就学前に拡大する乳幼児医療などの公費医療制度改正に要する費用、その他、小・中学校の授業補助等を行う人材を学校に配置するための経費などを追加させていただいております。

また、あわせまして、史跡水辺公園と北谷運動公園の指定管理料の債務負担行為について補正をさせていただいております。

次に、議案第59号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ135万1,000円を追加をし、予算総額を34億1,696万7,000円をお願いをするものでございます。

歳出の内容といたしましては、産休代替嘱託職員の賃金及び、それに伴います保険料でございます。

歳入の内容といたしましては、一般会計よりの繰入金でございます。

次に、議案第60号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきまして、支出を146万2,000円増額し、総額11億6,900万円にするものでございます。

補正の内容といたしましては、職員の出産及び育児休業取得の間の代替職員として嘱託職員の任用を予定をしております、これに係る賃金及び法定福利費を計上をいたしております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月6日の本会議で行います。

~~~~~

議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月6日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時23分

~~~~~

## 1 議事日程(2日目)

[平成20年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成20年6月6日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第2 議案第52号 太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について  
日程第3 議案第53号 太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について  
日程第4 議案第54号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第55号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第56号 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第57号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第58号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について  
日程第9 議案第59号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について  
日程第10 議案第60号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について  
日程第11 請願第2号 妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書  
日程第12 請願第3号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を求める請願書  
日程第13 意見書第3号 「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである(20名)

- |     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | ・田久美子 | 議員 | 2番  | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番  | 長谷川公成 | 議員 | 4番  | 渡美穂  | 議員 |
| 5番  | 後藤晴   | 議員 | 6番  | 力丸義行 | 議員 |
| 7番  | 橋本健   | 議員 | 8番  | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番  | 門田直樹  | 議員 | 10番 | 小道枝  | 議員 |
| 11番 | 安部啓治  | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 安部陽  | 議員 |
| 15番 | 佐伯修   | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂  | 議員 | 18番 | 福廣和美 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 不老光幸 | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

|                  |      |          |      |
|------------------|------|----------|------|
| 市長               | 井上保廣 | 副市長      | 平島鉄信 |
| 教育長              | 關敏治  | 総務部長     | 石橋正直 |
| 協働のまち<br>推進担当部長  | 三笠哲生 | 市民生活部長   | 関岡勉  |
| 健康福祉部長           | 松永栄人 | 建設経済部長   | 木村洋  |
| 会計管理者併<br>上下水道部長 | 古川泰博 | 教育部長     | 松田幸夫 |
| 総務・情報課長          | 木村甚治 | 経営企画課長   | 今泉憲治 |
| 市民課長             | 木村和美 | 福祉課長     | 宮原仁  |
| 国保年金課長           | 木村裕子 | 都市計画課長   | 神原稔  |
| 上下水道課長           | 宮原勝美 | 教務課長     | 井上和雄 |
| 生涯学習課長           | 古川芳文 | 監査委員事務局長 | 井上義昭 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  | 書記   | 浅井武  |
| 書記     | 花田敏浩 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（不老光幸議員） 日程第1、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第2号を諮問のとおり適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、諮問第2号は適任として答申することに決定しました。

適任 賛成19名、反対0名 午前10時01分

~~~~~

日程第2から日程第4まで一括上程

議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第2、議案第52号「太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について」から日程第4、議案第54号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。  
議案第52号から議案第54号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第5から日程第7まで一括上程

議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第55号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第7、議案第57号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。  
議案第55号から議案第57号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第8 議案第58号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

議長（不老光幸議員） 日程第8、議案第58号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。  
議案第58号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第9 議案第59号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（不老光幸議員） 日程第9、議案第59号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。  
議案第59号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第10 議案第60号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（不老光幸議員） 日程第10、議案第60号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。  
議案第60号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第11 請願第2号 妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書

議長（不老光幸議員） 日程第11、請願第2号「妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願

書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

2番藤井雅之議員。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

2番（藤井雅之議員） おはようございます。

妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書の説明をさせていただきます。

請願趣旨を読み上げて説明にかえさせていただきます。

厚生労働省は、昨年1月、市町村に妊婦健診の税金による助成は14回程度が望ましいと通達しています。最低限の基準として5回程度の助成実施が原則と求めました。

太宰府市においては、本年度より助成回数を3回と引き上げられました。しかし、まだ国が示した最低基準5回に達していない状況です。

妊婦健診は原則として医療保険の適用がされないため、収入が安定していない自営業者は経済的理由で受診をあきらめざるを得ないと相談がありました。これは、飛び込み出産へとつながることにもなります。

昨年夏、健診を受けていなかった奈良県の妊婦が11病院に受け入れを拒まれた末に死産したことが大きく報道されたのは、記憶に新しいことだと思います。危険を伴う飛び込み出産を避けるためにも、健診助成の拡大は一定の効果があります。

妊婦が安心して健診を受けられ、暮らすことのできるよう、以下の点を強く求めます。

妊婦健診の助成の回数を3回から最低でも5回に増やすこと。

以上です。

請願を審議していただきまして、可決していただきますようお願いいたします。

議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第2号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第12 請願第3号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を求める請願書

議長（不老光幸議員） 日程第12、請願第3号「公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を求める請願書ですが、大変文書が長くなっておりますので、要約して説明をさせていただきたいと思っております。

この中で、中段にありますように、今、もうからない民間委託については、さきの新聞でも報告されましたように、コムスンが介護事業から撤退をするとか、本当に今弱肉強食の競争社会です。こういう状況の中で置かれている地方公務員、国家公務員についても、そういう負担が大変大きくなっております。国としてもどうするかということで公務員の制度改革、地方公務員の制度改革まではいっておりませんが、ある一定こういう内容について国で論議をして、労働権を付与する必要があるんじゃないかと、こういう論議にもなりましたが、それは先送りをされました。

一方、下のほうになります。現在、1、2、3点というふうにしてありますが、特に貧困と格差が増大をしているところであります。特に今、派遣や請負、それからそういう契約、市の職員の中でも委託、嘱託、臨時職員が大変な、職員総数に匹敵するような、指定管理者を含めると超えております。ところが、やはりそこは賃金の不安定さがあります。本当に貧困と格差、そしていつ仕事がなくなるかおびえながら働かざるを得ないという、このまず1点目の貧困と格差、これを公共サービスとして自治体の責任でやるべきじゃないかということです。2点目が、公務員として公正・中立、効率的なサービスを提供する責務があるというのが2点目です。3点目が、先ほども言いましたように非常勤や派遣、請負、公的業務について待遇、最低賃金、公契約法の制定、そして働く人たちが安心して生活できる労働条件を確立していただきたい。本当に今、働くことに対する不安が広がっております。

それで、その裏にぜひ国に意見書を上げていただきたいという文書について添付をさせていただいております。下のほうに3点、格差と貧困を拡大し、国民の安全と安心を損なう規制緩和、民営化政策をやめ、必要な規制の強化と公務・公共サービスを拡充すること。2番目に、公正・中立で効率的な公務サービスを提供するため、民主的公務員制度の確立に向けて、労働基本権回復を初め公務職場に働くルールを確立すること。3点目に、非常勤、派遣、請負など公務関連職場に働くすべての労働者に対して均等待遇の実現、最低賃金の引き上げ、公契約法の制定など、安定した生活ができる賃金・労働条件を保障することをぜひ議会で論議していただき、そして国に意見書を上げていただきたいという内容です。

意見先については、内閣総理大臣福田康夫殿、人事院総裁の谷公士殿、財務大臣額賀福志郎殿、総務大臣増田寛也殿、この4関係大臣に意見書を上げていただきたいという内容であります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

以上です。

議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) これでは質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第3号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第13 意見書第3号 「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書

議長(不老光幸議員) 日程第13、意見書第3号「「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

13番(清水章一議員) 「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書について説明をさせていただきます。

近年、乾燥地域の拡大や氷河の後退、あるいは異常気象の頻発、海面上昇等地球温暖化の影響によるものと指摘される事象が地球の各地で顕在化をいたしております。20世紀の間に地球の平均気温は0.6度上昇し、我が国の平均気温も1度上昇をいたしております。最悪の場合、2100年には18世紀の産業革命時代と比較しまして約6.4度気温が上がり、88cm海面が上昇するとの予測もあります。地球温暖化防止に向けた取り組みが喫緊の課題であることはだれの目にも明らかでございます。

こうした環境、気候変動問題等を主要テーマに、本年の7月、日本を議長国として北海道で洞爺湖サミットが開催をされ、政府におかれましてもダボス会議で福田総理がクールアース推進構想を提唱するなど、京都議定書の温室効果ガス削減目標達成のために地球温暖化対策推進法の改正を進めるなど、所要の温暖化防止対策を講じているところでございます。

加えまして、環境立国を目指す我が国が、サミット開催国として積極的に議論をリードするとともに、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みをより一層推進する責務があることは論をまちません。

こうした観点から、サミットの象徴として開催初日の7月7日をクールアース・デーと定めることを初め、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みへの意識啓発を促すため、政府に対して強く要請をするものでございます。

あて先は、内閣総理大臣福田総理、それから環境大臣鴨下大臣でございます。皆様方ぜひ議論をしていただきまして積極的なご採択をいただきますように心からお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月16日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時16分

~~~~~

1 議 事 日 程 ( 3 日 目 )

[平成20年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成20年6月16日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号)   | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 中 林 宗 樹<br>( 8 )  | <p>1. 「協働のまちづくり」と「地域コミュニティづくり」について<br/>総合計画の後期基本計画には多様な主体と協働しながらまちづくりを行う、また地域コミュニティづくりの到達目標を分かりやすく伝えると明記されているが、その具体的な内容について伺う。</p> <p>2. 学校教育の充実について<br/>小中学校の教育充実について伺う。</p> <p>3. 高尾川の川幅の狭小化について<br/>太宰府高校入口の高尾川の川幅をなぜ狭くしたのか伺う。</p> <p>4. 東ヶ丘の太陽光街灯の撤去について<br/>東ヶ丘の太陽光街灯が撤去され、普通の有線街灯に取り替えられているが、なぜか。</p> <p>5. まほろば号の運行について<br/>高雄地区への乗り入れについて伺う。</p>                                                                                   |
| 2  | 武 藤 哲 志<br>( 19 ) | <p>1. 後期高齢者医療制度及び国民健康保険税について<br/>( 1 ) 後期高齢者医療制度に対して、連合会に対する中止要求及び前期・後期高齢者からの年金天引き中止を要求する。<br/>( 2 ) 4市1町の中で高い国民健康保険税の引き下げ、納税回数<br/>の10期の検討を含め、無年金者や世帯主が税金を滞納されて<br/>いても乳幼児医療証、前期・後期高齢者の健康保険証の取り<br/>上げを行わないように要求する。</p> <p>2. 30人学級実現について<br/>父母、教職員の切実な要求である30人学級実現について、毎年福岡県教育委員会に40万人、県民の13人に1人が署名、請願、陳情書を出している。その結果、福岡県教育委員会は国の制度を活用し、研究指定校、弾力的運営等、少人数学級を福岡県下の小中学校で一部実施をしてきたが、学級定員制度は40人となっている。国も制度を見直そうとしているが、教育委員会としての今後の方針を伺う。</p> |
|    |                   | <p>1. 地域づくりと道路行政について<br/>( 1 ) 企業誘致の考え方について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|   |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | 安部 陽<br>(14)  | <p>(2) 道路網は現在のままでよいのか</p> <p>(3) 都市計画道路の計画と推進について</p> <p>(4) 今後の道路整備のあり方について</p> <p>2. 福岡空港と新交通システムについて</p> <p>(1) 福岡空港の移転等に伴う考え方について</p> <p>(2) 御笠川に新交通システムを</p>                                                                                                                               |
| 4 | 長谷川 公成<br>(3) | <p>1. 高雄台団地道路拡張について</p> <p>(1) 高雄台公民館や中央公園の土地が工事にかかり、公民館の駐車場がなくなるが、どう対応するのか。</p> <p>(2) 団地内に標識や横断歩道が必要になってくると思うが、今後の考えを伺う。</p>                                                                                                                                                                  |
| 5 | 藤井 雅之<br>(2)  | <p>1. まほろば号について</p> <p>(1) 高齢者が乗降しやすい車両の導入は</p> <p>(2) 西鉄都府楼前駅前のバス停整備について</p> <p>(3) 西鉄都府楼前駅前で運転手の休憩について</p> <p>(4) 夏休み中の利用促進策について</p> <p>2. エスコートゾーンの整備について</p> <p>横断歩道上の一部に点字ブロックのように整備されているエスコートゾーンについて伺う。</p> <p>(1) 太宰府市での整備計画は</p> <p>(2) 市民への啓発は</p> <p>(3) 整備にあたり、各身障者団体からの意見聴取の計画は</p> |
| 6 | 清水 章一<br>(13) | <p>1. 障害者自立支援法について</p> <p>障害者自立支援法が平成18年から施行されているが、その後の市の取り組みについて伺う。</p> <p>2. IP電話について</p> <p>財政状況が厳しい中、行政改革が実施されているが、IP電話等について検討がなされているのか。</p>                                                                                                                                                |
| 7 | 福廣 和美<br>(18) | <p>1. 特別史跡水城跡の整備について</p> <p>(1) 整備の今後の予定について</p> <p>(2) 仮称「水城祭」を実施する考えはないか。</p> <p>2. 景観整備について</p> <p>(1) 違反広告物の取り扱いについて</p>                                                                                                                                                                    |

2 出席議員は次のとおりである(20名)

|    |            |    |           |
|----|------------|----|-----------|
| 1番 | ・ 田 久美子 議員 | 2番 | 藤井 雅之 議員  |
| 3番 | 長谷川 公成 議員  | 4番 | 渡 ・ 美穂 議員 |
| 5番 | 後藤 ・ 晴 議員  | 6番 | 力丸 義行 議員  |
| 7番 | 橋本 健 議員    | 8番 | 中林 宗樹 議員  |

9番 門田直樹 議員  
11番 安部啓治 議員  
13番 清水章一 議員  
15番 佐伯修 議員  
17番 田川武茂 議員  
19番 武藤哲志 議員

10番 小・道枝 議員  
12番 大田勝義 議員  
14番 安部陽 議員  
16番 村山弘行 議員  
18番 福廣和美 議員  
20番 不老光幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(27名)

|                  |      |               |      |
|------------------|------|---------------|------|
| 市長               | 井上保廣 | 副市長           | 平島鉄信 |
| 教育長              | 關敏治  | 総務部長          | 石橋正直 |
| 協働のまち<br>推進担当部長  | 三笠哲生 | 市民生活部長        | 関岡勉  |
| 健康福祉部長           | 松永栄人 | 建設経済部長        | 木村洋  |
| 会計管理者併<br>上下水道部長 | 古川泰博 | 教育部長          | 松田幸夫 |
| 総務・情報課長          | 木村甚治 | 経営企画課長        | 今泉憲治 |
| 管財課長             | 轟満   | 協働のまち<br>推進課長 | 大藪勝一 |
| 市民課長             | 木村和美 | 税務課長          | 新納照文 |
| 福祉課長             | 宮原仁  | 国保年金課長        | 木村裕子 |
| 都市計画課長           | 神原稔  | 建設課長          | 大内田博 |
| 観光・産業課長          | 山田純裕 | 上下水道課長        | 宮原勝美 |
| 教務課長             | 井上和雄 | 学校教育課長        | 松島健二 |
| 文化財課長            | 齋藤廣之 | 中央公民館長        | 木村努  |
| 監査委員事務局長         | 井上義昭 |               |      |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  | 書記   | 浅井武  |
| 書記     | 花田敏浩 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、13人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして、2日間で行うことに決定していますことから、本日16日7人、明日17日6人の割り振りでいきます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

8番（中林宗樹議員） おはようございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました項目について質問いたします。

質問いたします前に、先日6月14日に起きました岩手・宮城内陸地震におきまして、テレビ等の報道によりますと、9名の方のとうとい人命も失われ、山は崩れ、道路は至るところで断され、多くの家は崩壊し、その被害の甚大さと、また自然のエネルギーの大きさに驚くばかりでございます。

お亡くなりになられました方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様と自治体に対し、心よりお見舞い申し上げます。また、救援活動、復旧活動に携わっておられます皆様にも敬意を表したいと思います。

さて、質問に入ります。

まず1項目め、協働のまちづくりと地域コミュニティづくりについて質問いたします。

地域コミュニティづくりを掲げて8年になりますが、この間、多くの議員さんが指摘、質問、提言をされておられますが、遅々として進展は見られません。なぜか。それは、なぜ地域コミュニティが必要なのか、地域の皆さんが理解されていないからではないでしょうか。市長は、今ある行政区は尊重し、その基礎的なものは崩さないようにするとおっしゃっておられます。地域の皆さんは、区があり、その上に小学校エリアを単位とした地域コミュニティを必要と思われるので進まないのではないのでしょうか。総合計画にも書いてありますように、個人ですべきこと、地域ですべきこと、行政がすべきことなどを、役割や責任を明確にすることに

よって地域コミュニティの必要性を理解していただけるのではないかと思います。そのために  
もルールをつくるべきじゃないでしょうか。

市長は、今のシステムを見直し、市民との協働、あるいは住民と住民、NPOとか多くある  
主体を組み重ね、体系づくりをして、合意形成の中でやる必要があると言われておられます。  
その活動主体の組み重ねの一つの例といたしまして、各行政区には長寿クラブがあります。そ  
れぞれの長寿クラブでは地域に密着した事業として、地域での清掃活動、防犯パトロール、友  
愛活動、独居者の見守り活動、児童の登下校時の見守りなどを行っておられます。この長寿ク  
ラブを核として、全体の活動をまとめているのが太寿連であります。このように組織を連携し  
ていくことで初めて地域コミュニティの組織もできてくるのではないのでしょうか。こうした地  
域に密着した活動にもう一つ組み重ねて、福祉活動と連携して介護予防の活動もできます。ま  
た、よか倶楽部と組み重ねて、高齢者のための健康体操や転倒防止の体操などをすれば、介護  
予防や健康管理にもつながり、医療費の抑制へと広がっていきます。このような既存の組織と  
連携した活動をコーディネートし、活性化するように行政が取り組みをしていくべきではな  
いのでしょうか。地域での活動主体は、ほかに子ども会もあります。アンビシャス広場もありま  
す。ひまわり会も。それに、最近はNPOの団体等もたくさんできています。このように地域  
ですること、個人ですること、こういうことこそ地域力ではないのでしょうか。地域力は着実  
についてきていると思います。その個々の団体を連携させることこそ地域コミュニティづく  
りではないのでしょうか。

市はこれらの個々の活動主体を小学校エリアごとに一くくりとして機能させたいと考えてお  
られると思います。これを無理やり新しくつくろうとするから進まないのです。既存の活動主  
体と連携して、総合計画の基本計画にあります協働のまちづくりについては、地域分権にふさ  
わしいまちづくりの基本条例など制度の構築を目指します。また、人づくり、組織づくりにつ  
いては、地域コミュニティづくりの将来ビジョンや段階的な到達目標をわかりやすく伝えてい  
き、地域コミュニティ協議会の組織化につなげていきますと明記されています。地域コミュニ  
ティをつくり上げるには、ここに書いてあることを早く実行されることだと思います。

また、ルールづくりについては、昨年12月議会で、清水議員の質問で市長は、早い時期に庁  
内に検討会を立ち上げ、その方向性を検討し、制度構築を目指してまいりたいと答弁されてお  
られます。

そこで、以下の点についてお尋ねします。

- 1、地域コミュニティづくりは進展しているのか。
- 2、ルールづくりで市民参画条例の制定に向けた検討会は立ち上げられたのでしょうか。
- 3、将来ビジョンを段階的な到達目標を伝えていくとありますが、その内容は具体的にどの  
ようなことを示されておられるのか。

以上、お伺いします。

2項目め、学校教育の充実についてお尋ねいたします。

市長は本議会へ学校支援補助員として32万6,000円の補正予算を提出されています。また、学校支援人材バンクの取り組みも進めると施政方針で述べられておられます。また、教育委員及び教育主事についても1人増員されています。このように学校教育に対して力を入れておられるのはわかりますが、実際の教育現場であります学校の先生たちの忙しさには変わりはなく、また学習指導要領が改変され、来年の春から学校で教える内容が発表されましたが、授業内容も増え、教材づくりなどにまた仕事も増えます。先生は子供との接する時間が大切であると言われますが、ますますその時間はなくなってくるのではないのでしょうか。

本市では、学園都市、歴史と文化のまちと標榜しておりますが、その名にふさわしい学校内容としていただきたいと思えます。また、まちづくりの観点からも、これからは自治体間競争の時代となります。教育施設の整備及び教育内容の充実などで魅力ある学校づくり、他の自治体と差別化することでまちの活性化へとつなげていくことができるのではないのでしょうか、お尋ねします。

1、学校支援人材バンク、学校支援補助員の活用はどのように考えておられるのか。

2、施設の整備、大規模改修工事や耐震工事の計画については、どのように考えておられるのか。

3、授業の理解度アップにどのような取り組みをなされているのか。

以上、お伺いします。

3項目め、3月議会でもお尋ねいたしました。いま一度お尋ねいたします。太宰府高校の入り口のところの高尾川ですが、高尾川の川幅はなぜ狭くなったのか、その理由をお尋ねいたします。

4項目め、東ヶ丘の太陽光を利用した街灯が、最近有線の街灯に取りかえられていることについて、以下の点でお伺いします。

1、なぜ有線にされたのか。

2、太陽光集積板の寿命はどのくらいあるのか。

3、蓄電池（バッテリー）の寿命はどのくらいあるのか。

以上、お伺いいたします。

5項目め、まほろば号の運行についてお尋ねします。

まほろば号の東観世地区及び高雄地区への運行開始について、いつごろを考えておられるのか、お伺いします。

再質問は自席にて行います。よろしくお願ひします。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

6月14日、岩手・宮城内陸地震でお亡くなりになりました皆様方に、心から6万8,000市民を代表いたしましてご冥福をお祈りしたいと思っております。

それから、いまなお不明な方々もいらっしゃいます。早い時期の救出を願うものでございま

す。

それから、本日から岩手・宮城内陸地震に対しまして、被災に遭われました皆様方に、義援金箱を市役所あるいは各公共施設に設置をいたしましたので、どうか市民の皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げておきたいと思えます。

それでは、ただいま中林議員のほうから協働のまちづくりと地域コミュニティづくりについてご質問ございました。順次回答をしてみたいと思えます。

今日、本市を初めとして、地方自治体を取り巻きます状況は、急激な社会経済情勢の変化に加えまして、少子・高齢社会でありますとか、あるいは地方分権の進展に見られますように、その変化の度合いが加速の一途をたどっております。

そのような状況下におきまして、豊かな地域社会を実現していきますためには、やはり地域に暮らす市民の皆様一人一人が相互に支え合い、地域のあるべき姿を共有しながら、ともに行動できる新たな地域自治の体制づくりが必要であると思っております。市民の皆様を初めとする多様な活動主体と行政が協働しながら、持続的かつ発展的にまちづくりに取り組むことが求められているわけでございます。

そのため、私は昨年4月の市長就任以来、積極的に地域に出向きまして、市民の皆様の声を直にお聞きする中で、皆様の思いをしっかりと市政に反映させる体制づくりに努めておるところでございます。

その取り組みの一つでもございます、本年1月の北谷区を皮切りといたしましてスタートいたしました市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会を通じまして、市民の皆様の方でありますとか、あるいは地域の力を引き出すことができるように、行政のあらゆる領域に現場主義を徹底をしまして、行政運営の中に、市民の皆さんとともに語らい、ともに考え、ともに行動するというプロセスを取り入れました。行政と市民との協働のまちづくりを推進していきたいと、このようにご説明をしておるところでございます。

この協働のまちづくりの具体的取り組みの方策の一つといたしまして、地域コミュニティづくりを展開しているところでございます。

これからは、同じ地域に共通する問題でありますとか、あるいは地域の課題を見詰め直しまして、これを地域の問題あるいは課題として共有をしまして、そして知恵や力を合わせて解決することが求められておるところでございます。

地域住民の皆様方が互いに連携を密にし、そして自治活動の活性化を図るためには、住民同士が支え合っていける地域のまちづくりを進める社会づくりが大切であると考えております。

具体的には、地域住民が力を合わせることで、住みやすい、住んでよかったと実感できることを目指しまして、おおむね小学校区を基礎的な単位といたしまして、地域住民みずからが地域課題を考え行動し、責任を持ってまちづくりを展開できるよう、地域コミュニティ協議会の組織化を図りまして、将来の地域分権の受け皿となりますように地域コミュニティづくりを展開しているところでございます。

なお、具体的な質問につきましては、それぞれ担当部長の方から回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 1点目の地域コミュニティづくりの進展につきましては、現在3小学校区において地域コミュニティ協議会の準備会が立ち上がっています。その中で、防犯、防災、福祉、文化といった部会活動に取り組まれております。

また、その他の小学校区におきましても、市のまちづくりに対する将来ビジョン等を説明しながら協議を重ねてまいりました。全44行政区から防犯委員を今回選出していただき、今月11日に第1回目の防犯委員会議を開催したところであります。

今後は、防犯を一つのキーワードとして、地域活動に広めていき、今年度中に全小学校区に地域コミュニティ協議会の準備会を立ち上げていただくよう予定いたしております。

次に、市民参加条例の制定に向けた検討会の立ち上げにつきましては、本年4月に、これからの地方分権時代における行政の役割と責任を明確にし、市民との協働のまちづくりを推進していくための制度構築に向けまして、協働のまちづくり推進検討会議を立ち上げております。

次に、将来ビジョンを段階的な到達目標を伝える内容につきましては、新たに小学校区を単位とする地域コミュニティ協議会を一足飛びに組織することは、現実的に難しいものがあります。まずは自治会会長や関係者との協議や学習会を重ねながら、準備会やあるいは地域課題に応じた防犯などの活動部会を設置していただきながら、協議会の規則や組織体制などを整備するとともに、地域活動という動きを通して地域住民の連帯感を醸成しながら、段階的に組織化を図ることといたしております。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

8番（中林宗樹議員） 少しずつですが進みつつあるようでございますが、これにつきまして、新しいコミュニティづくりについては、福岡市ですね、これ取り組みをされまして、これが成功しているということで、もうご存じとは思いますが、ここで少し紹介させていただきたいと思えます。

福岡市ではですね、平成12年にこの概要を発表されて、そして新しいコミュニティづくりとして平成16年にはもうスタートされている。5年間で、これはもう実行へ移されているんですね。太宰府市を見ますと、同じく平成12年にスタートして、7年たって、今はもう8年目に入っておりますが、まだまだ今お話のあった程度のことで、まだ協議会の一つもできてないと、準備会がやっとできているというような状況でございますので、その福岡市でされたことについて、少しここでご紹介させていただきます。

福岡市ではですね、新しいコミュニティ制度として自治協議会制度を創設されました。この自治協議会というのは、今までの町世話人制度を廃止されて、いわゆるその地域で活動されている活動主体の皆さんに集まっていただいて、そこに新しい協議会をつくられて、今まであ

りました補助金等については、その団体へ一括して補助金を出すと、そしてその自治協議会で、今まで直接もらっていた補助金を、その協議会が今度は分配していくというようなことで、組織も変わります、それからお金の分配も変わるということで、これが一つの契機として、非常に制度の新しいシステムが定着していったのではないかなあとということでございます。

その成功した要因としてはですね、ここに6つほどちょっと掲げてみましたが、その要因としては、市長の強力なリーダーシップがあったと、この制度を何としても成功させなければならないという市長の強い信念と、それに向かってのリーダーシップを発揮されたということでですね。そのもとで、その理念に対して、その市長が持っておられた理念に対して賛成の輪を広げる総論が明確にされていたということ。それから、実態調査、今ある制度についての実態調査とか市民検討委員会とか、そういう市民を巻き込んだ議論がされ、そしてその中でですね、マスメディアを通して、その中のそういう情報、それから市長の思い等のそういう情報をですね、適時マスメディアを通して発表されたということで、情報戦略が着実に実行されたということで、市民の皆さんも理解されて、それについての余り異論がなく進んだというようなこと。それから、やはり進める上では、生まれ変わる新しい姿をですね、そこに描いていただいたと。今までの町世話人制度から協働自治体制度へ変わるということで、その具体的なですね、協働自治体はどうやってやるかということで、先ほどもお話ししましたが、いわゆる補助金の配分とかなんとかもこうしますよというふうなことで、具体的にそれを示されていたということですね。それから今度は、市役所の庁内においてもですね、やはりそれを推進するための体制といたしますか、市役所内の体制がきちっと構築されていったということで、やっぱり市全体がそれに向かって進んでいったということで、それが。そして、その基本となるのが、やはりルールですね、これは市民公益活動推進条例というのを制定されて、そしてそのルールのもとで進められたということで、これが成功したんじゃないかなと言われていたところがございます。

そういうことで、今本市はどうかといたしますと、やはり今のお話にありましたように、なかなか先が見えないと、そのコミュニティづくりはすると、そして理念としては、先ほど市長のほうからご説明ありましたように、非常に立派な理念はありますけども、そしてそれを、ならどういう形でどういう、将来的にはどういうふう具体的に形としていくのか、その今のある区はそのままにしておくと言われますが、今のある区とその新しくできるコミュニティ共同組織との関係をどのようにされていくのか、そこら辺を少々お尋ねします。

議長（不老光幸議員） 傍聴者の方に申し上げます。議場内では帽子は脱いでください。

協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この間のご質問の中でもお答えしておりますように、自治会活動を中心に一定の組織化を図っていくということに対しましては、それぞれの44行政区の自治会の活動が、それぞれに実態と違うところもございます。その中で、整理していく中には、やはり、今議員ご指摘のように、市民の皆さん一人一人が共通の理念を共有することが必

要だろと思うっております。

それで、先ほど福岡市の実態等もるるご説明いただきましたけども、本市の場合につきましては、それぞれの自治会以外の団体につきまして、連合組織ではないということがございます。いわゆるそれぞれの任意で集められた団体もありますし、それぞれの自治会の組織が、例えば小学校ごとというような連合会、福岡市みたいに連合会組織になっていないところもございますので、今後につきましては、まずは自治会を、先ほど市長が申しましたように、中心に考えながら、そのようないろいろな課題等をですね、整理しながら組織化を図っていくということで、この間ずっと協議を重ねまして、一つのテーマ、防犯ということが、先ほどご報告しましたように、44行政区の中で、市民生活の中で、やはり課題だということでご理解をいただきまして、そういうふうに防犯の活動を通じながら組織化を図っていくということで、今、少しずつでありますども、組織化に向かって動きが出てきたところでございます。そういうものを今後発展させていながら、お互いに、行政主導じゃなくて、地域との協議を重ねながら、ご理解の上に進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

8番（中林宗樹議員） なかなかですね、あれですけども、今のお話の中の、防犯部会の話がちょっと出ましたけども、この防犯部会が既存の地域の防犯活動をされている方々との連携はどのようにされているのか。私聞きますところによりますと、いわゆる防犯部会は防犯部会だけでやっている、そしてそれを本当に実動部隊としてやってられる地域の、そういう防犯活動をされている方々との連携がですね、できてないように私は見えるんですけども、やはりこれは必ず一緒にですね、連携してやっていかないと、今後のこのコミュニティづくりはできていかないんじゃないかなと。市長がおっしゃるように、既存のやはりそういう活動主体と一緒にやっていくということでございますので、防犯の活動部会では毎月1回されているということでございますけども、その地域のですね、防犯パトロールされている団体との連携は、今どのような状態になっているのでしょうか、お尋ねします。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほどご報告しましたように、自治会から防犯委員さんを推薦していただきましたので、当然自治会活動との連携は図っていく必要があります。

それで、具体的な例を申しますと、例えばある自治会では、防犯委員さんを中心に、例えば老人クラブの集まりの中で防犯の学習会を設定していただいたりとか、あるいは校区合同のですね、防犯パトロールにそういう、日ごろ防犯活動されている方々と一緒にやっていくというような情報交換もされているところもありますので、そういうふうな地域活動、この防犯部会ができたから防犯部会を中心にやるということじゃなくて、常に連携をとりながらやっていくというのは、ご指摘のとおり当然だろと思うので、そういうふうな方向で進むように、防犯部会のほうも検討を重ねていただくようにお話をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

8番（中林宗樹議員） 連携はとれているような、とれていないような話でございますけども、やはりきちっとですね、今防犯部会というのが一つの組織として動いていくと、その中で本当に活動していくのは、やはり地域住民の方々がされている防犯活動が、これが実動部隊としてやっていくわけですね。やはりこの連携を密にして、やはりちゃんと、意思疎通をきちんとしてやっていかないと、本当にそういう組織が、せっかく地域の方々がやっておられるそういう防犯活動がですね、全然コミュニティづくりの防犯の部分と乖離してしまうというふうな危険性もありますので、やはりここはきちっとですね、あるいは防犯部会と、そのパトロールされている部分との、やっぱり連携はですね、これが一番基本になってくると思います。今、部長のほうからもありましたように、この防犯部会を、防犯についての活動をですね、契機として、今からコミュニティづくりを進めていくということであられますので、やはりそこら辺をですね、きちっと進めていただきたいと思います。

次にですね、もう一つ協働のまちづくりの中で、一つ、市民参加のまちづくりということで、これ先日、高雄公園の現地説明会がありまして、この中でですね、いろんな意見が出されまして、やはりこの公園をつくるに当たっては賛否両論いろいろありました。それから、今度つくるということで、今度は現地で説明会がありまして、そしたらその公園をどうやってつくるかということの中でですね、その中で一つ意見が出されましたのが、あそこはですね、今は少し整地されてきれいになっておりますけども、それまでは荒地で、適当に水たまりなんかがありましてですね、そこにはトンボとか蛍とかですね、そういう昆虫類がたくさんおりまして、これトンボ、ちょっとされている方のお話でございますけど、あそこにはですね、39種類のトンボがおったそうでございます。そして、蛍も当然出ておったんでですね、やっぱりそういう自然を生かした公園をつくっていただけないだろうかというようなことで。それで、そういうのをつくるには、やはりピオトープみたいなのができないやろうかと、そしてピオトープをつくっていただいたら、その管理等についてはもう私たちがやりましょうということで。いわゆる公園をつくること、それから管理することについてですね、やはり市民の方が参加していくというようなお話ですね、やはりこれは今からの公園づくり、まちづくりではですね、非常に大切なことではないかなあと。やはり市民の方が積極的にまちづくりについて発言され、そしてそれに参加されるということですね、これは一つのテストケースとしてですね、この高雄公園を、そういうことで市民の方々からたくさん意見いただきながらつくっていただければどうかなということで、この高雄公園をつくることについてですね、やはりもう少し、今度も22日に説明会があるということでございますので、その中でまたたくさん意見が出ると思いますが、このようなことですね、高雄公園のつくり方で、一つのテストケースとしてですね、これ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） まず、地域コミュニティづくり等につきまして、私はマニフェストの中におきましても掲げておるところでございます。安全・安心の福祉のまちづくり、あるいは地域コミュニティづくりを推進していきますためには、やはり協働のまちづくりというようなものが基本に、必要だというようなこと。それからまた、福祉のまちづくりを実現していきますためには、その前には、やはり地域づくりを、地域力を高めるといったようなことが私は基本だというふうなことから、総合計画が平成22年度まででございますけれども、いわゆる今福岡市の事例とかお話をいただきました。私も地域分権を考えておりまして、今地域に、各行政区に相当の補助金等含めて、今配分している部分がございます。それを究極的には一括して地域コミュニティづくり、あるいは小学校区単位、再配分するというような方向性を考えております。

そういった方向でございますけれども、地域コミュニティづくりは、一方的行政だけで押しつけは、これは将来的に展開しないというように思っております。よくその辺のところは市民の皆さんと関係者の皆さんの声を聞きながら、そのために市長と語るふれあい懇談会の中におきましても問題提起しながら進めておるところでございます。イメージ的には、既に私どもは描いております。市民の皆さん方の声をそこに注入しながら、一部修正を加えながら、そして本格的には、まちづくり条例でありますとか、そういった形の中で、私は平成22年までにははっきりさせていきたいというように思っております。

それから、協働のまちづくりの一環といたしまして、先ほど高雄公園の事例がございました。私もまちづくりは、今からは市民の皆さんとひざを交えながら、そしてどういった公園が必要なのか、そういったことから、私は市民の皆さん方、地域の皆さん方と懇談をし、意見を聞いて、高雄公園をつくり上げるようにというようなことで指示をしておるところでございます。

私は従来の公園というふうなイメージだけではなくて、やはり自然、修景をきちっと踏まえた中での公園、そしてそこを散策しながら、市民の皆さん方に日常的に利用していただき、そして健康になっていただくと、あるいは有事の際においてはそこが避難場所にもなり得るような、そういった公園にしていきたいというように思っています。今後とも、25日に限らず、市民の皆さん方の声を聞きながら、協働のまちづくりの成果としての高雄公園に位置づけて、完成に向け努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

8番（中林宗樹議員） コミュニティづくりにつきましてはですね、今のそういう市民の声をしっかり聞きながら、やはり進めていただきたいと思います。そして、これもです、総合計画によりますと、平成22年を最終目標としておりますので、あともう1年半しかございませんが、その中でですね、道筋だけでもつけていただいて、早い時期にですね、新しいコミュニティづくりが、そしてできて、そして市民の皆様が安心して安全に暮らせるまちづくりを進めていただきたいと思います。これで1項目めを終わります。

2項目め、お願いします。

議長（不老光幸議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 小・中学校の教育の充実について、3点の質問がございます。順次お答えしてまいります。

1点目の学校支援人材バンク、学校支援補助員の活用についてでございますが、市長のマニフェストに学校を支援する学校支援人材バンクの構築があります。この主たる目的に、授業を受けやすい環境をつくるなど、学力の向上に向けた教科指導の充実を図ることなどがあります。このため、市内にある大学の学生等を主に人材を募って登録をしていただき、各小・中学校の要望、例えば授業支援、専門的な支援及び教育環境支援などを勘案し、配置してまいりたいと考えているところです。

2点目の施設設備大規模改修工事や耐震工事の計画についてですが、学校の耐震化につきましては、昭和56年の建築基準法改正以前の建築物については耐震診断を行い、必要に応じて補強工事を実施しなければなりません。

小・中学校の体育館につきましては、平成18年度までにすべての耐震補強工事が終了しております。

また、校舎の耐震診断につきましては、平成19年度に耐震診断が必要な4校の診断を行い、その結果を本年度以降に耐震評価委員会の評価を受けて実施計画を立て、工事を実施したいと考えております。

なお、既に耐震診断を行い、補強が必要な水城小学校と太宰府小学校につきましては、国の安全・安心な学校づくり交付金を活用いたしまして、今年度から順次耐震補強工事を実施するように予定しております。

また、大規模改造工事につきましては、耐震補強工事の一定のめどがついた時点で整備計画を立て、実施してまいりたいと考えております。

3点目の授業の理解度アップの取り組みについてですが、基本的には県が示しております学力向上プランの視点に基づき、各学校では自校が置かれている状況等を勘案し、子供たち一人一人に確かな学力を身につけるための取り組みが行われているところでございます。

視点といたしましては、自校の児童・生徒の学力の実態、学力向上を目指す授業づくり及び授業力を高める教員研修等があります。また、学力の基礎を培う読書活動や読み書き、計算等の指導の徹底、体験を生かした学習や基本的な生活習慣、学習習慣の形成に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

8番（中林宗樹議員） 学校支援人材バンク及び学校支援補助員につきましてですね、いろんな形で活用を考慮されるようでございますが、この方々は授業中の教室には入られるんでしょうか、入られないんでしょうか、お尋ねします。

議長（不老光幸議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 学校のですね、どういう学生さんが欲しいかということによりますけれども、ある場合では、授業といたしますが、いろいろ問題を解く等のご指導の手伝い等々もしていただきたいと考えているところです。

議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

8番（中林宗樹議員） これをお尋ねしたのはですね、やはり学校の先生方は、先ほども申しましたように、非常にお忙しいんですね、そして子供と接する時間が少ないんですね、やはり学校のこういう、外部からそういう人材バンクとか補助員さんとかでされるについては、大体想像されるのは、部活とか放課後のそういう活動についてのお手伝いとか、それから学校の見回りとか、そういうのが主力になってくるんじゃないかなと。本当に子供たちと接して、子供たちの学力向上のためにしていただくには、やはり教室の中で先生と一緒に授業に取り組んでいただく方が必要じゃないかなと思うんですね。それで、やはり学校の教室の中でそういう支援をしていただくためには、やはり担任の先生一人ではですね、やはり全体を引っ張っていかなくちゃいけませんので、やはりそれで、あと残される、言葉は悪いんですけども、ちょっと遅れてついてこれない子供とか、それから中には教室をぐるぐるする子供とか、いろんなタイプの子供がおりますので、やはりそういう、低学年のときにはですね、そういう子供たちの指導についてもね、やはり目が届くような指導というか、教室でのやはり活動が要るんじゃないかなということで、これよその自治体ではやっておりますけどもですね、今市費でですね、特別講師という形で先生方を何名か雇用して、教室に入っていただくというような制度もできているようなんですね、やはり本市の学校教育の充実、それから子供たちの学力向上のためにもですね、それと先生方の負担軽減のためにも、非常に大事なことであり、必要じゃないかなと思いますので、このことについて教育長及び、教育長の方でお答えが出なければ、市長の方からでもお答えをいただけないでしょうか。

議長（不老光幸議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 先ほど、ですから、入っていただくというようにお答えしたと思っております。ただですね、学校もいろいろな状況がございますのと、部活動含めましていろんな教育活動もまた有意義な教育活動でございます。その辺は学校の状況等、話をしながら進めてまいりたいと。

それからもう一つは、この募集といたしますかね、来ていただく人の特色といたしまして、希望といたしまして、その辺とうまくマッチングしなくちゃならないというふうに思っているところで、明確な答えでなかったかもしれませんが、特にですね、やはり学力という面から、授業のほうの充実をと、そういうことを考えてこの制度をとりたいと考えております。

議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

8番（中林宗樹議員） 学校の中身については以上で終わりますけど、あと施設についてですけども、さっき耐震工事については、ある程度めどがついてされるということでございますが、先日もですね、大きな地震があつとりますけども、あれは休日だったんですね、子供に対す

る被害が余りなかったということで、その点ではちょっとほっとしておりますけども。やはり学校の施設についてはですね、もう少し整備していただかなければいけないのじゃないかなと。南小学校、平成14年に大規模改修した後、ほとんど改修ができてないと。補修程度はですね、その都度されておるといってございますけども、耐震工事が終わって、それから計画を立ててやっていかれると。やはり、これ相当なお金がかかりますので、1年に1校できればいいのかなというところでございますけど、これ1年に1校やっていきますと、大体11年かかりますので、11年かかってやっても、ちょっと間に合わないんじゃないかなと思いますので、これもですね、年次計画を立てていただいて、やはり早目にですね、進めていただきたいと思います。そういうことで、学校の教育充実についてはですね、これ一つは町の活性化にもなるんじゃないかなと、これ私個人的に思っとるんですけども、やはり大学等はですね、よそから通学してこられる方がほとんどでございますけども、小・中学校の生徒さん方はですね、この方々は市内に定住されて、そこから学校へ通われるわけですね。やはり学校の魅力があれば、やはりよそからですね、今度どこへ行こうかと、どこへ引っ越しするかというときにですね、やはり太宰府は学校の教育が充実しているなど、学校がいいなあと、なら太宰府に行こうかと。やはりこれ、孟子のお母さん、孟母の話じゃないんですけども、孟母三遷ということですね、やはり教育環境を考えて、やはりお母さんはですね、最後には学校の近くで孟子を育てたというようなお話もありますのでですね、やはり教育についてのですね、充実をしていただくことで、やはり文教都市と言われる太宰府がですね、やはりもう一段ですね、よその自治体と差別化できて、町の活性化へつながっていくのではないかなと思っておりますので、やはり教育の充実についてはですね、これからも重点施策として取り組んでいただきたいと思います。これで2項目めは終わります。

3項目め、お願いします。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 3点目の高尾川の川幅の狭小化についてご回答申し上げます。

この箇所につきましては、高雄中央通り線道路改良によりまして、平成17年度に用地買収を行い、平成18年度の拡幅工事により河川部分のつけかえを行い、一部改修をいたしたところでございます。

その後、平成19年度になりまして、隣接します農地の宅地造成としての開発がなされております。その開発に伴いまして、この部分がこの団地の入り口というふうになりましたことから、市またその事業者、それから地元の水利組合と協議をいたしまして、川幅についての協議をいたしまして、先ほど言いました進入路としての橋梁工事が行われたものでございます。

川幅につきましては、この橋のすぐ下流に、道路の下を通りますボックス、暗渠でございますが、これがありますことと、それからまたそこに農業用水のための井堰が設置されております。そういうようなこともあわせまして、流下能力の保持と農業用水の確保のため現況の川幅というふうなことで、協議の結果いたしたところでございます。

また、その工事の際に、構造としてそのボックスが河川の中に飛び出るといふようになっております。そのことから水の流れがよりスムーズになるように、ボックスと同じ断面の水路に近くなるように、のり勾配1対5の傾斜護岸工をいたしたところでございます。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、地元水利組合とこの川幅につきましては十分協議した上で施工いたしたところでございます。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

8番（中林宗樹議員） この問題をですね、取り上げましたのはですね、ここで川幅を狭くすることができ、最終的には川幅は狭くなつてんですけども、最初道路拡張するときはですね、前ありました川幅よりも若干1mぐらい広くですね、つくってあるわけですね、そして今度は、あそこへ住宅地が造成されると、そしてそこへ端を分けるということで、今度はまた、せっかく広くした川をですね、今度は狭くしてあるわけですね。そしたら、最初からですね、川幅を広くとらなくても、狭くて済むようであればですね、最初から川幅の広い部分をですね、道路用地として確保して、その対岸を4mほど買い取って、川を向こうへ少し移して、そして若干広くされているわけですね。そしたら、今度は住宅地をつくる段になったら、その川幅を狭くしてあるわけですね。なら、住宅地をつくる時に狭くされたのであれば、その道路を拡幅するときにもですね、そういうふう川幅を少し狭くして、その向こうの対岸をですね、買わなくて済むような工夫はできなかったのかなと、最終的には思うんですね。やはりこら辺をもう少し考えていただいたらですね、対岸を買う分が、4mを買わにゃいかんやったやつが、これが2mぐらいで済んだかもしれないんですね。そしたら、やはりそこに対する買収費用がですね、やはり2分の1で済むというようなことで、やはりそら辺の発想がですね、最終的に川幅が狭くなっているんですから、最初から川幅を狭くして済んだならば、その分だけお金も余計かからずに済んだんじゃないかなという、こら辺の発想をですね、やはり行政のほうでは、やっぱりそのときそのときの状況でですね、考えていただければということで私はこの問題を提起しておりますので、やはり行政コスト、いわゆるそういう行政コストをしっかりと一度見直して、見直すというか、考えていただいて、そういう計画をつくっていただければということでこれは提起しておりますので、これについては、今の分については要望としておきます。

次、4番をお願いします。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 4点目の東ヶ丘の太陽光街灯の撤去についてご回答申し上げます。

この街灯は平成5年度から平成7年度にかけて17基設置をいたしております。しかし、この街灯は太陽光発電により蓄電池、バッテリーに充電をしまして、夜間に点灯するものでございまして、蓄電池の容量の関係から、朝まで点灯しないというようなことなどの問題がかなり以前から発生いたしておりました。さらに、蓄電池の経年劣化によりまして容量が不足をし始め

ておりました。そういうようなことから、照明がつかなくなったり、照明がついても暗くなったというような箇所が増えてまいっておりました。こういうふうなことから、この整備を考えておりましたが、バッテリー等蓄電池等の交換費用、そういったものを合わせまして1基当たり30万円程度かかるというようなこと、また10年から15年ごとにその蓄電池の交換が必要となるというようなことがございますので、今後継続的に多額な費用を要するというようなことが考えられております。

そういうようなことから、商用電力に変更する場合について検討いたしましたところ、1基当たり20万円ですることができるというようなこと、その後のメンテナンス費用が定額の街路灯の電気料金、また電灯のつけかえ、そういったもので、蓄電池の交換費用というふうなことと比較いたしましたところ、それらの財政状況などから判断いたしまして、通常の電力によります街灯というふうなことで切りかえをいたしまして、現在6基、太陽光から通常の電力による街灯に切りかえをいたしております。

また、この蓄電池のバッテリーでございますが、バッテリーの寿命につきましては、大体10年程度が目安というふうに言われております。

それから、この太陽光発電のパネルですね、集積板といいましょうか、パネルですが、これにつきましてはの寿命ですが、想定耐用年数、法定耐用年数というふうなことからいきますと約15年程度、また想定されております寿命としましては20年程度、それぞれメーカーによって違うようでございますけど、そういうふうなことで寿命があると、そういうふうなことでございました。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

8番（中林宗樹議員） 今言われましたようなことがですね、設置されるときに少し考えられたらどうだったのかなあというふうに思います。これを設置するのにですね、大体総額で3,000万円ほどかかっているということで聞いておりますが、1基当たり176万円ちょっとかかるということですね。やはりそこら辺を考えますと、今のお話では、大体有線の今の形にしますと20万円で済むということでございますので、やはりそこら辺、170万円対20万円ですね、やはりここら辺の費用効果もですね、やはり少し考えていただければ、たった10年か15年の間にですね、この3,000万円をですね、やはり使ってしまうと、やはりそれが後に残らないというようなことではですね、非常にこれは無駄だったんじゃないかなというふうに私は思っております。

それで、その無駄についてはですね、結局私がここで3番と4番で上げたのはですね、先ほども言いましたけども、やはり行政コスト、こういうのについてのですね、やはり考え方をですね、もう少しきちっとしてですね、そして将来的に考えて、コストがですね、かからないように、やはり経費が無駄にならないような行政というか、予算執行を考えていただきたいなあということで、これ、あえてこの3番、4番は取り上げさせていただきました。

それで、ちょっとバッテリーのことについて気になりますのでお尋ねしますが、この今、太陽光で下に、有線にされた分ですね、バッテリーは今どういう状況にされておるんでしょうか、ちょっとお尋ねします。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） バッテリーは、街灯の下にボックスを設けて、その中に設置をいたしておりました。そのバッテリーにつきましては、取り外しをして市役所のほうで保管をいたしておる状況でございます。

議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

8番（中林宗樹議員） バッテリー、ちゃんと外して保管してあるということですので、ちょっと安心しましたが、聞くところでは、まだそのまま置いてあるというようなことちょっと聞きましたんでですね、やはりあれ、バッテリーですね、若干ですが水素ガスが発生しているそうなんです。やはり水素ガスが発生しますので、やはりあれがどうかしたら、引火しましたら、非常に大きな爆発があるんで、非常に危険だということを聞きましたんで、ちょっとそこをお尋ねしたかったんですが、そういうことであれば安心しました。それじゃ、これで。

5項目め、お願いします。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 5点目のまほろば号の運行についてご回答申し上げます。

平成21年4月運行開始に向けまして実施計画を作成いたしまして、問題点の洗い直しでありますとか、あるいは財政計画等を協議しておるところでございます。

今後、運行形態あるいは運行コース、便数など、地域の皆様方の要望をお聞きするために、9月をめどに高雄区を初めとする路線各区ごとに懇談会を開催したいというふうに思っております。

まほろば号を育てていただきますのは住民一人一人でございますから、一人でも多くの皆様方に利用していただく、財政負担が少なくなることはもちろんでございますけれども、まほろば号が地域に根差した交通機関となるように、さらなる支援をお願いしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

8番（中林宗樹議員） 今、市長の口からですね、平成21年4月1日運行するというので準備に入っているということでございますので、そういうこと期待しておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時54分

~~~~~

再開 午前11時10分

議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 通告いたしております2項目について、市長、教育長に回答を求めます。

まず初めに、後期高齢者医療制度に対して、国、県、広域連合に制度の中止要求と高齢者からの年金天引きをやめるように、広域連合の議員として唯一太宰府市民の代表として市長が選出されておりますのでお願いしたいということと、太宰府市国民健康保険税は4市1町の中で一番高い保険税の引き下げと納税回数10期の検討を含め、無年金者や世帯主が税金を滞納していても、乳幼児、前期・後期高齢者の健康保険証の取り上げをしないでいただきたいという質問をいたします。

特に後期高齢者医療制度の内容が明らかになり、連日のようにテレビ、新聞で報道され、今日まで大変ご苦労いただいた高齢者に対し、医療費の格差の問題や75歳で国民健康保険制度から切り離すなど、高齢者医療制度の内容が明らかになり、市民を初め30都道府県医師会が中止を求め、また全国各地、太宰府市内の老人クラブの方々もこの制度の廃止を求めています。参議院では野党4党による廃止法案が可決され、衆議院に送られています。週刊誌でも報道されているように、元総理の中曽根自民党の総理が、やはりこれも廃止すべきだ、また様々な自民の中でも廃止をテレビの前で見直すように言っておられます。即刻廃止を訴えている方もたくさんおられます。そういう中で、私ども5月の初め、太宰府の長寿クラブの会長さんを通じてアンケートをお願いいたしました。5月26日現在で27の長寿クラブのご協力をいただきました。本日、議員の皆さんにはアンケート結果を配付をいたしておりますが、その後も長寿クラブの方々からアンケートをですね、寄せられておりますし、お電話もいただいております。本当に皆さん目を通していただくとわかると思うんですが、様々な太宰府市民の方々の、今日の世の中をつくっていただいた方々の切実な声が寄せられておるわけであります。

本来、天引きというのは申請によって行われるべきですが、一方的に年金から保険料を天引きする、しかも年金額は物価に追いつかない、少なくなるばかりで、特に所得の少ない方には大変な負担になっております。幾ら減免制度があっても、所得の少ない年金者ほど大変な負担になることは明らかです。この実態を政府も認めておりますし、直ちに中止を広域連合を初め国、県に申請をしていただきたい。

また、6月4日に開かれた全国市長会で、国が後期高齢者医療制度を見直す場合、新たに生じる公債費負担や電算システムの変更の経費を転嫁しないよう求める決議を4件採択していますが、市長はこの全国市長会に出席したのか。この決議内容も明らかにしていただきたい。市長の回答を求めたいと思います。

1 項目めの 2 点目としては、太宰府市の国民健康保険税は近隣自治体の中で一番高くなっております。初日の地方税法及び国民健康保険条例の一部改正の専決処分でも反対討論をいたしておりましたが、夫婦で150万円の所得に対し、国保、介護保険料、高齢者支援金等、年間の国民健康保険税は、市の広報で市民に説明しておりますが、年間の保険料は何と20万9,900円になると説明をいたしております。その内訳を具体化しますと、1カ月の収入12万5,000円から国民健康保険税を差し引くと、月の収入は10万7,050円です。市民税や県民税、新たに森林環境税も負担をさせられるようになりますが、これを差し引くと、夫婦二人で10万円の生活を行うということです。生活保護基準以下の高齢者や市民に生活を強いられる結果になります。60歳未満で夫婦、お子さん2人で年収300万円の場合、月の収入は約25万円です。国民健康保険税は、年税額は45万5,800円、毎月の収入割にしますと、25万円の収入に対して残りの金額は約21万2,000円で、4人家族でどうして生活ができるでしょうか。どうしても生活が先で、国民健康保険税や市民税の滞納を生み出す結果になります。現在でも国民健康保険税の滞納額は4億円を超えておりますし、こんなに引き上げられることは、より一層滞納の悪循環を生み出すのではないかと。しかも、国民健康保険についても、後期高齢者医療制度についても、滞納者にはやはり保険証を取り上げることができるということです。そうすると、病院にもかかれない。しかも、役所に聞きましたら、資格証明書、こういう状況や短期保険証の発行という状況になります。本当に病気になるって不安になる、こういう状況が発生するわけでありまして。

市は納税相談など行って解決を図ると言っていますが、こういう不況の中で、年金は目減りする、働く環境は不安定な状況、正規な雇用はない、ワーキングプアと言われるネットカフェ難民問題だとか、嘱託、臨時、短期の雇用で、そういう状況の中で本当に生活が大変であります。こういう状況の中で、やはり減免制度をどうしていくか。安心して医療が受けられるようにするためには、国民健康保険にはただいま一般会計からの繰り入れがありません。社会保険や企業の場合は、当然国の負担もありますし、企業の負担もあります。一般会計から繰り入れを行う、そして安心して高齢者や市民が医療を受けられるようにすべきと思いますが、この件について市長の回答を求めます。

2 項目めは、父母、教職員の切実な要求である30人学級について、教育長に質問をさせていただきます。

毎年福岡県教育委員会に40万人筆の、県民の13人に1人が署名、請願書、陳情書を提出しております。その結果、福岡県教育委員会は国の制度を活用し、研究指定校、弾力的運用等での少人数学級を福岡県下の小学校で一部実施しておりましたが、学級定数は40人となっており、国も制度を見直そうとしていますが、改正されておられません。その一方で、国、県の通達に基づき、市の教育委員会独自で学級編制も実施できるように制度を緩和しています。市の教育委員会も努力はいたしていますが、実態は、市内の小学校の児童数では、30人以下学級は40クラスあります。一方、37人から40人クラスは13クラスあります。中学校の生徒数30人以下は9クラス、37人から39人クラスは16クラスあります。特に今後、区画整理に基づく児童・生徒数の

増加が見込まれるのは、水城西小学校、学業院中学校です。小学校、中学校も40人近いクラス編制になります。行き届いた教育充実のために対策が求められます。

市長の施政方針では、学校支援人材バンクも提起されているので、教育委員会としてどのように教育の充実、学級編制方針を検討しているのか報告いただきたい。

その基礎となる平成20年度教育施策要綱の教育基本目標には、生きる力、確かな学力などの教育施策の体系図が議会に明らかにされておりますので、小学校、中学校において40人クラスをなくす責任があるのではないのでしょうか。

また、問題点としては、平成20年3月31日に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部が改正いたしました。ところが、この内容は校長、副校長を補佐する主幹教諭職員を置くことができることでの教職員定数の改定ですが、クラスを担当させることができるのか。既に実施されておる学校においては、主幹という職責上、教職員管理を強める内容が含まれており、忙し過ぎてなり手がいない実態が明らかになっております。また、学習内容や授業時間が約30年ぶりに増加に転じ、小学校、中学校の新学習指導要領に対するために、教職員の増員が必要になることが明らかになりました。教育委員会としては、法律の改正に基づく教員位置することに対して、現況はどのような教員配置が必要なのか伺いたいと思います。

教育委員会の業務としては、学校教育だけでなく、様々な主要な施策の実施責任がありますが、行き届いた教育の充実のために、学級編制実施については、全校において実施できるようにしていただきたいとの父母の強い要求がありますので、今後の学級編制方針を明らかにしていただきたいと思います。

なお、2項目については関連する内容もありますので、答弁をいただき、自席にて質問させていただきます。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） まず、後期高齢者医療制度へのご質問についてご回答申し上げます。

この制度は、これからの超高齢化社会に備えまして、増加する老人医療費について、高齢世代と現役世代の負担を明確にしながら、公平な仕組みによりまして、高齢者医療制度を将来的に維持するために設立をされたと理解をしております。

しかし、4月開始以来、保険料のあり方でありますとか、あるいは年金天引きの方法等に多くの批判が寄せられているのも、また事実でございます。

そのような状況を踏まえ、国のほうでも低所得、中間所得層を対象に、保険料軽減の拡充でありますとか、あるいは年金天引きにつきましても見直しをされているところでございます。

本市といたしましても、見直しに沿って対応し、理解していただけるように周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、国民健康保険税についてでございます。

医療分は平成10年度以来据え置いておりましたけれども、医療費の増嵩と税収の伸び悩みに

よりまして、赤字運営が続いておりましたため、繰越金でありますとか、あるいは基金をほとんど取り崩しをいたしまして、平成18年度からは実質的に赤字決算となった次第でございます。

制度を維持していきますためには、税額の見直しはどうしても避けて通れない状況であると認識しております。最後のセーフティーネットでございます国民健康保険制度を守りますために、ご理解とご協力をお願いを申し上げたいと思います。

納付回数につきましては、個別の状況に合わせまして、柔軟に対応させていただきたいと思っております。

また、世帯主が滞納している場合の乳幼児医療の対象となるお子様の保険証につきましても、納税相談を通じまして、受診を妨げることがない方向で判断をしていきたいというように思っております。

次に、6月4日に私も出席をいたしております全国市長会におけますところの4項目の決議内容でございます。1項目めでございますけれども、この制度、本来の趣旨が理解されるよう、これは後期高齢者の決議の部分でございます。趣旨が理解されるように周知徹底と制度の定着に努めること。2項目めでございますけれども、保険料のさらなる軽減につきましては、適正水準を検証した上で実施をし、新たな公費負担は全額国の負担で補てんをすること。それから、3項目めでございますが、今後新たな見直しを行う場合は、地方の実情を踏まえ、国民の理解と信頼が得られるよう必要な準備期間を設けるとともに、それに伴う経費は国の責任において万全の措置を講じることと。4項目め、社会保険等から被保険者の移行が円滑にできるよう、広域連合と被用者保険との連携強化に必要な措置を講ずることと。以上でございます。

本市といたしましても、後期高齢者医療制度が理解の得られる制度となるように努力してまいりたいと、このように思っております。

次に、2点目の国民健康保険税の軽減につきましては、低所得者につきましても均等割、平等割部分の軽減制度が設けられておまして、保険者独自で減免を拡大をしますことは、国保財政の現状から、非常に私は困難であるというように思っております。

今後ともきめ細かい納税相談で個別に対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、一般会計からの繰り入れについてでございますが、国保特別会計は独立採算が原則でございます。その中で、法定繰り入れは本市も確実に実施をしておるところでございます。

今後も特定健診・保健指導の充実によります医療費の適正化と収納率の向上、あるいは補助金の活用等財源確保に努めながら、できる限り税負担を抑えるように最大限の努力をしようというふうに思っております。

暮らしの安心を支える国民健康保険の運営の安定のために、被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 長寿クラブからご協力いただいたアンケートの結果、さまざまなご意

見等がありました。あえてここでは言いませんが、本当に年金暮らしの中で、この数年、年金は上がっておりません。もう年金が2回も天引きをされて、最終的には10月に確定して、新たに年金以外の所得のある人についても課税をしていくわけですが、この部分について、太宰府市内のお年寄りの意見もありますので、まずこれはやはり市長として受けとめていただいて、太宰府の市民を代表して広域連合のほうにですね、やはり意見を述べていただくと。

私は広域連合議会の議事録を見ましたが、質問をしたり討論をしているのは、我が党の北九州の議員一人だけでありまして、一切何もなしで通っております。そういう状況の中で、国民健康保険で行われたものが後期高齢者では実施されないものがたくさん出てきます。こういう問題についてやはり、今では国民健康保険の中で老人医療として、老人福祉法の中で、世の中を築いていただいた今日のお年寄りを大事にしなければならないという老人福祉法があるわけですが、これが全く無視をされております。今後、市長として広域連合の中で言っていただきたいんですが、市は今後、今まで国民健康保険の中で葬祭費用が出ておりましたが、お年寄りが亡くなっても葬祭費用が出ないような状況、それからやはり、きゅうについても、広域連合の中でも論議されておりますが、これは市独自でやる以外にないわけですが、こういう問題については、今まで国民健康保険でやられていた人間ドックの問題、それから葬祭費の問題、それからやはり、きゅうは市は独自であるのかということで、できればもう明確にお答えをいただきたいんですが、第1点目は。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） お尋ねの葬祭費につきましては、後期高齢者医療制度からは3万円の制度でございます。

一方、はり、きゅうにつきましては、市独自の制度として引き続き行ってまいります。

議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そうすると、最終的には、太宰府の高齢者の中で年金がもらえない方もありますが、そういう直接の関係があつてですね、今納税相談と言いますけど、さっき言いましたように、ほんのわずかな年収でもこんな大きな金額になり、市民税の均等割もありますし、こういう軽減を受けられる人と受けられない人の関係で見ますとですね、所得の低い人ほど30%近く保険料が上がっているんですよ。こういう人たちにやはりどれだけ負担を軽くしてやるかというのは、やっぱり納期を変えることも必要じゃないかと思うんですね。昨日、私に健康保険証の受取通知が来ました。ちょうど私昨日不在をしておりましたが、健康保険証が配達記録で出されておりますが、担当課でお聞きしますが、こういうあなたには健康保険証をお渡ししますよという通知をいただく方ですね、市役所に出てきなさい、そうしないと健康保険証はお渡しできませんよという方は、大体世帯数で1,200件ぐらいあると思うんですが、これは間違い、どのくらいありますか。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 市役所においていただく方は約800件でございます。

議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そうすると、800件の中に乳幼児の方もおられるし、それから前期と言われる65歳から74歳の方もおられるんですが、当然介護保険も、そういうものもありますが、3人世帯としても2,400人近くの方が、はっきり言って、健康保険証が納税相談がない限りにはもらえないという実態があるわけですね。太宰府市は、あなた方のご配慮で、ある一定県下の中で、資格証明書や短期保険証の発行は県下の中では少ないほうです。評価はいたします。ただし、預金の差し押さえだとか生命保険の差し押さえ、家財、土地建物の差し押さえというのは、当然業務としてできますので、あなた方がやっておられることは事実です。ところが、こういう800世帯というのは、世帯数にすれば、やはり国民健康保険の中ではですね、大きな一つ一つの内容があると思うんですよ。だから、そこは具体的に納税相談に来たときには、もう滞納額はいっぱいになっているんですよ。はっきり言って、今元金よりも延滞金のほうが多くなる場合がある。税金の滞納というのは、国民健康保険税であれ市民税であれ固定資産税であれ、滞納というのは物すごく高い金額、13.何%ですか、今、滞納の延滞金は。そうすると、元金に元金、どんどん次から次にやっていけばね、その中で納税相談に応じても、なかなか健康保険証もらえない。だから、条例上に、やはり公私の扶助を受けているとか、もう生活保護と同じような所得という場合については、そこは特別にやっぱり条例を見直すとか、もう初めから健康保険の納付税額については1年を通して納付できますよと、ぜひ事前に納付の相談ができるような対応をすべきじゃないですか。滞納になって納税相談では、やはり資格証明書だとか短期保険証、そして前期・後期の高齢者については、滞納者には保険証が、今は渡っているかもしれませんが、ただし、来年からは健康保険証がもらえない、別建てになりますから。こういう問題の解消を図るために、どうしても事前にですね、いつでも納付ができる体制をとるべきじゃないかと。

そういう状況の中で見ますと、今職員はそれに対応できるのかどうか。もうこれ、こんなに年金から天引きされて、今苦情がいっぱい来ますがね、苦情を受ける、その間仕事ができない、こういう状況になりますが、こういうものをやっぱり市としてもですね、どうするのかということ。この辺はいかがでしょうか。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 今年度でございますが、後期高齢者医療制度等の制度改正等がございましたので、例年よりも多くの問い合わせをいただいております。国保年金課、税務課一丸となって全職員協力しながら、誠心誠意対応をいたしております。ご理解とご協力が得られるように説明をさせていただきたいと思っております。

納期の、現在8期を10期へ変更する等につきましても、柔軟な対応はいたしておりますけれども、今後もさらに納税しやすい条件整備につきましても、積極的に納税相談の中で応じていきたいと、こういうふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 市長、後期高齢者医療制度の問題はですね、当然今まで太宰府市の国民健康保険の中でしましたが、税率はやっぱり独自性があるんですね、国民健康保険と後期高齢者医療制度が一体化していた。だから、会社の社会保険だとか企業保険だとかという方もありますけど、やはり後期高齢者医療制度というのは、こんな状況になるとは私どもも思っておりませんでした。やはり県の責任、国の責任を明確にして、今まだ結論が出ておりませんが、小手先だけでは解決できないと思うんですよ。病院にかかっても、1カ月の、早く言えば、健診とか治療は最高6,000円までしかできないと。あちこちの病院にも行けるとは言いますが、本当にですね、検査もこれだけしかできないとか、もういろんな形でですね、この医療の制約、はっきり言って、延命処置を講じると医者に割り増し請求ができるとかですね、この人を早く退院させる、こういう状況で医療を使わせないというのが後期高齢者医療制度の中身ですよ。それを地方自治体がどう補っていくかという地方自治体の責任がある。しかし、もともとは国や県の事業ですから、国の法律で引き離してしまいました。だから、後期高齢者医療制度の問題については、この太宰府に住んでおられるお年寄りのために、市長が、この議会と同じように、後期高齢者医療広域連合の議員ですから、まずそのことをはっきり言っていただく。小手先だけの問題じゃないということで、ぜひ、後期高齢者医療広域連合の議会というのは年に2回か3回しかありませんが、やっぱり市民の声を伝えていただくということが大事じゃないでしょうか。そのこと、まず1点目についてお願いしたいと思いますが。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 今、この後期高齢者医療制度につきましては、いろんな問題を含んでおるといふうなことを申し上げました。私どもといいましょうか、私もそうですけれども、この保険制度そのもの等については、やはり持続、安定的な形で医療保険制度を持続していくためには、やはり保険者の一元化が私は必要だというように思っております。地域によってその医療税、保険料あるいは税額が異なるというようなこと等については、福祉の面から見ますと、あってはならないことではないかというように思っております。しかしながら、現状での医療費そのものが、福岡県下、福岡県の医療費につきましては、全国平均よりも、特に老人医療の分野につきましても高いというようなものがあります。大体全国では80万円程度ですけれども、福岡県でいきますと100万円を超えておるといふような状況、やはりこの辺のところも一つ問題点としてあるというように思っております。

それから、今後の75歳以上の人口が、2006年から2012年のわずか6年間で23.6ポイントも増えております。それから、2055年には総人口の26.5%に達するというふうに言われております。そして、2025年には、医療費が、今が33兆円ほどでございますけれども、これが2025年には、高齢者の保険給付そのものが56兆円を超えると、そのうち半分は後期高齢者の医療だといふうなことでございます。こういったことから、後期高齢者、長寿者の医療制度が必要になってきたといふうなことで理解をいたしております。

私は、医療費を下げるというふうなことも大事なんですけれども、総合行政として、やはり

健康な市民を多くしていくというようなことが、私は大事だというように思っています。私も今現場主義をとっておりまして、いろんな団体の活動等に参加をいたしております。例えば卓球大会、レース大会の中におきまして、高齢者の方が、85歳以上の方々が参加していらっしゃる。あるいは、ソフトボールだと高齢者の方々が非常に多い。テニスだって、バドミントンだって、そういった状況等がございます。あるいは、歩こう会の皆さん方は20年間にわたって歩き続けられておると。その方の肉体を見てみますと、本当に筋力が張った、生き生きと、はつらつとされておると。そういった市民総合の中で、生涯スポーツ、ただ単に福祉の分野だけではなくて、教育委員会も市総合行政として、市民の健康管理あるいは増進するような方向での総合行政で打っていくことが私は大事だと。そのことが、私が申し上げておりますまると博物館、まちぐるみ歴史公園、そういった仕掛けをすることによって、多くの市民が外に出ていただく、あるいは太宰府を再発見していただく、それを通して健康につながると。それぞれの趣味を通して、それぞれの体力に応じて、私は実行してもらう、そのことがひいては医療費の削減あるいは個人の楽しみといいたいまいしょうか、生きがいというふうな形につながるというふうに思っております。

医療制度の個々の問題等々については、武藤議員のご指摘のとおり、可能な限り私も広域連合の議員をいたしておりますので、意見を吸い上げ、そして反映できるように努力してまいりたいと思っております。

議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 市長、あなたの施政方針の中でですね、太宰府の高齢者に対してはそういうふうに言われておりますが、元気でスポーツができたり、歩いたりすることができるときにはまだ幸せです。ただ、入院すると、病気になると大変な負担になるということです。わずかな年金で、医療費、こういう状況の中で年金から有無を言わず天引きされる、病院に行くとも医療も制限をされる、こういう状況の中で、やっぱりお年寄りを大事にするというのがこの日本古来の生活様式ですから、まずそういうことを、立場で、後期高齢者医療のですね、私は廃止を求め、今までどおりやっていただきたいという状況ですので、広域連合の中で代表して言っていただきたいと思っております。

それから、その2点目の中でですね、本当に国民健康保険税が高くなりました。こんなに高くなるとは私も思っておりませんでした。最高額65万円だったのが68万円に上がります。新たに後期高齢者支援分として12万円。所得の高い人はいいですよ。ところが、所得の少ない、さっき言いましたように、300万円ぐらいの年収で45万円も払って、市民税を払ってですよ、当然固定資産税もあればですね、毎月はっきり言って8万円近くの税金を役所に持ってこなきゃいかん。そうすると、どうして生活するか。現役世代はよかったですよ。年をとると仕事ありませんから、仕事はないわ、年金はこの5年間ストップしている、そういう状況もありますし、また現役世代も、こんな不況の中でまともな仕事につけないという状況。そんな中で、中小企業が次から次に倒産して、廃業をしています。市内でもシャッターがどんどんおりている、

廃業している、こういう状況もあります。

本当にこの負担を軽くするために、市長が言いましたように、この一般会計の繰り入れは十五、六年前まではやっておりました。ところが、基金もなくなって、先ほど市長が言いましたように、法定繰り入れというのは法律上入れなさいという金額です、ですね。ところが、法定外繰り入れは、現在福岡県の64の自治体のうち14自治体が、法定外の繰り入れ、国民健康保険の、太宰府市はあらゆる会計があります、一般会計もありますし、水道事業・下水道事業会計もありますが、国民健康保険事業だけが赤字です。今のところそんな大きな金額の、一般会計から積立金を、基金を取り崩したために赤字幅はそんなに多くはありませんが、やはり以前は国民健康保険事業に法定外繰り入れを行って、それなりにこの国民健康保険税を引き上げないで済むようにしておりましたが、この法定外の繰り入れがもう十五、六年あってないと思います。

そして、応能、応益という形で、本来はこの応能を多くして応益を少なくしなきゃいけない。所得のある人はたくさん払っていただいて、所得の少ない人には負担を軽くするというのが保険制度だったんですが、国が所得の少ない人も同じようにしなさいということで、50・50にしてきました。そのために、所得の少ない人ほど大変な負担になると、1,000万円の収入があつて、ゆとりのある人は、最高額は68万円がいいですよと。300万円の人は、はっきり言って、1,000万円の所得の3分の1で45万円の国民健康保険税だよと、ですね。本当に矛盾しますよ。だから、一般会計の法定の繰り入れはあるかもしれませんが、負担を軽くするために法定外繰り入れも検討する必要があるんじゃないでしょうか。この辺いかがですか。

議長（不老光幸議員） 副市長。

副市長（平島鉄信） 先ほど市長から答弁がありましたように、この国民健康保険税というのは、保険制度というのは独立採算制というのが太宰府市の基本でございます。法定の繰入金というのも、やはり低所得者が多いからこそ、皆さんの税金から、一般会計から特別会計に繰り入れるということの法制度で定められた部分でございます。それを上乘せしてやる方法もございませうけども、やはり保険でございますので、お医者にかかる人が、所得が多い人が余計にかかるかということそうじゃなくて、やはり皆さん病気になるのは一緒でございますので、そういう形から、やはり一人一人の税金というものは、平等割というんですかね、そういうものが多くなる制度でございます。生命保険ですと、我々がかかっている生命保険ですと、皆さん税率は、保険料は同じでございます。それが、国民健康保険税は少し福祉の部分があるということで、所得の多い人にはそれなりの税率が高いように、所得の低い人に対しては税率が低くなるように、さらに所得がかなり低い人に対しては、軽減税率といいまして、6割軽減、4割軽減という形でいたしておりまして、その今の制度がぎりぎりの制度ではないかなというふうに考えております。

先ほど市長が言いましたように、西日本地域は非常に医療費が高いというふうに言われておりました、これはやはり日ごろの健康管理そのものについて施策としてやっていかなければい

けないのではないかなど。特に今回からは、特定健診といいまして、国民健康保険者については、市長の責任で市民の健康を守るべきだというふうな制度に切りかわっておりますので、そういうことも含めて、今後総合的な行政運営をやっていきたいと、そういうふう考えております。

議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、法律だから、枠内だとか、その法律の枠の部分だけやっつけばいいという問題じゃないと思うんですよ。やっぱりそれなりにね、太宰府の市民の国民健康保険加入者、はっきり言って、若い人ほど病気にかからないからといって滞納になる可能性も強いんですよ。自分が使っておれば払わなきゃいけないというのはありますが、20代、30代の人たちは病院に行くこともめったにありませんし、何でこんなに高い保険税かと、おれは病気にならんから払わないということにもなる可能性もあります。ただし、固定資産がある場合は、何年でも差し押さえされたままで延滞金だけがどんどん増えていくようなことにならないようにしなきゃいけない。

それと同時に、負担を軽くしてやる、さっきも言いましたように、4億円も国民健康保険の滞納がある。やっぱりそういう滞納をなくすように努力をするのが基本ですよ。どんどん滞納が増えていけば保険税上げなきゃいけない、こういう状況ですから、やはりどうやっていくかというのは行政としても真剣に考えなきゃなりませんし、議会も論議もしなきゃいけないと。

それと同時にですね、やはり少子・高齢化の問題で、市長も妊婦健診について5回を行うという形で、県下と足並みをそろえるようですが、乳幼児医療費は無料化を県知事が約束をして、就学前までやろうとしています。入院についてもそういう状況ですが、そういう状況の中で、先ほど回答がありましたが、滞納世帯についても、納税相談じゃなくて、少子・高齢化の中で、本当に滞納しとっても、その分だけ切り離してでも健康保険証は渡すべきじゃないですか。800世帯の中にも乳幼児の方もおられると思うんですが、所得は少なくとも、7割、5割、2割減免に該当しないほんのわずかな部分、そこに大きな負担があると思うんですが。これは納税相談の上しか渡さないという部分もあると思いますが、これは渡すと、そして指導するという方向に切りかえることができるかどうか、市長か担当部長、どちらか答えてくれませんか。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 乳幼児医療証でございますけれども、小さなお子さんが病気になったときはですね、まず慌てて病院にかかるわけですけども、そんなときに保険証がないというのは非常に残酷な話であろうと思います。それで、そういう受診の妨げにならない方向ですね、最初から保険証を渡すということは他の納税者との公平性の観点からあれですが、納税相談をさせていただいて、保険証を妨げのないように交付をしていきたいと、こういうふう考えております。

議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この問題もあと時間14分しかありませんが、やはり納付回数をするのか、それからやはり滞納対策をどうするのか。それから、当然障害者が強制的に後期高齢者医療制度に入れられる、今まで無料であったものがやはり負担が出てくる、はっきり言って、前期であろうと、後期であろうと、年金も天引きされる。様々な形で、国の悪い政治がそのまま直接地方自治体に押しつけられてですね、私どもこういう論議をしなきゃいけないという状況ですが、今後、もう本当に問題点がいっぱい出てきますので、今後も行政側もですね、市民の立場に立った保険行政をやっていただきたい、こういうことをまず1点目に要求して、終わります。

2点目の回答を午前中だけ受けておきたいと思います。

議長（不老光幸議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 30人学級実現についての質問でございますが、現在の学級の定員は、法律によりまして、小・中学校1学級40人と定められております。本市といたしましては、これを基準に学級編制を行っておるところでございます。

しかしながら、ご指摘のように緩和も可能となりましたので、各学校と十分協議の上、教育委員会で判断いたしまして、指導方法工夫改善教員による少人数学級研究指定とか、各学校の教員定数の範囲内で学級編制の弾力的運用を行い、一部の学校で少人数の学級編制を実施しているところがございます。

本市独自の学級編制につきましては、県教育委員会との事前協議や同意が必要になってきますけれども、県からの教員が配置されない状況の中では本市独自の教員の採用となりますが、このことにつきましては、教育委員会の体制、例えば採用の方法とか採用後の研修、また施設の検討等、それとともに財政上の問題等を解決しなければならないことがありますので、少人数学級編制の実施は非常に厳しい状況だととらえております。

本市におきましては、学校支援員や学校支援補助員等を活用することにより、少人数指導による充実を図っていきたいと考えているところがございます。少人数学級の早期実現につきましては、福岡県市町村教育委員会連絡協議会や全国都市教育長協議会などを通して、県や文部科学省、国会に要望書を提出や陳情を行っているところで、今後とも継続して行ってまいりたいと考えております。

なお、学校教育法の改正によりまして、本年度より主幹教諭を置くことができるようになっておりますが、主幹教諭は県教育委員会が配置するようになっておりますので、本市に配置があれば、主幹としての職責を果たしていただくようになると考えております。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 教育長から、40人の基準があるけど、変えること、独自採用することもできるけど、財政的に大変厳しいということと、支援員という形で、先ほど答弁があっておりましたが、直接やはり授業に携わるということはなかなか今の状況ではできないと。主幹教諭については、県がどういうふうに対応するかということですが。

文科省が出しました資料を見ますと、学校の教諭の職業というのは大変だというふうに思いました。見てみますとですね、児童・生徒の授業、これに大体6時間21分、それから生徒指導にかかわる、間接的に3時間、それから学校運営には1時間49分、外部対応が19分。で、教諭の休憩時間ですが、1日学校で10分ですよ。残業が何と90時間を超えるというの。だから、自分の家庭を犠牲にしているという現状があります。はっきり言って、自分の子供の保育所の送り迎えもできない、授業参観もできない、こういう状況の中で、教諭の仕事というのは大変な業務です。それと同時に、これだけの対応をしていく中で、休憩もとれない、様々な児童・生徒の問題を抱え、対応していくという中で、本当に40人か35人か30人かでは、本当に教諭のこの負担の割合、教育の充実が求められるわけですね。だから、私は、小学校で5人配置すれば全校が35人の体制、22人もありますけれども、小学校は5人の部分を、できれば退職者を、教室に担任を持たせる、副任としてでも配置できるような方法を考えていただけないかというのが1点です。

で、中学校についても40人学級ですが、中学校は科目別教諭が必要です。そう簡単にはいかないと思います。ただし、やはり40人学級というのは多くの方が望んでるわけですから。今度も教育基本法が変わって教育時間も長くなりました。より一層教諭の負担が強まるわけですけど、本当に、先ほどもありましたように、大学生が来てもらって校外活動とかそういう部分じゃなくて、やはり担任、副任として、授業を子供たちに行き届いたような方針をやっぱり教育委員会としても真剣に論議すべきじゃないかと。財政力のない教育委員会ですけど、そこはびしっとした教育委員会として結論を出して、市長部局にやるということが必要だと。

市長のですね、市政政策の第3に、学校教育環境について、教育基本法や教育三法の改正がなされ、特に地方教育行政の体制の整備充実、学校教育の充実に努めるという市長の方針がありますから、だからそれに基づいて、行き届いた教育というのは、やはり子供たち、特に私、もう時間がありませんけど、不登校対策をどうするのかと。今全国で不登校の子供がどんどん多くなっている。教育長も教壇に立ったことがあると思うんですが、本当に夏休みあけて子供が元気に来てくれるだろうか、春休みはどうだろうか、入学したが、小学校から中学校に入らずずっと学校に来てくれるだろうか。今もう不登校対策についてはですね、こんな時間では教諭は対応できないんですよ、現実に。文科省が出したこの資料を見て私もびっくりしましたが、そういう状況をですね、やっぱりどのように教育委員会や行政が太宰府市の児童・生徒を充実した制度にするかは大いに検討すべきじゃないかと思うんですが、その辺をですね、教育

委員会としても、教育長、教育委員長、この太宰府市は稲積先生という大変すばらしい教育委員長がおられますので、そこいらをですね、検討していただけたらと思います、いかがでしょうか。

議長（不老光幸議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 30人といわなくてもですね、少ない、より減った人数で行き届いた教育をするということは、保護者に限らずみんなの願いだろうというふうに私自身もとらえております。

そういう中でございますけれど、特に学級というものを考えたときにですね、学級は、その学校の組織の中では一番基盤になる、そういうまとまりでもありますし、子供にとっては学習の場であり、生活の場でもあると思っております。そこがですね、先ほどのように、講師とか非常勤というような形でしか支えられないというのは、やっぱり学校が余り、何かリスクといいますか、危機とかがあったときには非常に対応に困る、そういうことになりはしないかということに危惧しているところでございます。それだけに、やはり国とか県とかというところできちっと対応して、正式な教員の配置を強く願っているところでございます。

そういう中でも、先ほど申しましたように、今まで授業協力員というような形で現在も数多く来ていただいておりますし、また特別支援学級等でも補助員等来てもらったりしておりますが、できるだけ授業への手助けというようなところに手が届くような方法で、今度学生ボランティアを中心とした支援の方に入っていただきたいと考えているところでございます。

一方ですね、やっぱり教育というものに携わりますと、なかなかそのどこまでしたらいいかというゴールが見えにくいという面で、非常に負担感とか、また仕事の煩雑さが出てくるという面もあると思っておりますが、現在私が一番危惧しているものの一つに、やはり教員とか学校への不信とか、それからバッシングといいましょうか、そういうものがあって、先生方が本当に教育を行って、それに充実感を味わっているかどうか、また保護者にとっては、本当に信頼できる、または尊敬できる先生と学校であるかどうか、こういうところがもう一つあるんじゃないかと思っております。非常に精神的な作用であるだけに、そういう気持ちでですね、やっぱりやったという気持ちがあると、少々の疲れも吹っ飛ばすようなところもあるような気がいたします。それだけに、先生方の指導力とか子供たちの学習習慣とか生活規律の育成とかを、保護者とともに、また先日から行っておりました学校評価等を通して、学校と保護者等の、地域等の連携を深めながら、お互い理解し合いながら学校が運営されるように、そういうことを考えながら進めているところでございます。

議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今の制度でですね、研究指定校だとかという形になれば、先生の仕事はまた増えるわけですね。だから、研究指定校になったばかりにまた勤務時間も多くなる、こういう状況ですが、やはり県下の中で、いろんな形で、市独自でこういう雇用をしてですね、やっている自治体もたくさんあります、県下の中で。教育長も新聞報道なんかをなされてお

ましたから見ていると思うんですが、太宰府市でも、本当に小学校で、7校のうちに本当に児童数の少ない学校、一方ではもう40人の学校がある。もうこの問題は何回も質問してますが、やはり子供たちに、今本当に私たちが受けた教育とは違った環境です。内容的にも本当に変わってきました。で、また少子化対策で、兄弟がいない、母親がどういうふうに子育てしていいかわからない、そんないろんな悩みもあってですね、教諭の仕事は大変ですから、その辺行き届くような対応をとるためには、やっぱり少人数学級が一番必要じゃないかということですし、ぜひ教育委員会としてはですね、市長のほうにも要望して、配置ができるようお願いをして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

14番（安部 陽議員） 通告に従い、質問をいたします。

地域づくりと道路行政について。

道路特定財源に端を発し、後期高齢者の医療費など、国においては、財源のあり方、支出のあり方など、いろいろと取りざたされております。

私は、道路特定財源がこのように支出のあり方などがいろいろと言われているときに、しっかりと本市の道路状況を見直し、この道路財源を生かし、道路網のあり方を再確認し、整備すべきと思います。

本市のまちづくり、地域づくりは、企業による宅地造成と土地区画整理事業を中心としたまちづくりで発展してきたのではないかと推察されます。したがって、国道、県道、市道との連携がうまくいっていないところも見られます。道路あるところに人家ありと言われておりますように、道路はまちづくりで重要な使命を果たしております。また、地域づくりに至りましては、旧3号線から西部方面にかけまして、組合施行等により土地区画整理事業や市街地整備事業がなされ、地域づくり、まちづくりが推進されまして、一応の都市景観がつくられたものと推察いたします。

以上のような変遷をたどり、地域づくりが行われた結果、果たして本市の安心・安全の住み家はこのままでよいのかとふと考えましたときに、市道拡幅を初め都市計画道路の見直しが必要ではないかと痛感いたします。このことは、道路交通法の改正により自転車が歩道を通行できるようになったことであり、また超高齢社会を迎えたことであります。

なぜ都市計画道路が必要かということは、本市には優良企業がほとんどありません。また、誘致するにしても、幅員が狭く、企業誘致もできません。現在のままでは、超高齢社会となり、5年、10年先の本市の税収は減収の一途をたどり、安心・安全のまちとして、ハード面、ソフト面の事業の推進が果たされなくなるのではないかと危惧する者の一人であります。

このような現象のため、各都市におきましては企業誘致や産業振興がなされております。本

市は、幸いにも観光客に恵まれ、これを生かさなければなりません。活気ある地域づくりのため、優良企業誘致や観光産業等の導入の考え方、また提供する用地があるのか伺います。

私は、第四次総合計画を見まして感ずることは、今までの総合計画をそのまま継承して、一歩踏み出た事業が行われていないのではないかと疑問を持ちました。まちづくりにつきましては、各小学校単位でコミュニティづくりを考えたのみで、各校区ごとの夢あるいは発展的な構想が見当たりません。市長は、積極的に各地域を回って意見を聞いてあります。また、副市長は、数値に明るい人と思っております。この両者を先頭に、職員一丸となって、今までの殻を破り、白紙で再度太宰府市全体をチェックする必要があるのではないかと感じております。

私の目から見ますと、急激な人口増により、文化、体育の施設はもとより、小学校、中学校の校舎建設など、大変であったと思います。現段階におきましては、交付金の減少等により財政事情も大変な時期とは十分承知はいたしております。また、ガソリン等の高騰や物価高など、今後の超高齢者社会を迎えたときに、歳入減も考えられます。しかも歩道設置はなく、安心して自転車あるいは電動車いすなどの利用ができません。ハード面におきます都市計画あるいは交通対策につきまして、このままでよいのか疑問を持った次第であります。地域づくりやまちづくりには道路は欠かせません。太宰府市での道路網は現在のままでよいのか、どの部分に力を注がなくてはいけないか伺います。

次に、都市計画道路は、現在まで9路線供用開始をしてあります。この9路線のままでよいのか、今後のまちづくりの根源ともなりますので、交通渋滞緩和、企業誘致のためにも都市計画道路は必要だと思われれます。どのような構想があるのか、あわせて伺います。

道路には国道、県道、市道とありまして、特に市道につきましては、自動車交通量の増加や車両の大型化、また今回改正されました道路交通法によりまして歩道に自転車が乗り入れられるようになりました観点から、歩道の拡幅も余儀なくされるのではないかと思います。特に注意したいのは、超高齢化に伴い、買い物や外出に電動車いすがよく使われます。特に太宰府駅、五条駅周辺は、小学校、中学校、大学、観光客など多くの方が利用してあるにもかかわらず、歩道の設置が遅れております。このため、道路整備は、特に学校、駅、公共施設周辺の歩道設置や拡幅整備はぜひとも必要な項目と思料されます。今後の道路整備のあり方について伺います。

次に、福岡空港と新交通システムについて。

現在、福岡空港調査連絡調整会議におきまして、国、福岡県、福岡市において総合的な調査が行われております。現時点では、太宰府市から約1時間の時間で福岡空港までには到達できます。しかしながら、万一将来の航空需要の予測で、三苫・新宮ゾーンや志賀島・奈多ゾーンに移転されるとすれば、本市から新空港までの交通手段はどのようになるのか。また、時間帯も読めないばかりか、2時間近くの時間帯となるのではないかと危惧するもの一人でもあります。したがって、現時点での福岡空港の移転等に伴う考えを伺います。

私は、本市には九州国立博物館、太宰府天満宮等貴重な施設があり、年間700万人とも800万

人とも言われております観光客が訪れてあります。特に国立博物館は、今後の催し物としてアジア地域の博物館としての要素が強くなってくるものと思料いたします。したがって、観光客も福岡空港利用者がますます増加するものと期待しております。

交通渋滞に巻き込まれることなく、また正確な時間帯が読める御笠川の堤防を利用したフリーゲージトレインの新交通システムの促進を願うものであります。私は、用地買収費が要らない、物件移転補償費も要らない御笠川沿いに新交通システムを建設し、福岡市の地下鉄と連絡することにより、市民はもとより国内国外の観光客等に大変喜ばれ、交通渋滞の解消、時間の短縮、また駅舎を中心とした各地域での活性化につながるものと確信いたします。したがって、福岡空港までの新交通システムの実現に向けての市長の見解を伺います。

再質問は自席にて伺います。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 1点目の地域づくりと道路行政についてご回答を申し上げます。

まず、企業誘致の考え方についてでございますけれども、私は、本市に合った企業誘致を進めるべきだというふうに考えております。基本的には、九州国立博物館を基軸といたしまして、歴史、文化を生かした新たな観光産業でありますとか、あるいは滞在型観光を目指した宿泊施設の誘致、さらには九州北部学術研究都市整備構想におきまして太宰府市はアジア文明交流拠点都市として位置づけられておりますことから、学術研究機関等も視野に入れまして、関連企業の誘致を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

また、本市の状況でありますとか、あるいは立地の面からも、例えば中小企業や観光産業関連企業あるいは、本市には毎年700万人を超える観光客がおいでになっておりますことから、滞在型観光には必要と考えます宿泊施設も本市にとってはふさわしい企業誘致の一つではないかなというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、こうした施策を推進しますには、立地の条件となります道路の問題あるいは環境整備が必要になってまいります。そのことから、国や関係機関の各種交付金でありますとか、あるいは補助金を活用しながら展開をしていきたいと、このように思っております。

なお、用地につきましては、市内には工業団地としての提供できる用地はございませんけれども、企業立地に関する相談があれば、市内の商業地域あるいは準工業地域、近隣商業地域等について積極的に情報を提供していきたいと、このように考えております。

次に、2点目の道路行政についての道路網と、3点目の都市計画道路計画と推進及び4点目の今後の道路整備のあり方につきましては、あわせてご回答申し上げます。

道路につきましては、幹線道路から生活道路までを、将来の都市計画でありますとか、あるいは土地利用計画と連携をさせながら、町の形をつくるという意識のもとに道路ネットワークを構成し、そしてバリアフリー化を基本といたしました安全性を最重点に、通過あるいは生活、観光交通を対象といたしまして、自動車あるいは自転車、歩行者の交通手段等、それぞれの交

通の流れを考慮いたしまして、体系的に整備しなければならないと、このように考えております。

このようなことから、平成19年度からでございますけれども、国の認可を受けまして、5カ年計画で、事業ベースで13億円でございます、地域再生事業の認可を受けております。このことを基本といたしまして、地域の特性を考慮した、人に優しい、町に優しい、あるいは環境に優しい、そういった観点でもって道路整備を行ってまいりたいと、このように思っております。ご指摘の歩道の整備等々についても当然この中に含まれておりまして、私も積極的にこのことについては整備をしていく必要があると、何よりも優先しなければならない一つではないかなというふうに思っております。

詳細につきましては担当部長より説明をさせます。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 先ほど市長が回答申しましたように、市道は非常に重要であるという認識は私どもも持っております。現在、太宰府市におけます市道の現状は、自動車交通量の増加と車両の大型化に対しまして、既設道路の幅員が狭く、市民の安全確保に向けた道路拡幅、歩道設置などとあわせて、市民の生活形態に対応した道路整備を平成19年度より始めました地域再生事業をメインとして図っていらっしゃるところでございます。

先ほど質問にありました都市計画道路の関係になりますが、現在福岡県におきまして、県内の都市計画道路について、福岡県都市計画道路検証方針に基づいて、社会情勢の変化、都市政策の転換、将来都市像の変化等により、今後とも都市計画道路として継続すべきかどうかを判断するため、路線の必要性等の検証作業が進められております。まちづくりの根幹となる都市計画道路につきましては、太宰府市においての部分ですが、14路線計画道路がございました。このうち9路線が完了しておりまして、残りの5路線につきましては、先ほど申し上げました検証方針に基づいて、県と協議を進めていくことといたしておりますし、また近隣市、大野城市、筑紫野市が直接的には関連してきておりますが、そちらとも調整をし、この5路線について検討を進めているところでございます。

なお、先ほど申しました完了しております路線の9路線でございますが、これにつきまして、それぞれの路線の事業主体別に申しますと、国が主体として整備しましたのが2路線、国道3号線、それから南バイパスになります。それから、県と市があわせまして整備しましたものが2路線、市で整備いたしましたのが4路線、これはいずれも区画整理事業に伴います関係の整備路線になりますが、4路線整備をいたしたところです。また、これとは別に、福岡北九州高速道路公社が1路線整備を行っております。そういうふうな状況で、9路線が完了をいたしておるところでございます。

今後の道路整備におけます幹線道路につきましては、市内交通量の分散、緩和及び観光客の多い時期における交通渋滞の解消のため、県道筑紫野古賀線バイパスの4車線化の早期完成を図ってまいるといふことで県とも進めておるといふところでございます。

また、道路新設や改良に際しましては、地域の特性や社会的弱者、先ほど申されました歩道の整備、こういったものにつきまして配慮したバリアフリー化を基本といたしました道路づくりに努めることが必要であるというふうに考えておるところです。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

14番（安部 陽議員） 今市長、部長から説明を受けまして、本当、市の財政を考えたときに、こういうハード面を出すのはどうかと私自身思うくらい、財政問題も含めて、しかしながら今回道路特定財源というものが特にクローズアップされまして、本市の道路状況を見たときに、やはりもう一度見直して、本当に市民に安心・安全のまちづくりになっているのかということ、現在市長は各行政区回っておりますし、それから副市長は幸い計数に明るいというところで、この両者を先頭にしていただいて、もう一度太宰府市というものを見直す時期ではないだろうかということに私思いましたので、この皆さんの、職員が一丸となってこの問題に取り組んでいただければ住みよいまちづくりになるものと私は確信しております。

したがって、健全財政というものを踏まえまして、私は、今市長も地域再生事業として13億円いただいておりますというようなものも含めまして、前向きに進んであるということで、私も大変心強く思っております。

しかしながら、次の点にはちょっと気をつけていただいて、優先的にお願いしたいということとどめたいと思います。

1つは、企業の問題ですけど、私は、観光客が七、八百万人来てあるので、やはり宿泊施設がもう一つぐらい欲しいということで、私ずっと眺めますと、旧3号線から西のほうは大体住宅ということで張りついているんじゃないかならうか。しかしながら、こちらの3号線から東のほうを見ましたときに、北谷、内山、そういう両方の土地が考えられるわけですけども、特に博物館に近い内山地区は、眺望もいいし、それからまだ余り手が入っておりませんので、今のうちに都市計画決定されて、大きな道路つくっていただいて、あそこに誘致されるような方法がとれないかというふうに思っております。

それから、今回のような地震がありまして、東西の道路は大体何本かは通っておりますけど、南北、横の線の道路がなかなか少ないというようなこともちょっと考えられます。そういう地震のことも考えまして、もう一度そういう横の線を検討していただきたいと思います。

それから、歩道設置を今回強く申し上げたのは、やはり学生さんあるいは観光客の方が安心していただく、特に太宰府駅を見ましたときに、今回ホテルグランティアが、今度かなり大きく、9階建てになりますので宿泊客も多いと思いますし、今四王寺に登山というか、散歩されるような人もおられるわけですね。そういうことを考えますと、あそこに歩道がありませんので、せめてグランティアぐらいまでの歩道設置ができないかということですね。

それから2つ目は、五条交差点、あれからずっと五条駅あるいは太宰府中学校、あそこに歩道はほとんどありませんので、やはりそういうところに目を配っていただいて、そういうところ

るを優先的にしていただきたいと、これは要望にとどめておきます。

以上、私の気づいた点を申し上げましたけれども、この13億円を使うほかに、道路特定財源も使われるように努力していただいて、太宰府市の道路行政をもう少し充実していただきたいと、そういうふうに要望しまして、この1点目は終わります。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 次に、福岡空港と新交通システムについて、まず1点目でございますけれども、福岡空港の将来の混雑問題などに対応するために、国、県、福岡市で、今の空港でどのくらい対応できるか、将来どのような対応策が必要になるかなど幅広く調査し、平成17年度から、4つのステップを踏みながら、積極的な情報提供、意見収集を行っております。

今年度は、ステップ4といたしまして、現空港におけますところの滑走路増設、新空港建設といった将来の対応案につきまして検討をされ、長所、短所を整理された上で比較調査をされ、その評価結果が示される予定になっておるようでございます。需給緩和、利用者利便性、環境でありますとか安全性、まちづくりや地域振興、事業効果性など様々な視点からの評価が示されると思いますので、その評価結果を待ちたいと考えております。

それから次に、2点目の御笠川に新交通システムを、についてでございますけれども、ご提案の新交通システム、フリーゲージトレインでございますけれども、この河川を利用したこの考え方について若干述べさせていただきます。

河川空間は貴重な自然景観でございますので、河川敷あるいは堤防等の利用につきましては、河川法等の規制によりまして問題性がございます。しかしながら、このこと等については、また複数の団体にまたがりまますことから、意見の統一に向けた調整あるいは建設コスト、運行実施機関等々、その実施につきましては克服しなければならない問題が多かろうというふうに思っております。しかしながら、仮に大量輸送機関等の建設が可能となり、その実現を見ることができれば、交通渋滞緩和だけではなくて、大きな解決策となる可能性もあると思えます。

私も、安部議員と同じように、総務部長をしておりましたときから、あるいは今の九州国立博物館の建築時におけますところのいろんな条件整備をまとめますその延長上において、やはり太宰府市を訪れられる方々が時間が読めるような、空港から太宰府天満宮あるいは国博までの時間帯、往復が、やはり時間の読める部分が必要だと。そういったことから、今の交通システム状況、本市の状況を見ても、そういった状況にはなっていないというふうな状況がございます。九州国立博物館も、本市の歴史と文化の観光であります現状も、子々孫々、また後世に続くわけでございます。これを解消するという事は、やはりそういった大きな夢を持って、志を持って、どうしたら実現するのかというふうなことを一生懸命考えるならば、やがてそういった時期等々についても私は来るというふうに思っております。私も、そういった夢を持ちながら、まちづくりを一生懸命やっていきたいというふうに思っております。今後の、やはり観光客の皆さん方が太宰府市に来てよかったと、交通渋滞によって帰るといふような声

も聞いておりますので、そういったことがないような形で努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

14番（安部 陽議員） 市長の決意を聞きまして、私も少しは安心をいたしております。というのが、これはできるまで頑張らんといかんという問題があるわけです。

昨年3月に仙台空港アクセス線ができておるわけですね。それから、昨日は東京地下鉄副都心線が開通されておりますね。結局あれだけの、40mぐらい掘った地下鉄ができるぐらいですから、私は福岡市を初め大野城、太宰府、これが一番御笠川に接しておるわけですが、これに春日市を含めて、近郊都市の関係団体あるいは財界を引き込んで、国、県にこの必要性を説きながら、何回も何回も陳情すると。そして、やはり国家予算をもってこの問題にとりかかっていただきたい。

幸い国立博物館がありますから、ここにやはりアジアの皆さんが、福岡の九州国立博物館はもう時間がわからんと、行けないよというんじゃなくて、あそこまで20分で行けるんだというように太鼓判を押されるような交通システムにするためにも、私は国、県に働きかけてこの問題に取り組んでいただきたいと思っております。したがって、これの陳情だとかそういうものについて、市民と一体となって頑張りたいと思っておりますので、今後ともこの福岡空港に対するアクセス、新交通システムの実現に向けて頑張りたいと思っております。

これもちまして私の一般質問を終わります。

議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

3番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました高雄台団地道路拡張の件について質問をさせていただきます。

現在、高雄台団地におきまして新しい団地ができようとしています。その新しい団地と現在ある団地をつなぐ道路が開通予定で、高雄台公民館横の道路が拡張されようとしています。現在、高雄台公民館には軽自動車1台とめれるようなスペースしかなく、駐車場と呼べる場所はありません。今度の工事でこのスペースもなくなろうとしています。

高雄台区は、高齢化率が30%弱となっており、坂も多いため、公民館利用者は車で行くことが当たり前になってくるでしょう。車で来て駐車場がなければ、狭い道に路上駐車を行い、緊急車両等の通行の妨げとなり、最悪の場合は生死にかかわる事態が起こり得るかもしれません。今後、高雄台公民館は駐車場なしの公民館として利用してもらうのか、それとも別の場所に駐車場を確保して利用してもらうのか、今後の対応を伺います。

次に、道路が拡張される前に、市民の方々から話を伺う機会がありました。皆さん口をそろえて言われるのが、道路が広くなると、横断歩道や速度制限の標識がないため、平気で道路の真ん中を横断する小・中学生や猛スピードで飛ばす車など、今よりもさらに交通量が増え、危

険だという多くの不安視される意見がありました。これに伴い、区の中で道路拡張に賛成か反対かの投票が行われ、わずか14票差で賛成になったそうです。賛成者の中には、団地の将来性を見込んで、広くしてもらえるのなら、今後はいつになるかわからないので今してもらったほうがいいという意見や、高雄六丁目に行きやすくなるので子供たちの登下校がしやすくなるという意見もあったようです。実際、2年くらい前に、高雄六丁目の女子児童が不審者に後をつけられるようなことがあったりもしています。道路が拡張されればこういったことはなくなるかもしれませんが、やはり交通量は確実に増えるでしょう。そこで、市民の皆さんが安全に安心して生活できる団地内にしていただくように、速度制限などの標識や横断歩道の設置が早急に必要だと思いますが、今後の考えを伺います。

なお、再質問は自席にて行います。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 高雄台団地道路拡張についてご質問でございます。

1点目の区内の道路拡幅工事に伴い、公民館の駐車場確保についてでございますけれども、隣接する土地が開発許可を受けて、そして開発区域内の道路が既存の道路に接続することになりました。車両での交通量等の増加が見込まれますことから、今回幅員6mに拡張するものでございます。

ご質問の駐車場の確保についてでございますけれども、詳細につきましては後ほど担当部長のほうから回答、説明をさせます。

2点目の道路拡張に伴います交通安全対策についてご回答申し上げます。

新しい団地の造成に伴います高雄台公民館横の道路の拡幅によりまして、高雄台団地内を通過する車両が増加し、危険になるのではないかとご懸念と思われまします。このようなことから、拡幅工事の完了後のこととありますとか、あるいは人の流れを見定めまして、規制標識でありますとか、あるいは横断歩道等の設置を、地元関係者並びに筑紫野警察署と協議を行いまして、公安委員会への要望をしまいたいというふうに思っております。

詳細につきましては後ほど担当部長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） 1点目の駐車場の確保についてでございますけれども、先般、地元の区長さんと協議を重ねました結果、既存の駐車場、これは軽自動車ですけれども、2台分の確保をするために、公民館用地に隣接しております公園用地ののり面を整備いたしました。このことにより、倉庫を公園側に移動することによりまして、この公民館用地内に4台分が見込まれます。また、あわせまして、開発業者との協議の結果、公民館に隣接をいたしております開発区域内の一部、約93㎡ありますけれども、これを市に寄附をしていただくということになりましたので、地元としては駐車場として活用したいということでございます。したがって、今回の道路工事の拡幅によりまして、車両約9台分の駐車場が確保されるということになります。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 続きまして、団地内の標識、横断歩道が必要になってくると思うが、今後の考え方をということにつきましてでございますが、道路管理者としましては、市民の安全・安心なまちづくりの観点からも、歩道の設置、道路の有効幅員を広くしたり、歩行者などが安全に通行できるようにしなければなりません。安全については、運転者や歩行者等の通行者のマナーにもよりますが、あわせて交通規制による安全確保も重要な要素であると思っております。

高雄台団地の安全対策といたしましては、まず高雄台団地内の道路整備を、平成20年度地域再生事業として採択を受け実施ができるように、現在県とその実施に向けて調整を進めておるところでございます。これが調整が進みますと、この団地内の道路整備、主な部分になっていきますけれども、この部分が道路整備が計画どおりいくんではないかというふうに考えておるところです。

また、団地内の車両速度制限でございますが、これにつきましては、先日地元団地のほう、高雄台区のほうから、基本的に団地内全域を時速30kmに制限をしていただきたいと、そういうふうなことの要望書が平成20年5月12日付で市長あてに提出をされております。その部分につきまして、必要性も感じられますので、筑紫野警察署のほうに市のほうから提出をいたしたところでございます。

ほかには、地元区長のほうから、平成20年度市営土木等の改善要望、整備要望も出されておりますので、その内容も見まして、先ほど申しました地域再生事業、これとあわせて市営土木としての整備を進めていくということも今地元と調整を進めておるところでございます。

いずれにしましても、規制標識や横断歩道等の設置は公安委員会、県警が行いますことから、窓口であります筑紫野警察署と十分協議をしながらですね、進めていきたいと、その必要もあるというふうに考えております。

地域再生事業で、今王線から高雄中央公園までの道路改良を、先ほど言いましたように、県と調整をして平成20年度採択を受ける方法を検討してまいっておるところでございますので、先ほど言いました交通規制の速度制限の標識、横断歩道の設置、これらとあわせて、今後地元と十分協議しながら、また県の公安委員会で決定となるというふうなことを筑紫野警察署とも協議しながら、先ほど申しましたように進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

3番（長谷川公成議員） 駐車場の件なんですけど、現在拡張工事が行われてますね。この工事の資材置き場になっているあのフジ棚のところが駐車場として整備されるんですか、公園用地の。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） 現在の公民館がございすけども、そちらのほうに、曲がったような道路になるんですけども、新しい新設の道路ができますけども、向かって右手下のほうに三角地ができます。その三角地を市のほうに、公民館のほうに提供をしたいということなんです。敷地としては、変則といいましょうか、三角地で若干勾配もあります。しかし、地元の区長さん、関係者との協議された結果が、駐車場として活用しようという結果になったようでございす。

議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

3番（長谷川公成議員） わかりました。道路がですね、拡張されると、やっぱり公民館利用者は路上駐車しやすくなると思うんですよ。そうすると、せっかく広くなった道路がですね、通りにくい道路となり、近隣住民とのトラブルにもなりかねませんので、路上駐車をしにくくなるようなですね、道路整備や、縁石またはさくのある歩道整備をきちんとしていただきますようお願いいたします、この件を終わります。

標識の件なんですけど、高雄中央公園近くの交差点というか、十字路はですね、通るたびに冷や冷や、冷や冷やするところです。時には大型車も抜け道として利用しています。登下校時など時間帯で大型車を規制する標識も必要だと思えますが、どうお考えでしょうか。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） ちょうど高雄中央公園が一番の中心になっております。で、やはり県道のほうから入ってくる車、坂になっておりまして、ちょうど登り上がったところ、またおりてくる部分、それから新しく前年整備された道から入ってくる、非常に交通量が多いということ地元からも聞いております。また、私どもも、先日交通量調査いたしました。やはり実際数字でもあらわれております。

そういうことから、具体的に横断歩道、そういったものが具体的にどこに必要なかということにつきましても、先ほど申しましたように、筑紫野警察署を窓口にしたしまして、その必要性のところについて検討をしていきたいというふうに考えております。

議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

3番（長谷川公成議員） 先ほどの今王線なんですけども、道路整備を平成20年度内に行う予定なんですよね。横断歩道とあわせて、歩道の確保なんですけども、保護者や地域の人たちに聞いたところ、片方だけを広目にしてもらったほうが歩きやすいし、車の運転もしやすいという意見もあったんですね。今の段階ではどのようなお考えをお持ちでしょうか。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 道路整備につきましては、先ほど申しましたように、平成20年度の事業として考えているところです。整備につきましては、その歩道の状況がどういうふうにつけるべきなのか、また歩道としてどの程度なのか、歩道としてつけるのか、それにかわるものでいくのか、その部分については、また今後地元とも十分協議しながらいかなければならないというふうに考えております。

議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

3番（長谷川公成議員） もう質問がないんですけど、最後になりますけども、この拡張工事ですね、将来的に見た中で賛成意見が多かったと思うんですよ、わずか14票差だったんですけども。で、新しくできる団地とですね、古くからある団地をつなぐ唯一のですね、道路で、やっぱりかなり重要な道路だと思います。ただ広がってですね、交通量が増えただけでは、単に危険箇所が増えたにすぎませんので、やっぱり新しく引っ越してこられる方々と現在の住民の方々がですね、道路が広がってよかったと言われるような道路整備をですね、行っていただくとともに、横断歩道や道路標識につきましても早急に対応していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで14時10分まで休憩をします。

休憩 午後1時53分

~~~~~

再開 午後2時10分

議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告に従いまして、2項目質問させていただきます。

1項目めはまほろば号についてです。4点お伺いします。

1点目に、まほろば号が高齢者の足の役割を果たしているということは、多くの市民の皆さんが認識され、市長も太宰府市のホームページ上の5月号のメッセージにおいて述べられています。

今のまほろば号の車両は、車いすの方でも利用できるタイプの車両ですが、実際に利用される際には、運転手の方がスロープを手動で出して対応する形の車両です。また、高齢者の方がカートを使って外出されている光景をよく目にしますが、まほろば号に乗降する際に、出入り口の段差の解消をしてほしいという要望を聞いております。今現在の車両で、カートを使用しておられる高齢者の方が、今の車両でもスロープを利用できることになっているのか、また今後、福岡市内を走っております西鉄のバスではスロープが自動で出てくるタイプの車両も導入されておりますが、そういった高齢者の方が利用しやすい車両の導入が進められているのか、市の見解を求めます。

2点目は、西鉄都府楼前駅のバス停整備についてです。今年4月よりまほろば号の運行方法が見直され、同駅前を起点にした新たな運行体制に変更されました。変更により、路線によっては、同駅前、市役所方面に行く際に20分ほどの待ち時間が新たに発生していますが、現在のバス停では、真夏や真冬に20分といえども時間を待つには負担が大きいと思います。バス停の改善が必要だと思っておりますが、市の見解を求めます。

あわせて、バス停にある時刻表の表示の文字が小さくて見づらいと指摘が寄せられています。同時に改善していただきたいと思いますが、考えをお聞かせください。

3点目は、都府楼前駅でのバスの運転手さんの休憩場所についてです。今回提案の補正予算においてその事業費が計上されておりますが、休憩場所の運用開始がいつごろになるのか、まずお聞かせください。

また、休憩中にとまっておりますバスの表示が「回送」と表示されておりますが、同駅前から出発するバスの場合、次の行き先を表示した上で運転手の方に休憩に入ってもらおうことができないのか、市の見解を求めます。

4点目は、夏休み中の利用促進策についてお伺いします。

これまで、まほろば号の乗車人数アップのために、広報での呼びかけや利用者が300万人を突破した際の無料運行などが行われてきました。市長も朝の登庁にまほろば号を利用して、乗車人数をアップされる努力をしておられることは認めます。夏休み中の子供たちをターゲットにして、子供たちがまほろば号に乗る機会を増やすことで乗車人数のアップにつながる可能性があるのではないのでしょうか。一例ですが、今ある一日フリーパス券を応用しまして、市民プールの入場料とまほろば号の運賃をセットにした夏休みの期間限定の回数券の発行など、夏休み中の子供たちをターゲットにした利用促進策を作成することによって乗車人数のアップにつながると考えますが、市の見解を求めます。

2点目に、エスコートゾーンの整備についてお伺いします。

平成18年12月に施行されたバリアフリー新法により全国的に整備が進められようとしているのがエスコートゾーンです。視覚障害者の方にとって外出の際に最も危険なことは、道路を横断するとき、特に横断歩道や踏切など、一定時間に渡り切らないといけない状況は、精神的にも大きな負担となります。しかし、その最も危険な場所に点字ブロックのような誘導するものがなく、視覚障害者の方が事故に巻き込まれる可能性があり、実際全国ではそういった事故が多発しております。視覚障害者の方の命にかかわる問題で看過できないと思いますが、以下3点において市の見解を求めます。

1点目は、太宰府市での、道路の設置関係者に関係なく、このエスコートゾーンの整備の計画はありますでしょうか。福岡県内では、先日RKBテレビでも報道されましたが、北九州市八幡東区の北九州盲学校の近くにこのエスコートゾーンが整備されています。また、九州各地を見ても、長崎市では路面電車の踏切の中に整備されています。横断歩道や踏切など、太宰府市でも似通っている条件のところはあります。関係機関との話し合いの状況などありましたらお聞かせください。

2点目は、市民の皆さんへの啓発の取り組みについてです。横断歩道を利用するのは、視覚障害者の方ばかりではなく、障害の有無や年齢など関係なく、全市民の皆さんが利用されます。横断歩道の上に整備された突起物のエスコートゾーンが視覚障害者の方の安全な通行を保障する重要な役割を果たしているということを広く認識する必要があるのではないのでしょうか。

また、啓発活動の重要性として、横断歩道上に突起物を整備するという事は、車の往来が激しいところですので、突起物の破損も予想されます。そういった状況のときに、速やかに危険箇所として認識してすぐに連絡をしていただく、そういった対応を行うためにも、啓発に取り組むべきだと思いますが、市の見解を求めます。

3点目に、整備に当たって、各身障者団体からの意見聴取についてです。質問でも述べましたが、横断歩道を利用するのは視覚障害者の方ばかりではありません。車いすやカートを常用して通行される方にとっては、横断歩道上に整備された突起物が歩行の障害になる懸念もあります。そのため、エスコートゾーンの整備に当たっては、横断歩道上のどの位置に整備すれば安全か、実際に整備される場所で、それぞれの団体の方から意見を伺った上で整備を進めていただきたいと思います。市の見解を求めます。

自席におきまして再質問を行うことを述べまして、本壇での質問を終わります。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） まほろば号についてご回答申し上げます。

まず1点目の、高齢者の乗降しやすい車両の導入についてでございますけれども、現在使用しておりますまほろば号は、平成10年に運行を始めました当時のものでございます。車両は、小型低床のワンステップバスでございまして、車いす乗降用のスロープ板つきのものでございます。また、スロープの利用につきましては、手動式ということもございまして、必要な場合は運転手に声をかけていただいて、現在も対応しておるような状況でございます。

なお、全国的なコミュニティバスの普及を受けまして、車両の小型化あるいは低床化が進んでおるのも事実でございます。今後新たに導入します際につきましては、こういった利用等も勘案しながら、利用者に対して優しい車両の導入を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、2点目の西鉄都府楼駅前バス停整備についてでございますけれども、今回の運行方法の改正によりまして西鉄都府楼前駅を乗り継ぎ駅としたことから、乗りかえのバスを待つお客様が大変多くなってきております。このためにも、現在あるバスシェルターをもう一基分増設をいたしまして、現在あるものと一緒に、風雨対策をいたしまして整備することといたしております。その設置工事につきましては、6月下旬には完了する予定で進めております。

また、時刻表示の文字が小さくて見づらいとのご指摘の件につきましては、シェルター工事完了後に、壁面を利用した、できるだけ大きく表示するように指示をしておるところでございます。

3点目の西鉄都府楼前駅前の運転手の皆さん方の休憩についてでございますけれども、バスの運転手の皆さん方の休憩につきましては労務規定等で定められておりますことから、運転中と休憩は明確な区分する必要がございます。そのことから、現在休憩中の運転手の待機所を国道3号線の高架橋下に8月中には設置することといたしております。

4点目の、夏休み中の利用促進等についてでございます。現在、夏休み中の利用促進のため

の特別な方策は講じておりませんが、ご指摘の利用者増につながるもの等については、今後とも積極的に検討していきたいというふうに思います。環境に優しい外国の例として、先進国におきましても、家族みんなで公共交通機関を利用するというふうな事の中で、割安のパスカードを発行したり、あるいは商店街とリンクするような、全体的にリンクするような、そういった方策もあるようでございますので、どしどし、創業者のつもりでいいものは導入していきたいというふうに思っております。

詳細につきましては担当部長より説明をさせたいと思っております。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） まほろば号の関係でございますが、先ほど市長がお答えいたしましたシェルターの関係ですが、この分につきましては、今日工事着工をしているという報告を受けております。先ほど市長が申しましたように、遅くとも今月末、天候のぐあいでなりますけれども、現在の予定では、1週間ほどででき上がるんじゃないかということで連絡が入っているところなんです。

大きさでございますが、現在のシェルター、これが幅が2,490mm掛けるの2、合わせましてほぼ6mですね、幅が、それから奥行きが2,000mm、2mちょっとということで、同じものを横に並べてつけるということで工事を進めると、予定しておるところでございます。

それから、先ほどの低床バスの関係ですが、低床バスを新しく今後、優しいバス導入をということでございました。今後、これにつきましては考えていく必要があると、当然のことながら検討するという事で予定をしております。

ちなみにバスが、今のバスが1両で約1,200万円かかっております。新しいバス、今現在ですが、同程度のバス、乗車人員ですね、そういうもの同程度のバスということで、全く同じ低床のバスは、今もっと小型化になって乗車人数は少ないようですが、それでいきますと約2,500万円程度ということになっております。ちょっと値段的に高くなるというふうなことがあるようでございます。

それから、先ほどの運転手、運転休憩時間中の件ですが、ご指摘のとおり、駅前に今バスを休憩を兼ねて駐車しております。この部分につきましては、先ほど市長が言いましたように、待機所を今現在設置する方向で進めておりますので、暫定措置というようなことで、そこで回送という表示で駐車しておるというところでございます。

バスの駐車、交替などで運転を中断しない連続運転時間、運転手さんが運転をしている時間、これハンドル時間というふうに呼ばれておるようですが、この時間につきましては4時間を超えないことというふうに労働基準法で定められております。4時間を経過すれば30分以上の休憩をとることとされております。また、連続して30分以上の休憩ができないときは、1回10分以上かつ合計30分以上の休憩になることを条件に、分割できると決められております。

このようなことから、現在休憩所は五条台の入り口のところの、五条台入り口バス停のところに休憩所を設けております。また看護学校跡地を利用してというふうなことも考えたりしま

すけども、そこまでの移動の時間が、非常に時間的にむだになるといいたいでしょうか、ロスが多く出るというようなことから、駅前ロータリーで暫定的っていいでしょうか、そういう形で休憩をされております。しかしながら、運転手の休憩場所やバスの待機場所が必要ですので、先ほど言いました関屋高架橋下に休憩所を設置するというので、今回補正予算をお願いをいたしておるところでございます。場所は、先ほど言いましたように、関屋高架橋下、駅からバスで行きましても3分かからない距離で設置できる見込みということで、そういうふうに設置いたしております。

また、休憩中のバスの行き先表示が「回送」というふうになっております件につきましては、先ほど言いましたように、回送という表示をすることは、運転手さんの休憩時間を確保するというようなことを一番の目的で考えられとります。行き先を表示をしますと、それに利用者の方が乗ってこられるといえますかね、運転手さんに乗れないんですかというふうなことでお尋ねがあったりする、そういうふうなことがありますして休憩時間の確保ができないということになりますので、非常にご迷惑かけとりますけれども、回送という表示で休憩を行っておると。このことで、目の前にバスがありますことから、バスがあるのに乗れないというようなことでの苦情も確かにいただいております。そういうふうなことがありますので、休憩所につきましては早急に確保して、それらのトラブルを避けていきたいというふうにご考えておるところでございます。

以上、休憩所の件、それからシェルターの件について順次進めているところでございます。

議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

2番（藤井雅之議員） まず、1点目に伺いました高齢者の方の乗りやすい車両の導入のところでお伺いしたいんですけども、今現在の走っているワンステップの車両の部分でですね、車いすではない方の、例えばカートを使っておられる方で、どうしても、1段ですけども、その段を越えるのがきついというか、きついという方に関しては、このスロープ、対応していただけるのかどうかということをお聞きいただけませんかでしょうか。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 車いすも含めましてですね、そういうふうなスロープ、それからまた、そのほか体が不自由な方を含めまして、運転手のほうに申しつけていただければスロープで対応するということは基本的に指示をいたしております。

議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

2番（藤井雅之議員） わかりました。今1台当たりの費用の問題も言われましたけども、やはりこれから高齢化社会になっていってですね、高齢者の方が特に、1段といえどもその段差を上がるというのはかなり負担になることが予想されますので、もちろん一気に全部車両を変えていただきたいというふうには思いませんけども、可能な限り高齢者の負担を少なくするような形で車両導入の計画も立てていっていただきたいなというふうに思います。

それで、バス停の問題ですけども、実際に私もこの質問をするに当たってですね、都府楼前

駅前の方、見に行きました。それで、実際にその各路線から西鉄の都府楼前駅のほうにバスが集中して、待ち時間の間バス停に人があふれますけども、次の乗り継ぎを見るときにですね、写真撮ってきましたけども、これバス停の時刻表の写真なんです。全部の路線がこちらのほうにあって、それでそれぞれ小さい字でなっておりますけども、この状態ですので、高齢者の方は、もう相当近くまで行って時間を、まずこの路線を確認して、次今の時間を確認してと、そういうふうな形ですね、このバス停のこの時刻表の周りにですね、物すごくその時間によっては人が集中するといいますか、そういった形にもなっておりますし、私が住んでる都府楼団地は単線ですので、時刻表の文字も大きいんですけども、この集中するところですね、こういった時刻表示のあり方というのは、ぜひもっと改善していただきたいなというふうに思います。

あと周り、この駅前ですね、時計がないんですね。バス停から目の届く範囲で大きな時計がなかったんですね、それで、高齢者の方で、腕時計も携帯電話も、時刻を確認できるものを持っておられないという方がですね、結構周りで時間を聞いたりとかですね、そういった光景も見られました。ぜひ時計の設置もですね、あわせて可能なら検討していただきたいなというふうに思います。

それで、あと3点目のバスの問題ですけども、実際に回送の表示に、こういった形で、もうバスが着きますと回送の表示になってですね、運転手さんが休憩に入られたりですとか、あと車両の点検等をされておりました、タイヤですとか、あと車内の清掃のようなこともされておりましたけども、今部長の答弁でもありましたけども、市民の方から実際私に言われたのは、目の前で、やはり運転手さんがいるのに、車両の点検も何もしてなくて運転席に座っておられてですね、乗せてくれないというふうに、行き先は教えてくれるけども、次の時間まで乗せてくれないということで、そういった苦情も実際寄せられております。当然運転手さんの休憩も保障されないといけませんし、そこはわかるんですけども、やはり市民の方の感情からしたら、目の前に運転手さんいるのにバスに何で乗せてもらえないんだという、そういうふうにもお互いが信頼関係の部分で不信感を持ってしまうというふうになりますので、早急ですね、このバス停の問題というのはですね、改善していただきたいというのと、あわせてですね、この「回送」となっているときには、運転手さんの休憩時間としてきちんと労働上保障されないといけないところなんだというのをですね、いま一度市民の皆さんにもきちんとお知らせする必要があるかと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） まず、バス停の時刻表の表示の関係ですが、先ほど申しましたシェルターを今度新しく増設いたします。それにつきましては、先ほど言いましたように、壁面がかなりできますので、それを利用して、壁面を利用した表示をしていきたいと。それにつきましては、大きな、できるだけ見やすくなるような表示をするように今検討しております。

また、時計の関係につきましては、ちょっとこれは今後の検討ということで、私どもも見て

いきたいというふうに思っております。

それから、回送の関係の表示の部分でございますが、これにつきましては、まさに議員さんおっしゃるとおりですね、やはり利用者の方、市民の方皆さんにそういう状況なんだということ、今暫定的とはいいいながらですね、皆さん方にお知らせしていないという部分がありますので、この部分につきましては、何らかの方法で、ホームページなり広報なり、今のようことでの駅前でのバスが、状態はこういうふうな状態であるというふうなことは、そういうふうな何らかの方法で皆さんにお知らせをしていきたいというふうに思っております。

議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

2番（藤井雅之議員） ぜひよろしく申し上げます。

それですね、4点目に伺っております夏休み中の利用促進策のところについて若干質問をさせていただきますけども、当然まほろば号の、高齢者の方の足であると同時にですね、やはり市民の方の足であるというふうにも思います。3月の議会で安部陽議員のほうから、観光客のところをターゲットにしたまほろば号の取り組みについて質問されておりますけども、今、一日フリーパス券とかそういったものは導入されて、少しでも市民の方を公共施設等々つなげて、割引とつなげて乗っていただくように取り組みしておられるというのはわかっておりますけども、やはり夏休み中、今子供たちも忙しい、いろいろ部活動だったり、習い事だったり、忙しいとは思いますが、やはり日中学校にいる時間、自宅あるいはその自由になる時間が多いわけですから、その子供たちをですね、もっとまほろば号に乗せるようなですね、取り組みをですね、市としても強化といいますか、打ち出していただければ、その利用人数の伸びがですね、幾らかでも期待できるのではないかとこのように思います。で、市民プールですとか、図書館だったりいろいろ、国博ですとかそういったところまで含めてですね、子供たちだけじゃないですけども、そういった何かターゲットを一つ絞ってですね、乗せるような取り組みについて、もう夏休み来月から始まりますので、今後いろいろ、夏休み以外、例えば冬休み、春休みとありますので、そういった子供たちが長期休暇に入るときにですね、少しでもまほろば号に乗って、まほろば号が活性化するようなですね、取り組みについて打ち出していただきたいというふうに思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） ご指摘の夏休み中の利用促進についてはやはり必要だろうというふうに思っております。具体的にどういうふうな方策があるかというのは、非常に期間が、もうすぐ、おっしゃるとおり夏休みに入りますので、ありませんけれども、どういう方策がとれるか考えていきたいというふうに思っております。

また、先ほど市長が答弁の中で言うておりました商工の関係、地域との商店街ですね、その関連の分では、1つは五条振興会がプラムカードを、バスの利用者の方にプラムカードの利用のスタンプを押すというふうな取り組みをしております。それにつきましては一つの方策として進んでおりますので、その部分の状況も、どういうふうな状況になっているかは分析を進め

ていって、あわせながら夏休みの分についても検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

2番（藤井雅之議員） ぜひよろしく申し上げます。今バス等を利用することによってですね、子供たちが、夏休み、公共施設、市民プールですとかいろいろ行くと思うんですけども、バスを利用することによって時間の感覚がきちんと身についてくると思います。次、バスおりて、帰りのバスは何時になるとかですね、そういった時間を守るというか、これは社会人になっていく上でも基本的なことですけども、そういった感覚を身につける上でもですね、教育的な側面もあるかと思しますので、ぜひ今後も対応策検討していただきたいなというふうに思います。

まほろば号については、いろいろ広告等の問題も、今後また機会をつくって私も追及していきたいなというふうに思いますし、まほろば号は市民の皆さんの足でありますし、これがなくなるときに、なくなってしまったら当然いけないというふうに思っておりますので、いろいろな形で今後も追及していきたいなというふうに思っております。

1項目めについては終わります。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 2点目でございます。エスコートゾーンの整備についてご回答を申し上げます。

太宰府市におきましては、平成19年3月に策定いたしました太宰府市障害者プラン及び障害福祉計画に基づきまして、障害者を初め高齢者など、すべての人々が安全に安心して外出できるように公共施設等のバリアフリー化、歩道の点字ブロック敷設など、関係機関と協議し、連携を図りながら整備を行っておるところでございます。

ご質問のエスコートゾーンは、横断歩道に点字ブロックのような突起物を帯状に設置する誘導用道路横断帯で、視覚障害者の安全性、利便性を図る上でとても有効な取り組みであると考えております。

それぞれの項目の詳細につきましては担当部長のほうから説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） エスコートゾーンの整備計画でございますが、エスコートゾーンを具体的に現時点において整備をすると、エスコートゾーンを設置するという具体的な部分については今のところございません。

このエスコートゾーンにつきましては、道路上の横断歩道内に設置をするというふうなことから、この横断歩道を管理しております警察でございますが、そちらのほうとも協議をしましたところ、非常にこの部分については、諸問題の整理について今現在警察内部でも進められているというふうに聞いております。県内におきましては、北九州市に1カ所、福岡市に2カ所設置をされているというふうに聞いております。今申しましたように、この3カ所につきまし

ては、福岡県警におきましては社会実験としてこの設置箇所をとらえておるといふふうに言われておりました。この結果、その内容につきましてを種々検討されまして、問題点の整理をしていながら、警察としてこのエスコートゾーンの扱いについてどういふふうにするかということ整理したいといふふうな状況であると、現時点においてはそういう状況であるといふふうなことでございます。

また、踏切内の設置についてでございますが、この分は、ＪＲ、それから西鉄にも確認をいたしましたところ、踏切と、それから踏切に隣接しています道路ですね、この部分につけられとります横断歩道の状況がどうであるのかというようなこと、やはり連続をしていかなければ意味がないということがございますので、そういうふうな意味から、それらの横断歩道、今言います踏切内の状況を整理をして、今後つけるとしたらどういふふうな形がいいのかということ整理していきたいといふふうには、いずれも警察におきましても、また鉄道業者のほうにつきましてもそういうふうな状況でございました。

いずれにしても、エスコートゾーンは、横断歩道、また踏切内に突起物を含んだものがずっと設置をされるということになりますので、視覚障害者の方のみならず、肢体不自由の方っていいでしょうか、障害者の方あたりも、やはりそういったもの、それから高齢者の方が、そういうふうな突起物を原因として転倒されるとか、いろんな問題がやはり実際あっているといふふうなこと、そういった問題を整理をしていきたいといふふうなことを考えておられるといふふうなことでした。

私どもといたしましても、今後太宰府市内の横断歩道、また踏切も含めてですが、設置するといふふうなことになりました場合は、視覚障害者の方や関係機関、警察も含めましての関係機関と十分にその内容について調整をしていくといふふうな必要があるといふふうな考えております。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 続きまして、市民への啓発についてでございます。

エスコートゾーンの設置につきましては、これまで各都道府県警察において個別に整備が進められてきているところもありましたが、その設置方法や形状が統一されていなかったことから、平成19年5月に警察庁よりエスコートゾーンの設置に関する指針が出されまして、各都道府県警察に通達がなされたところでございます。この指針によりますと、優先的に設置する場所としまして、視覚障害者の利用頻度が高い駅であるとか役所、視覚障害者団体がある施設、特別支援学校、リハビリテーションセンター等の施設周辺で視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道となっております。

このようなことから、このエスコートゾーンの整備を図るには、警察及び障害者団体と協議が必要であり、障害者、高齢者等すべての人にとって生活しやすい施設づくりという視点に立ち、市民の理解を求めるための実態調査等も踏まえながら検討をしていきたいと考えております。

す。

次に、整備に当たりまして、各身障者団体からの意見聴取の計画はということでございます。

現在の点字ブロックなどの設置に当たりましては、障害者団体と直接現場で立ち会いの上で計画を進めております。また、障害者団体からの要望につきましても、関係課を通じて、道路管理者と協議しながら整備を行っている状況でございます。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

2番（藤井雅之議員） まず、建設経済部長のほうから答弁いただきましたけども、特に踏切の問題で、JRですとか西鉄、そういったところ等との話の状況も今聞かせていただきましたけども、先日も久留米のほうで、あの久大線の踏切の中ですね、視覚障害の方が、夜間8時ごろだったですか、外出されて、あの踏切に閉じ込められて、列車にはねられて亡くなるという事故も起こっております。実際に、原因究明はまだされている最中ということで、何が原因かというのはまだこれから明らかになってくるというふうに思いますけども、その踏切の中にきちんとした誘導するものがあれば、もしかしたらこれは防げた事故だったかもしれません。

それで、当然太宰府市内にもそういった視覚障害をお持ちの方というのはおられますし、ぜひですね、具体的にこれ、信号機、道路上だったら、横断歩道上で、警察等とも協議が必要になってくると思いますけども、いつ事故に巻き込まれるかわからないということがありますので、その点ですね、整備を進めていっていただきたいなというふうに思いますけども、そういった話し合いの場を今後も持たれる計画があるのかということだけお聞かせいただけませんか。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 具体的に設置をします、役所の中でいきますと建設課がその具体的に設置をするという部署になっていきますが、建設課におきましては、日常的に窓口であります筑紫野警察署、こちらとは安全施設等との関連もありますので、常に連絡とり合いながらしておりますので、その中含めましてですね、そういう状況の、県警での状況がどうであるかかというそういうふうな情報収集、それから私どもの具体的な計画が進むような段階になりましたら、できるだけ早い時期から警察とも連絡をとるという体制は常にとっておりますので、それを継続的にやっていくことは可能になっております。

議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

2番（藤井雅之議員） 今、それと福祉部長のほうからも答弁いただきましたけども、エスコートゾーン等が優先的に整備される箇所を幾つか上げられましたけども、視覚障害者の方が利用されるところのある駅ですとかそういったところを上げられましたけども、今後福岡農業高校のところに特別支援学校の整備がされていきます。そういうところがもう具体的に計画が明らかになっているわけですから、今後、そうなるべくこの整備も急がれてくるんじゃないかというふうに私今答弁聞いて思ったんですけども、これは学校の部分ですから、教育部等とも

連携が必要になってくる部分あるのかなというふうに感じますけども、この特別支援学校の開設とあわせてですね、進めていかれるお考えはあるのかどうかお聞かせいただけませんか。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 先日身体障害者福祉協会のほうにお尋ねをいたしましたら、視覚障害者の部会からは点字ブロックの設置の要望があつておると。JA太宰府中央支店から社会福祉協議会に行く市道について点字ブロックが欲しいとか、太宰府天満宮小鳥居小路線という太宰府館の近くに市道がございますが、ここにも点字ブロックが欲しいというような要望があつておると。しかしながら、まだこのエスコートゾーンについては視覚障害者部会のほうから具体的なお話はないということでした。

しかし、今議員が申されました特別支援学校の設置も大佐野のほうに決まったようでございますので、開設までしばらく時間がございまして、協議を進めていきたいと思ひます。

以上です。

議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

2番（藤井雅之議員） ぜひあわせて、市民の皆さんにも何らかの形でそのバリアフリーの、いろいろ取り組みはこの間ずっとされてきておるといふふうに思ひますけども、お知らせですね、新たに今、本壇でも述べましたけども、平成18年に施行された法律の中で設置がうたわれているものですから、まだ、私もこの質問の中で、このエスコートゾーンについて知つたのは、昨年9月に点字ブロックの問題で一般質問させていただきましたけども、その延長線の中でこういったエスコートゾーンの問題について知りましたので、やはりまだ知られてない方も多ひと思ひますので、ぜひその啓発についてはですね、今後も計画的に進めていただきたいといふふうに思ひます。

それと、3点目の各身障者団体からの意見のところですけども、いろいろ今意見等上げられているといふふうに福祉部長のほうからも言われました。ぜひ今後、この整備するに当たつてですね、きちんとその現場を見ていただいた上で整備していただいて、どこの、横断歩道の真ん中に整備するのがいいのか、端っこのほうがいいのかとかいろいろあるかと思ひますので、そういった形でぜひ進めていっていただきたいといふふうに要望いたします。

それと、市長が答弁の中で言われました太宰府市の障害者プランと、あと障害者福祉計画のところにもですね、今後見直しといひますか、見直されるのか、あるいはこの部分もつけ加えていただけるのかですね、そういったところわかりませんが、そういったものとも含めて今後対応していただくということを重ねてお願いいたしまして、一般質問を終わります。

議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従つて質問をさせていただきます。

まず最初に、質問をする前に、先ほど市長も述べられましたが、このたび岩手・宮城内陸地震が発生をいたしまして、とうとい人命が多数失われました。公明党太宰府市議団として心からご冥福をお祈り申し上げます。

また、秋葉原において許すことのできない通り魔事件が起こりまして、強い憤りを感じております。何も関係ない多くの方々がお亡くなりになりました。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます次第でございます。

まず最初に、障害者自立支援法についてお尋ねをいたします。

平成18年4月から障害者自立支援法が一部導入され、同年10月から全面施行がなされています。しかし、導入はされたものの、利用者負担など見直しを求める要望が強く出されました。こうした要望を受けて、政府は施行後3年間の特別対策を行い、一部負担が軽減されるなど見直しを行い、現在実施をされているところです。

公明党といたしましても、障害者団体や地方議員などのさらなる見直しを求める声を受けまして、福田政権発足時の連立政権の合意に障害者自立支援法の抜本の見直しを盛り込みました。これを受けまして、自民・公明党による与党プロジェクトチームが発足し、見直し案の報告書を昨年12月政府に提出をいたしましたところでございます。この報告書を受けまして、早速ではございますが、平成20年度の政府予算案に見直し案が反映をされております。

まず、緊急措置として、利用者の負担が本年7月から大幅に軽減されるほか、事業者の経営基盤の強化策が本年4月から既に実施をされております。また、報告書には、利用者負担の軽減などを柱とした特別対策を、平成18年度から3カ年だったのを、それ以降も実質的に継続することが明示をされております。

その上で、緊急措置は、現行の特別対策からさらにもう一段、低所得の障害者と障害児を抱える世帯の負担を軽減するものでございます。今年の7月から、低所得の障害者は、障害福祉サービスの定率1割負担に係る1カ月当たりの負担上限額、居宅・通所サービスでございますが、低所得1の所得区分の人で月額3,750円から1,500円に、低所得2の人で月6,150円から月3,000円に軽減をされます。また、障害児を抱える世帯は、軽減措置の対象世帯が、年収600万円程度までから年収890万円程度までに広げられ、同時に1カ月当たりの負担上限額も所得区分に応じて軽減をされます。これにより、障害児を抱える世帯の8割以上で負担が軽減され、年収600万円から890万円程度までの課税世帯では、月3万7,200円だった負担上限額が月4,600円まで軽減されることとなります。さらに、成人の障害者は、今年7月から、1カ月当たりの負担上限額を決める所得区分が個人単位を基本として見直され、本人と配偶者の所得のみから判断されることになりました。現行の制度では、基本は住民基本台帳での世帯の範囲で所得が判断されるため、障害者を抱える家族には大きな負担になっておりました。そのため、障害者とその配偶者を別世帯の扱いにしたりして負担軽減を図ったりしておられます。しかし、その場合、税制と医療保険において被扶養者から外さなければなりません。また、被扶養者になると、負担が重いため、サービスを抑制するなどの障害者もおられます。そのため、強く

改善を求める声がありました。

こうした声を受けまして、先ほど申しましたように、見直しが行われたわけですが、こうした改善策は、関係者などには周知がなされていないように感じております。本市としてどのように周知をされているのか、その取り組みについて伺います。

また、与党がまとめた対策には、税制での就労支援策も入っております。今国会に提出された租税特別措置法改正案に盛り込まれている障害者の働く場に対する発注促進税制の創設です。これは、障害者の働く場に対する仕事の発注を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産の割り増し償却を認める内容で、その限度額は前年度からの発注増加額、今年4月から5年間の時限措置になっております。本市において、実際に障害者等の働く場に仕事の発注をしている企業がどの程度あるのか、具体的数字があればお聞かせください。

また、こうした内容の情報をそうした企業に提供すべきと考えていますが、あわせてお答えください。

次に、IP電話についてお尋ねをいたします。

各自治体の財政状況が厳しい中、様々な行財政改革が行われております。本市においても努力をされていますが、IP電話を導入することによって通信コストを下げる自治体や企業を初め、一般家庭でも増えてきております。本市にとって、研究をされているのか、現状並びに今後の見通しについてお聞かせをください。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 障害者自立支援法についてと、それからIP電話についてご質問でございます。

1項目めの障害者自立支援法につきましては、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して平成18年度4月から施行され、3年目を迎えているところでございます。この制度におきましては、まだまだ課題となっているものが多く、利用者に対する軽減措置でありますとか、あるいは事業者の経営基盤の強化を図るための特別対策が平成19年度から行われてきているところでございます。

本市といたしましても、国の見直しにあわせまして、利用者負担の軽減措置や県の障害者自立支援臨時事業補助金交付要綱に基づきます事業者の激変緩和措置でありますとか、あるいは新法への移行等のための緊急的経過措置を講じているところでございます。

こうした障害福祉サービスに係ります改善策の利用者に対する周知につきましては、現在、介護、訓練等給付の利用者あてに文書にて随時通知をし、申請手続きをいただいているところでございます。

また、事業者に対しましては、県が説明会を開催するなどいたしまして、周知を図っているところでございます。

市といたしましても、通所サービス利用促進事業補助金などの手続につきましては、事業所

に担当者が直接出向き、補助金の申請手続などを説明しているところでございます。

なお、太宰府市で障害者等の働く場に仕事を発注している企業などがどの程度あるかにつきましては、現在におきましては把握してないのが実情でございます。

次に、2項目めのI P電話についてのご質問にお答えを申し上げます。

今日、インターネットの飛躍的な普及によりまして、新しい技術を利用したサービスが、企業でありますとか、あるいは家庭に浸透しておりまして、その技術を電話に活用したI P電話が注目されているのはご質問のとおりでございます。電話使用コストの削減などのメリットがあるI P電話の導入につきましては、現在導入によるメリットでありますとか課題は何なのか、先進自治体の事例等も調査をいたしまして、方向性を検討しているところでございます。

詳細につきましては担当部長のほうから回答させますので、よろしく願いを申し上げます。  
議長（不老光幸議員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） 本市におきましては、NTTとの契約見直し等によりまして電話使用料の削減に努めるとともに、ご質問のI P電話につきましても、通信距離にかかわらず全国一律の料金であること、さらに同一のI P電話事業者に加入している者同士であれば無料となることなどから検討いたしております。

しかしながら、デメリットもあり、例えばI P電話にするにはI P電話対応の電話交換機に変更する設備投資が必要であります。また、台風災害によって停電した際に緊急災害電話が使えなかった、携帯電話への通話はそれほど安くない、相手先が同じ提携グループ内でないと無料にならず、現在では無料の範囲が狭いなどがございます。まだ導入している自治体は少ないようでございます。

また、総務省では、平成16年12月から次世代I Pインフラ研究会を開催して、通信インフラのオールI P化に伴う課題や、課題解決に向けた政策のあり方等について検討を行い、平成17年7月8日に「電話網からI P網への円滑な移行を目指して」と題する第3次報告書を取りまとめ、公表いたしております。これによりまして、2010年には世界最先端のICT国家として先導するとの目標を踏まえ、早期に次世代I Pネットワークの実現に向けた環境整備を進めていくことが重要として、2007年度中をめどに、NTTやKDDIなどの電話回線網の電話交換機をインターネットで利用されるものに置きかえる方針を明らかにしておりますが、今のところ動きはないようでございます。しかし、これが実現すれば、I P電話による無料通話の範囲が一気に広がることになると期待が高まっておるところでございます。

このように国が明確な方向性を示したことから、携帯電話とともに、従来の固定電話を中心とするネットワークからI Pを中心とするネットワークへの移行はさらに加速していくものと考えております。したがって、ご質問のI P電話の導入につきましては、国、県や他の自治体の動向等を踏まえ、調査研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） ここで15時20分まで休憩します。

休憩 午後 3 時06分

~~~~~

再開 午後 3 時20分

議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 答弁をいただきまして、この障害者自立支援法は平成18年から、先ほど市長が述べられましたように、施行されておりまして、これも施行当時はですね、非常にやっぱりこの厳しい、この障害者自立支援法も批判が出てまいりました。私、今回質問するに当たりまして、非常に今の後期高齢者医療制度と似たような何か道をたどっているなという感じをいたしておるわけでございます。

そういう形の中で、厳しい批判の中で、特別対策、そして今回第2弾として抜本の見直しという形で、よく変わっているんですね。この障害者の問題は、措置から支援費になり、そして自立支援法と、2年か3年単位で変わっておりまして、利用されている方々に関しては、いつ何がどういう形で変わっているかということで、私もここで障害者自立支援法の質問をしたときに、あの後期高齢者医療制度と同じような話ですね、非常にわかりづらいという声がたくさん出ておりました。で、今回の後期高齢者医療制度も何回か聞いているんですけど、なかなかわかりにくい面もあるわけですが、そういった意味においてですね、非常に似たような道をたどっているんじゃないかなという感じがするんです。

で、太宰府市が、この太宰府市障害者プラン及び障害福祉計画というのを平成19年3月につくられております。この計画に基づいて再質問をさせていただきたいと思っておりますが、この中にですね、「新しい障害福祉サービスについて、利用できる対象者や利用方法等の正しい情報が伝わっておらず、利用者が混乱している」とこの中に書いてあるんですね。これは当事者の声です。で、今回も、こういう形で第2弾目の抜本的な見直しなんですけど、こういった障害の福祉サービスが変わる、こういったときにおいてですね、福祉制度、サービスに関する情報提供の充実ということで施策の展開でうたっております。まさにこの第2弾目の大きな変わり目でありますので、そういった面からいくと、先ほどの市長の答弁によりますと、現在介護、訓練を受けている方には周知をしておりますというような答弁のように私は聞こえたんですが、それは対象者が本当に私は限られているのではないかなと思うんです。そういう面で、ちょっとその辺の確認ですね、介護給付を受けている方には周知をしておりますということですが、どの程度いらっしゃるのか。

しかし、こういう大きな改革に関しましては、きちっとやっぱり情報提供をしていく必要がある。この中に、広報「だざいふ」での特集掲載や冊子「ぬくもり」等の媒体を活用して、福祉制度やサービス等に関する情報提供を行いますということを書いてありますので、そういったことの答弁がいただけるかなと期待しておりましたけども、ありませんでしたが、どのように考えておられるのか、この情報提供についてですね、再質問をさせていただきたいと思いま

す。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 今年7月から利用者の負担軽減、所得区分認定の範囲が変わっていき、くわけでございますが、介護給付、訓練給付を利用されている対象者の方々には文書で通知を行い、申請手続をしていただきます。身体障害者50人、知的障害者114人、精神障害者27人、191人程度おられますので、この全員の方々に6月に通知を差し上げます。そして申請をしていただくということにしております。

それから、じゃあその他のの方々にも広くということになりますが、それらの多くの方々への一般的な知識としての周知につきましては、今後の広報でお知らせをしていきたい、またホームページにも載せていきたいと、こういうふうに計画をいたしております。

議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 訓練を受けておられるということで、申請、それは自動的に、本人が申請をするような形になるわけですね。で、その中に収入だとかそういう部分を全部持って行って申請をするということで受給証が発行されるという形になるかと思えます。

それで、現在191名の方は、そういう形で周知が行きますけども、私の聞いている範囲内においては、このサービスを受けると非常にやっぱり高いと。特に通所の場合は、この所得区分の見方がですね、世帯で見るとですね。そうすると、世帯主にそれなりの収入があると、これが一般という形になりますので、3万7,500円ですかね、それだけの上限がありますので、例えば使うほど、それ以上は出ませんけども、そういう形になるかと思えます。ところが、今回の場合は、その所得の見方が、世帯で見るとはなくて、本人と配偶者で見るという形になりますので、上限の負担が1,500円という形になるわけですね。そうしますと、結構使えるなという形になります。

そういう面において、この障害福祉計画の資料によりますと、実際に手帳をお持ちの方は2,768名、平成18年7月現在でおられます。ですから、先ほど周知をしているというのは1割もいってないような状況でございますので、その辺の情報の提供をやっぱりきちっとやっていただきたいということがあります。

もう一つあるのがですね、現在、先ほど申しましたように、世帯の合算で所得が見られますので、もう本人と障害者の方と、要するに世帯分離という考え方ですかね、通所の方で、そういう方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですね、世帯分離をしますと、費用負担を。本人だけの収入で見ますのでかなり安くなります。ただ、その場合ですと扶養家族から外れるような形になりますので、税額の控除が受けられないということと、もう一つは、医療保険を本人自身が別途加入しなくちゃいけないと、こういうこともあり得るわけでございますが、それが今回の7月からになりますと、そういう人たちがまたもとに戻るといような形になるかなと私は思うんですが、費用負担の計算でいきますと。そういう人たちに関する部分に関しましては可能なかどうかですね、どういようなその対応の仕方をしていくのか、その辺の部

分もきちっとやっぱりわかりやすく提供していく必要があると。

で、一番の今回の改革の問題は、この税制と医療保険の問題があるわけですね。ですから、これをきちっと本人の所得だけで見ようと。だから、扶養控除も受けていいですよ、医療保険も扶養の部分で構いませんよという形になるわけです、7月からですね。それ以前の、今現在はそれができないもんですから、別世帯にしといて、そして医療保険と加入して税制も受けられないという形になりますので、そういう方々のやっぱり救済策としても考えていく必要があるんじゃないかなと感じておりますが、その辺はいかがでしょうか。

これはまさに、後期高齢者医療制度の一番の論点がここにあるわけですね。世帯で見るか、本人で見るかといったことがありますので、障害者のこの一つが見本となって、後期高齢者医療制度の問題も、いずれそういう見直しが来たときに、やっぱりそういう広報の仕方というのはつながっていくんじゃないかなということがありますので、どのように考えておられるかですね、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 議員が申されましたように、障害者に係る利用負担の軽減は、低所得1、低所得2、こういった方々が月額1,500円を上限にというような形で変わっていております。

それで、先ほど申しましたように、約3,000人、対象者、対象になるかもしれない人たちがおられるわけですので、何らか、通知なりですね、お知らせをせないかんわけですが、情報の提供ということでは、まずは市政だよりでいち早くお知らせをしたい。それから、ホームページも開設をしていきたいということです。

それから、何らか、その約3,000人に対してですね、個人通知でわかりやすく、わかるようなお知らせの仕方を考えていきたいというふうに思います。

議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 今回のこの見直し案は利用者にとっては非常に朗報でございますので、きちっとお知らせをしていただきたいと思いますと思っております。

それから、先ほど企業、この障害者自立支援法という問題の中で大きな一つの柱が、やっぱり雇用と就労という問題ですね。障害者の働く場への発注促進税制がスタートということで、厚生労働省のこのポイントがここにあるわけですが、この厚生労働省の担当者は、この税制優遇が障害者の働く場への発注の動機づけとなり、働く場の仕事の受注量が増える呼び水になればと期待を寄せておるということでございます。

そこですね、この障害福祉計画によりますと、いろんなことで、たくさん立派なことが書いてあります。例えば雇用、就業の場という形の中で、企業や事業所への啓発を行っていきますと、ハローワークや商工会等の関係機関と連携して、市内の企業、事業所に対して障害者雇用促進法等の関連法制度の情報提供や障害者雇用に関する啓発と理解促進に努めますと、こういったことがたくさんあるわけですが、先ほどの市長の答弁では把握をしておりませんという

ことをごさいますして、計画はあるけども、これはもう今回だけの話じゃないんですね。私、何回もこのことを質問させていただいておりますが、実際にはないんだろうと思うんですね、把握してないという、幾つかはあるかと思うんですが、こういった取り組みをですね、やる必要があるんじゃないかと。で、ダイジェスト版にはですね、たくさん書いてあります、雇用機会、場の提供ということで、企業、事業所への啓発をしていきますと。今市長は把握してませんということでした。そして、市職員としての障害者の雇用も図ります。さらには、障害者に適した業務の開拓もやっていきます。4番目に、委託業者への協力も要請をしていきます。5番目に、福祉的就労の場の確保と、こういう形でダイジェスト版にも掲げてあるわけですが、これは少しは進歩があるのかな。この辺はどうなんですか。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 障害者の企業、事業所等への雇用の啓発でございますが、それぞれ国、県、市、役割分担があろうかと私は考えております。それで、この就業につきましては、第一義的にはハローワークが行うべきであるというふうに私は考えております。それで、ハローワークからは、私どものほうに月に2回障害者の求人情報が参りますので、福祉課の窓口掲示板にですね、これを掲示し、またいきいき情報センターの掲示板にも掲示をして、障害者の方が見られて、ハローワークにつないでいくというようなことを考えております。

それから、福岡南の経済雇用懇談会というハローワーク主催の懇談会が、これも回数は年に1回で少のうございませけれども、福岡県筑紫地区の担当で一回情報交換会を行うなど、行っております。

ハローワークの管内でございますが、福岡市の南区と筑紫地区でございます。平成19年度の障害者の紹介による就職者数ということで、210件が就職したと。ただし、これは市町ごとに集計は出ておりませんので、太宰府市から何人ということとはわかりませけれども、若干ではあるけれども、そういう雇用が図られておるといふふうに考えております。

また、市のほうでございますが、平成19年度に中央公民館図書館の清掃の委託業者に、職業体験生として県の養護学校から1名を受け入れまして、10日間の実習をしていただきました。で、これが就職に結びついてはいないんでございませけれども、そういったことも行ってはおります。

で、じゃあ太宰府市で何か就業の場、機会をつくったらどうかと、つくれないかということになりますと、現在看護学校跡地の福祉施設でございますが、これが今年3月、社会福祉協議会が介護事業を廃止をいたしまして、現在利用が中断をしております。で、今後障害者団体の利用ということで方針を立てております。NPO法人の太宰府障害者団体協議会というのできておりまして、身体障害者、知的、精神の3障害者団体でNPO法人を立ち上げられておりますので、こちらに維持管理をお願いしようかと。何らか就業の場につながればという思いで今は思っております。現在協議もしておりますが、そこで事業者が、障害者団体がつくられたパンの販売をするとか、農学校のほうから生鮮野菜を取り寄せてそこで販売をするとか、そう

ということも考えてあるようでございますので、そういう面を膨らませていけたらいいなというふうには思っております。

議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ぜひですね、そういう形で進めていただきたいと思います。で、春日市においてもですね、養護学校じゃないんですが、実際に障害者の方を図書館で研修をされて、実習をされて、その方々が実際に、現実的に、サポート春日というんですかね、名前を立ち上げて、3人ほど市の清掃業務をおやりになってらっしゃるといようなお話等も聞いております。

で、市長ですね、中小企業等の部分があるんですが、市のほうとしてはなかなか把握ができない部分があるかと思うんですが、これ5年間の、発注促進税制というのが5年間の時限立法でございまして、やはりこれから、前年度やってないところは、今年度からそれが発注すれば丸々その部分が税額控除に含まれるそうなんです、この発注促進税制というのが。そういうことで、特に市が企業等の模範になり、率先して障害者の雇用の場づくりに取り組むという、こういう部分もあります。先ほどもその一環だと思いますが、やはり業務委託だとかそういう様々な、企業関係もあるでしょうし、また市みずからですね、率先して、先ほど申しましたようにやっていただきたいと。障害者の人たちが働く場というか、少しでもですね、幾らかでも、先ほど申しましたように委託をいただくことによってですね、収入になっていくという形になりますので、こういうことを一つの機会としてですね、次のときにはですね、どの程度の企業がこういうものを行っているかと、把握がどこまでできるかわかりません、難しい部分もあるかと思いますが、そういった意味においてですね、進めていただきたいと思いますということをおっしゃるわけですが、いかがでしょうか。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 障害者の支援策等については、私は重要な施策の柱だというふうに思っております。つい最近も身体障害者をご家族にお持ちの方が市長室に来られまして、議会の中でお話を常々されております、今は自分が面倒見ているからいいんだと、自分が亡くなった後に子供たちが自立できるような、やはりそういった施策等々をやってほしいというようなことも訴えられております。私も、常日ごろからこの福祉に軸足を置いてやるというようなことを言っております。実行していきたいというふうに思っております。

その一環が、今福祉部長がお話をしました看護学校跡地の問題であり、私はそれ以外にも、太宰府市の嘱託職員あるいは臨時職員採用におきましても、動かなくても済むような職種においての窓口業務等で身障者の皆さん方が従事可能な部分について今検討中ございまして、その方向の要請も受けておりますので、私は実行していきたいというふうに思っております。

議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 今回の障害者自立支援法の抜本的見直しの中にもですね、安定的な仕

事を確保するため、官工事を含めた福祉施設等への発注促進の取り組みを強化するというような形でうたっておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、今回の障害者自立支援法の大きな特色は、一つはやっぱり地域で障害者の人たちが暮らしていくということが今回の障害者自立支援法の大きな取り組みの一つになってます。その中でですね、受け皿というのがどちらかというとグループホームとかケアホームになるわけですが、本市におきましては今4カ所あるんですかね。

そこでちょっとお尋ねしたいんですけど、この前グループホームのですね、先ほどいろんな事件とか事故がっておりますが、神奈川県綾瀬市というところで、グループホームが火災をいたしまして、3人の方がお亡くなりになられております。で、このグループホームというのは、夜の当直者を置かなくてはいけないという義務はないそうなんです。現実、太宰府市としてその辺はどうなっているのか、グループホームが4カ所ありますが、夜間の支援員を置いているのか置いてないのか。

また、このグループホームの火災の中でもう一つ言われているのが、火災報知機がやっぱり設置されてなかったというようなこともございまして、今住宅用の火災警報器を設置しましょうという部分がありますので、そういった部分の把握をされているかどうかですね、もし設置されてなかった場合に関してはですね、何らかの形で、このグループホーム等のこれからの安全・安心を図っていくためにも必要ではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） グループホーム、ケアホームにつきましては、精神障害者のグループホーム3カ所、ケアホーム、知的障害者1カ所というふうに把握をいたしております。把握はいたしておりますが、お尋ねの夜間支援員を配置しているかどうかについては把握をいたしておりません。

それから、2点目の警報器等の設置でございますが、火災報知機の設置でございますが、消防法にのっとりまして、火災報知機、消火器等の消防設備については、福岡県のほうで口頭により指導を行っているということを伺っております。

議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 伺っておりますということですが、太宰府市障害者プラン及び障害福祉計画の73ページにですね、特に72、73ページに災害対策の推進というのがあるわけですが、障害者は災害などの被害に遭う危険性が高く、当事者や家族の不安感も強いと。その中で、緊急通報や福祉防災機器等の周知ということで、緊急通報システムや火災報知機、自動消火器等の防災にかかわる日常生活用具について周知と利用促進に努めますという項目があるわけですね。で、今のお話ですと、やるのは県かもわかりませんが、この内容からいきますと、ここには書いてあるけども、それは県がしますよという受け取り方になるわけですが、やはり安全と安心を守る、またこういう項目を市として書いているからにはですね、先ほど地震の問題にしてもそうですが、そういったことが起きると、対岸の火事として見るのではなくてですね、

やっぱり神奈川県においては、各行政がですね、あのグループホームが火事になったことで、全部一斉に、自分の市は大丈夫かどうかということですね、走り回るとるわけですね。だから、太宰府市においては、先ほど申しました4カ所でございますので、ちょっとのぞきに行くだけでも違うんじゃないかなという感じがするわけですが。

ここは、せっかくこういうような項目が書いてあります。ですので、こういうことに関して、今の答弁では、何かさも県がやりますよというような話ですが、これはやっぱり市としてもですね、そういったことに関しては、県がやることは県がやらしてもらえばいい話ですけども、やはり市としても、まずこういったことに関して、6月のことですよ、これね、起きたのは。だから、そういった対応を、そんなに難しい話じゃないと思うんですけども、すべきじゃないかなと私は考えているんですが、いかがですかね。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 先ほどの夜間支援員の設置、それから消火器等の、火災報知機等の設置状況については、まず私自身が参りまして確認をしてみたいと思います。

議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） IP電話について、先ほど総務部長のほうからデメリット、メリットがあるということで答弁がありました。それで、恐らくそういう形で検討をされているということで、それでご回答は十分なんですけども、私もちょっとこれ質問するに当たって、電話代がどのくらい大体市で使われているのかなということで見ても、市として、大体この特別会計、それから一般会計、企業会計とあるわけですけども、総額としてどの程度の電話代、わかりますか。わからなければわからないで結構なんですけども、把握されてれば教えていただきたいと思います。

議長（不老光幸議員） 総務部長。

総務部長（石橋正直） この庁舎に入っている電話機で、年間約400万円の通話料でございます。一部直通の電話は除いて、交換機を経由する電話につきましては約400万円ということでございます。

議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そうすると、庁舎以外もあるということですね。これ見ますとね、何か電話代が出てきたり出てこなかったりするんですね、役務費のところ調べましたらですね、これはあるけども、ここはないということで。要するに、交換機の部分の、総務のほうで管理されている分が400万円ということですね。それ以外もいろいろたしかあったような感じがいたします。

いずれにしても、もっと相当大きい金額になるんじゃないかなと思いますので、これからのIT時代でございますので、しっかりと検討していただきたいということをお願いいたします。私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって会議時間は午後5時までとなっておりますが、終了まで時間を延長したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、終了まで会議時間を延長します。

次に、18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

18番（福廣和美議員） ただいま17時を過ぎないようにと。17時までやっていいのかという気もいたしますが、議長より一般質問の許可がございましたので、今日最後の質問者として、答えるほうも簡略にお願いをしたいというふうに思います。

通告どおり、次の2点について、井上市長並びに執行部の皆さんに質問をさせていただきます。

初めに、特別史跡水城跡についてですが、664年、天智3年に築造された水城を保存し、後世に残し伝えるためにも、またまるごと博物館構想を推進するためにも、水城跡の整備は急務であると考えます。現在公園が整備され、また駐車場の整備も一部完成し、地域の皆さんも大変喜んでおられます。桜の時期より今日まで、時折観光バスがとまり、ガイドさんから説明を聞いている光景を目にしています。

そこで、お尋ねをしますが、今年度から来年平成21年度まで、整備計画はどのようになっているのか、またこの水城跡を中心に水城祭、水城祭りを開催してはどうかと考え、多くの市民の皆さんに話をしていますが、ぜひやりましようとの反応で、国分小校区の区長の皆さんも賛成の意向を示しておられます。商工会の皆さんの協力を得ながら、地域コミュニティを前進させるためにも、多くの各分野の皆様や教育の意義も考え、小学校、中学校にも参加を呼びかけてはどうかと考えていますが、市長はどのように思われるか、実施しようとする考えがあるのかどうかお聞かせください。

次に、今市は景観条例を策定しようとしていますが、この件は過去に何度となく質問をしてきましたし、再び取り上げさせていただきますが、太宰府の景観から見ても、その一部分ではあると思いますが、違反広告物除去について、一時期随分よくなったと思いますが、最近またこの運動に取りかかったときの状態に戻ったような気がしていますが、市長はどう思われますか。

そこから先、再質問は市長のお答えをいただいてから自席よりさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 特別史跡水城跡の整備についてお尋ねでございますので、ご回答を申し上げます。

平成19年度は、水城跡東門周辺の第1広場及び第2の広場を整備をいたしまして、本年度は第2広場にトイレの整備を行います。このことによりまして、水城跡を多くの人たちに散策していただきますとともに、豊かな緑の中で様々な活動を行うことで、学び、集い、リフレッシュできる場を提供していきたいというふうに思っております。

また、平成19年度から水城跡の樹木調査を実施しておりまして、引き続き、年次計画によりまして、樹木の間伐整備でありますとか、あるいは土塁の修復及び園路の整備等を行ってまいりたいと考えております。

なお、水城跡の全体整備につきましては、福岡県大野城市及び太宰府市とで設置をしております水城跡整備事業推進協議会におきまして、関係者の意見を十分にお聞きしながら環境整備を行ってまいりたいと思っております。

次に、2点目の仮称「水城祭」の実施についての考えにつきまして、ご回答申し上げます。

史跡地の保存は、地元を初め多くの市民の方のご理解とご協力により、今日まで守り伝えられてまいりました。この誇れる水城跡を後世に引き継いでいきますためにも、今後の水城跡の整備活用に当たりまして、多くの市民の参画をいただくことが大変重要であると思っております。このことから、仮称「水城祭」の実施につきましては、水城跡を親しみのある史跡として関心を持っていただくようになるためにも、多くの市民の方と行政が協働で事業展開されることを大切にしていきたいというふうに思っております。

次に、2点目の景観整備についてご回答申し上げます。

私は、マニフェストにおきまして、まちぐるみ歴史公園の実現を図る一環といたしまして、太宰府市のすばらしい歴史資源と豊かな自然を守り育てながら後世に伝えていくため、景観条例の制定を掲げております。

その最初の取り組みといたしまして、さきの5月1日付で景観行政団体となったところでございます。今後、市民の皆様と協議を重ねながら、良好な景観の形成と都市の活力との調和やバランスに配慮しながら、様々な景観にかかわるルールづくりを行ってまいりたいと思っております。

屋外広告物につきましても、景観に大きな影響を及ぼすものでありますことから、景観を守り育てる地域につきましては、何らかのルールづくりが必要であるとの認識に立っております。このようなことから、地域住民と行政が一体となり、違反広告物の追放を推進していくことによりまして、美観風致の維持につながるものと考えております。

詳細につきましては担当部長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 違反広告物撤去についてでございますが、違反広告物撤去につきましては、現在張り紙、張り札、立て看板等につきまして、これらの違反広告物を月に三、四回程度、年に42回になりますが、シルバー人材センターに委託をしまして、撤去いたしております。平成19年度、簡易除却数、今申し上げました張り紙、張り札、立て看板等でございますが、

これらの除却数で申しますと、張り紙が3,069枚、張り札が4,654枚、看板722枚でありまして、合計8,445枚撤去実績がございます。

近年、ここ数年来の実績と比較してみますと、過去の状況からいきますと、毎年1万枚を超えた数を撤去いたしておりましたが、先ほど申しましたように、数字が少なくなっております。これは、やはり一定の効果があったというふうに考えております。これは、シルバー人材センターだけでなく、その前に違反広告物追放登録員の登録をいただきまして、7団体の方々からそれぞれ活動をして、ずっと撤去をしていただいております。そういった効果があったのこのことというふうに考えておりますけれども、一定の効果があって、ここ数年減少傾向にあるというふうにとらえております。

また、選挙期間中の違反ポスター、市民からの日常の通報があった場合には、その都度市の職員が対応いたしまして、目に余る違法の看板等につきましては、その都度それを設置しておりますその業者に撤去等について指導をしているというふうに取り組みを行っております。

しかしながら、このように撤去をいたしておりますが、すぐ新たに違反広告物が設置されているという現状は確かにございます。一定数字は少なくなっておりますけれども、やはり繰り返しそういう看板が設置されるということは現実としてございます。そういうふうなことから、行政の対応のみでは限界があるというのは、これは申すまでもありません。そういうふうなことから、太宰府市の美しいまちづくりを推進するための違反広告物追放登録員設置要綱、これを平成14年に制定をしまして、推進団体の認定を行いまして、登録員の登録をしまして、それぞれ撤去について活動を行っていただいております。しかしながら、その後新たな更新がなされております。そういうふうなことから、この要綱が今現在の状況に合っているかどうかということも含めましてですね、見直しをしていく、再検討する必要があるかというふうに考えております。

また、これらの更新につきましてもですね、その要綱の整備、そういったものが見直しができるまでの間につきましても、やはりそれ以前と同じようにまた活動していただけるように、更新につきましても呼びかけていきたいというふうな必要性は思っているところでございます。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

18番（福廣和美議員） 「水城祭」は仮称ですけども、それをできましたら来年度に考えてみたらどうかと、やってみたらどうかというよりは、まず考えてみたらどうかという提案等をぜひさせていただきたいというふうに思っています。これは、市にやれというんじゃなくて、先ほどから、コミュニティの立場から、要するに市民との協働、いわゆる市民との協働という部分をですね、育てるために、ぜひこういったものを作ってはどうかという我々の考えでございます。

特に水城跡につきましては、先ほど市長も言われたように、樹木の調査もやられた。今年度から来年度以降もそのラインに沿って整備はしていくという具体的なことはなかったけども、

そういうことを今からされていくということですが、ぜひそういったことを早めるためにも、その樹木の整備、本体の整備を、いわゆるボランティアの皆さんあたりを募集をしながら、その点だけでもやられたらどうか。以前は、要するに薪等に使うために樹木を切って調整をされていたけども、それがなくなって、ずっと伸びたままになって、それから水城跡に悪い影響を及ぼすであろう、そういったものも植わっているということも、この水城跡に関する環境整備方針の中にもそういうことが書いてありますし、いわゆる樹木を整理したほうがいいというのは市のほうもわかっておられることではないかなというふうに思っておりますので、そういったことをぜひやっていただきたいというふうに思っています。

この史跡地の景観から見ても、この水城跡につきまして、「史跡整備箇所は、解説板の設置やトイレ、管理道路などが配置されるのみで、体系的に行われておらず、来訪者を受け入れ、回遊や散策を促すような配慮が不十分である」というふうに書いてあります。特に水城跡本体に手を入れ始めたのは最近のことでしょうから、それをどういう形でされるか、まだ来年度、再来年度わからないかもわかりませんが、こういったことをやるその先駆けとしてですね、市にぜひそういった整備をしてほしいというふうに、全部じゃないですよ、復元せよとかそういうことを言っているのではなくて、樹木とか竹とか、そういった植わっているもの、それで不必要なもの、ないほうがいいものは早く切ったほうがいいのか。そして、昔は薪に利用していたけども、それをほかのことに今度は利用するようなことができないか等も考えながらやってみたらどうかと思うんですが、市長、いかがですか。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 私も全く同感でございます。今水城跡の樹木調査等につきましても、平成19年度から実行しておるところでございます。この中にも、太宰府発見塾がございますけれども、このカリキュラムの中にも、その受講生もこの調査に携わるというふうなこと等が決定をし、今進行をしておるような状況です。多くの太宰府市をこよなく愛されております史跡解説員でありますとか、多くのこの活動されておる方々がおいででございます。それ以外にも多くの市民を結集しながら、この樹木調査も含めた形で、体験することによりまして太宰府市に愛着をよりもっていただくというふうなことが、私は取り組みとして、そのプロセスを大事にしていく必要があるだろうというふうに思っておるところでございます。

議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

18番（福廣和美議員） 今日の午前中の一般質問でも出ましたが、いわゆる地域コミュニティ、これをつくり上げるためにも、私はこういったことを、一つのイベント的なことを組む場合に、いろんな人の協力がないとできないし、区長さんたちだけでは決してできるものでもないし、これを大いに利用して、国分小校区のですね、コミュニティをつくり上げていったらどうかという考えも持っています。部長、いかがですか、そういったこと、協働のまち推進担当部長。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ご指摘のように、地域の方々が自分たちの住む地域をよ

くしたい、あるいは住みやすい町にしたい、そういう共通の意識が芽生えて初めてコミュニティが形成されていくものだろうと思っております。

議員提案されますように、そういうものが、祭りが一つのきっかけづくりになるのであれば、当然行政も地域とともに話し合いながら進めていくべきものだろうと思っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

18番（福廣和美議員） 1つだけ言っておきますが、この水城祭りというのは、決してただ夏祭りの、そういったものだけを目指してやるものではなくて、これは中身については今から多くの市民の皆さんが検討しながらされるとは思いますが、決してただ単なる遊びのためにこういったことを提案したということではないということをお願いして申し述べておきたいというふうに思います。

じゃあ次、違反広告物、最後もう一回、市長、賛成ですね、オーケーですね。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） ご承知のように、私は、申すまでもなく賛成でございます。大いに輪を広げていったらいいというふうに思っております。

議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

18番（福廣和美議員） じゃあ次に、違反広告物の件に入りたいと思います。

先ほど部長のほうからお話がありましたけども、納得する部分、納得できない部分いろいろありますが、一時はですね、私は胸を張って、大野城市から太宰府市に入って筑紫野市に抜けるまで、違反広告物がないところだけが太宰府市ですよと言い切りよりました。もう今は全然言い切りません。いや、本当、笑うけども、そうですよ。皆さん方そういう目で見らんからわからんかもかもしれませんが、今3号線ずっと走ってこんですか、どれだけの枚数があるか。もうね、シルバー人材センターにお願いするだけではだめなんですよ。やる気がないならいいんです。ほんなら、もうシルバーにも頼まずにそのままにしましょうや、税金使わずに。同じ結果ですよ。わかります。業者のためにやりよるようなもんですよ、今現在は。そんな無駄遣いをやめて、これだけはらんしていいのであれば、そのままもうほっときましょうや。僕はそっちのほうがいいと思いますよ、やる気がないなら。やる気があるなら徹底してやらんのですか。そう思いませんか。市長、どう思います。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） この違反広告物等々につきましては、景観の面からもやはりゆゆしきことだというふうに思っております。私は、この景観条例あるいは景観行政団体に指定をされております。この条例制定の中におきまして、やはり独自でできる規制が誘導できるわけでございまして、これを機に、私はその辺のところを解消するように努力していきたいというふうに思っております。

それから、今の現状等については、恐らくそういった状況等が、私も市内を散策する中でな

いとはいえません。しかしながら、以前のようなアダルト的な部分であるとかそういったもの等については少なくなってきたように思います。これも、私ども、防犯の専門官等々を配置しております、市内を巡視をしてもらっております。その中で、何といたしまして、遺棄されておりますいろんなごみの問題あるいは落書きの問題等々につきましても指摘し、そのこと等について即原課のほうに、是正すべきは是正するというふうな解決策等についても、今タイムリーにスピード化して実行しておりますので、その視点でもって行政を行っておりますので、今のご指摘の点等々についても、今も皆無ではございませんけれども、今後においても努力してまいりたいというふうに思っております。

議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

18番（福廣和美議員） 別に建設経済部長が新しくなったけん、これは言いようわけじゃありませんので、よろしく願いしたいんですが。

1つは、先ほど部長のほうから話があったように、推進員をなぜ更新をしなかったのか。これ、更新しなかったのは、こちら側の問題ではなくて、市の方針だというふうに私は理解します。だから、市はなぜ更新をしようとしなかったのか教えてください。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 更新がなぜなかったかということでございますが、市のほうから更新について、市のほうはもう更新をしないというふうなことで、そういうふうな方針でいきますとかということをして市のほうから各団体にお話ししたということはないというふうに私も聞いております。

そういうふうなことから、先ほど申し上げましたように、それぞれの団体が活動していただいております。その活動していただいたということが、やはり先ほど申し上げましたように、それは違法看板が減ってきたという実績に大きく役立っていただいたということは、これは事実そのとおりで、評価させていただきたいというふうに思っております。

ただ、今のように、この要綱に基づきます更新が途絶えておるというふうな現状は確かにございますので、先ほど言いましたように、この要綱が、現在の状況、この違反広告物の法律が改正をされております。そういうなことも踏まえまして、それなりに沿った要綱になっているかどうかを見直しながら、またその間につきましても、現在の要綱を要綱として、先ほど申しましたように、各団体の皆さん方にこの活動を継続してやっていただきたいというふうなことで、市のほうとしても再度呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

18番（福廣和美議員） じゃあ、もうその件はそれで、それ以上言うのをやめます。

ぜひ、本当にやるのであればそういった形に戻さないと。これ、自分思うんですよ、こうやってね、また一般質問で、これがね、やっぱり前進してない証拠ですよ。もう同じことを質問せないかんという、大分前に戻ったような感じがしますよ。

さっきも、選挙用のポスターの件、副市長、あの答えでいいんでしょうか。あの答えのまま

でいくんであれば、僕はまた長くなりますよ、これは。もう全くね、平成15年9月に副市長とやり合ったことが何も生かされていない。こんなことでいいなら、もう逆に戻りますよ、平成15年9月に戻りましょうか。僕は承知しませんよ、そんなこと執行部が言うなら。許しませんよ。  
議長（不老光幸議員） 副市長。

副市長（平島鉄信） 私も、10年前をちょっと今思い起こしておりますが、本当に最初のころ、違反広告物の除去については、取ることそのものが、財産権の問題とかということでも少し臆病になっておりまして、なかなか取ることが難しいというふうな状況から、いろいろな議員さんとのこのやりとりの中で、勉強会等をして、県のほうの許可あるいは県からの権限の移譲もありまして、この許可があればできると、そのできる方法についてもいろいろありまして、こういうものについては取ってはいけないとかいろんな課題がありましたけども、それを乗り越えて、特に補導連絡協議会の皆さんには協力をいただきながら、本当に一生懸命取り続けてまいりました。おかげで、相当違反広告物もなくなったというふうに考えております。

で、このごろ私よく太宰府駅のほうに参りまして、五条の交差点に看板を、マンションの宣伝の看板を持っている人がいつも座って待っているんですね。ああ、これ成果が、私は、違反広告物をずっと取った成果で、やはり電柱にそういうマンションの売り出しの看板をつけてはいけないということで、人件費を雇ってまで今やっている状況になったのかというふうに、私はかなりよくなったというふうに考えておりましたら、今福廣議員さんから5号線、3号線はそんなもんじゃないよというふうに言われまして、もう一度そのほうも見に行かなきゃいけないと思っております。

いずれにしても、やはり取り続けることは、この看板を設置させないと、そういうふうにながるといふに私は以前から思ってやっております。選挙のときも、いろいろお話をしまして、選挙の妨害になるのではないかとというようなことでしたけども、今ではやはり違反は違反だということで即対応しようと、そういうふうな庁内での意思決定もいたしてありまして、市としては、即違反広告物は取り除かなければいけないと、そういう認識に立っておりますので、ちょっとそういう停滞があるということであれば、やはり取り続けて違反広告物をなくすと、そういう気持ちで今後とも進んでいきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

18番（福廣和美議員） 余り時間ないんじゃないんですね、余り長くしゃべらんでくださいよ。僕はそんなこと聞いてないでしょうが、今。選挙ポスターについて聞いたんであって。だから、平成15年太宰府市議会第3回定例会会議録70ページ、平島総務部長、「公職選挙法に違反したポスターについては撤去ができます」と、そうおっしゃった、そうでしょうが。さっき言うた、市民から電話があつてどうのこうの、関係ないでしょうが。何でポスター撤去せんのですか。

僕は何遍も言いました、この前の選挙のとき。市の前の樹木にずっと垂れ下がるとる。取りもせんじゃないですか、市役所は。もう言うだけ言うてもだめですて。やるのかやらんのかは

つきりせないかんですよ。やるなら徹底的にやらんですか。選挙用ポスターも一切、すぐ撤去します、だれが撤去してもいいですて言わんですか。そのために、もうそういう答えばかりするから言わないかんけど、推進員やめたんじゃないんですか、更新しなかったんじゃないの。市の都合が悪いから推進員の更新をしなかったんじゃないんですか。そしたら、何でということになるんですよ。

だからね、僕は怒られました、市の職員から。あなたは推進員の資格を持たんから撤去したらだめですて。そんなら、おまえに行行って言いたいけども、言ったって行かんでしょうが。今までそうやった。だから、今回どうしてもこの問題をもう一遍言うとかないかんと思うて言っただけですから、以上で終わります。

議長（不老光幸議員） 副市長。

副市長（平島鉄信） 先ほど、選挙のことも言ったつもりでございますけども、市は違反広告物については取るという方針でございますので、今後とも取ってまいりたいと思います、取りま

す。

議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日6月17日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後4時20分

~~~~~

空白ページ

空白ページ

空白ページ

1 議 事 日 程 ( 4 日 目 )

[平成20年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成20年6月17日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                      |
|----|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | ・ 田 久美子<br>(1)  | 1. 地域防災について<br>(1) 土砂災害防止法の適用都市に指定され、現在の指定活動はどうなっているのか。また、本市での地域防災計画並びに自主防災計画について関係住民への周知、広報活動や今後の対策、研究について伺う。                                                               |
| 2  | 後 藤 ・ 晴<br>(5)  | 1. 安全・安心のまちづくりについて<br>(1) 地域防災組織の拡大について<br>(2) 災害弱者への対応について<br>(3) 災害弱者の情報提供について<br>2. 生涯スポーツの推進について<br>(1) スポーツ振興基本計画策定の進捗状況について<br>(2) 基本施策・基本方針の目標と内容について                 |
| 3  | 佐 伯 修<br>(15)   | 1. 市民、特に子供たちの安全・安心のための道路整備について<br>(1) 完了した通古賀土地区画整理事業地内の落合橋、西鉄踏切間の交差点の横断歩道設置について<br>(2) 向佐野、吉松地区に建設予定の同朋園敷地内に通学路、車道、水路等の計画について<br>(3) 県道31号線、青葉台入口交差点内の右折誘導マークについて           |
| 4  | 小 ・ 道 枝<br>(10) | 1. 学校施設の安全性と環境整備の充実及び緊急時の安全対策について<br>(1) 福岡県西方沖地震から3年が経過した今、本市の学校施設の耐震診断並びに改修工事の進捗状況と今後の計画について伺う。<br>(2) 各小中学校のトイレ等の施設等環境整備について伺う。<br>(3) 緊急時、災害時等の子供の安全確保と連絡体制などの対応策について伺う。 |

|   |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | 橋本健<br>(7)  | <p>1. 地震対策の推進について</p> <p>(1) 小中学校の耐震工事の現況について<br/>工事はどの程度進んだのか、各学校の校舎や体育館等の耐震工事の現状について伺う。</p> <p>(2) 住宅地の耐震改修促進について<br/>昭和56年以前の建築物には、耐震診断や改修工事に助成金を出し、支援する自治体もあるが、本市においては耐震改修支援策導入の予定はないのか。</p> <p>(3) 避難体制の確立と今後の計画について<br/>緊急避難誘導の初動体制や四川大地震を教訓とした見直しや地震対策等、今後の防災計画について伺う。</p> |
| 6 | 渡・美穂<br>(4) | <p>1. ホテルグランティア太宰府増築に係る市の考え方について</p> <p>(1) 排水問題について</p> <p>(2) 道路の問題について(安全確保を含む)</p> <p>(3) 災害に対する住民の不安について</p>                                                                                                                                                                 |

2 出席議員は次のとおりである(20名)

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 田久美子 議員  | 2番 藤井雅之 議員  |
| 3番 長谷川公成 議員 | 4番 渡・美穂 議員  |
| 5番 後藤・晴 議員  | 6番 力丸義行 議員  |
| 7番 橋本健 議員   | 8番 中林宗樹 議員  |
| 9番 門田直樹 議員  | 10番 小・道枝 議員 |
| 11番 安部啓治 議員 | 12番 大田勝義 議員 |
| 13番 清水章一 議員 | 14番 安部陽 議員  |
| 15番 佐伯修 議員  | 16番 村山弘行 議員 |
| 17番 田川武茂 議員 | 18番 福廣和美 議員 |
| 19番 武藤哲志 議員 | 20番 不老光幸 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(24名)

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 市長 井上保廣           | 副市長 平島鉄信    |
| 教育長 關敏治           | 総務部長 石橋正直   |
| 協働のまち推進担当部長 三笠哲生  | 市民生活部長 関岡勉  |
| 健康福祉部長 松永栄人       | 建設経済部長 木村洋  |
| 会計管理者併上下水道部長 古川泰博 | 教育部長 松田幸夫   |
| 総務・情報課長 木村甚治      | 経営企画課長 今泉憲治 |
| 協働のまち推進課長 大藪勝一    | 市民課長 木村和美   |

|        |        |          |       |
|--------|--------|----------|-------|
| 環境課長   | 蜷川 二三雄 | 福祉課長     | 宮原 仁  |
| 都市計画課長 | 神原 稔   | 建設課長     | 大内田 博 |
| 上下水道課長 | 宮原 勝美  | 施設課長     | 大江田 洋 |
| 教務課長   | 井上 和雄  | 学校教育課長   | 松島 健二 |
| 生涯学習課長 | 古川 芳文  | 監査委員事務局長 | 井上 義昭 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 白石 純一 | 議事課長 | 田中 利雄 |
| 書記     | 伊藤 剛  | 書記   | 浅井 武  |
| 書記     | 花田 敏浩 |      |       |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

1番・田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番・田久美子議員 登壇〕

1番（・田久美子議員） おはようございます。

まず初めに、一般質問2日目の1番目の質問者として関連することの立場としてごあいさつ申し上げます。

今日まで数多くの方々が大規模災害に見舞われ、犠牲者、被害者に対しお悔やみ、お見舞いを心からお祈り申し上げます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております1項目について質問いたします。

九州は豪雨災害の頻発地であり、1990年九州中東部豪雨災害、1999年福岡水害、2003年九州豪雨災害と、中小河川のはんらんの土石流と災害が発生しています。5年前の平成15年7月19日の未明、本市でも未曾有の集中豪雨に見舞われました。四王寺山脈から三郡山西斜面に至る地域では、斜面の崩壊や土石流が起こり、とうとい人命が失われたのを初め、家屋の全壊、半壊、田畑の流失、市内を縦貫する御笠川のはんらんにより、床上・床下浸水や道路の冠水など、市内において大きな被害を受けました。災害を過去のものとして風化させることなく、今後の教訓として生かしながら、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進していかなければなりません。市はこの5年間どういった対策、研究、また市民への周知、広報活動をされたのか、地域防災計画並びに自主防災組織についてお伺いいたします。

また、平成13年4月から施行された土砂災害防止対策について、本市はどのように受けとめ、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定都市に指定され、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の特定作業がされていますが、どこまで進んでいるか、今後の対策も含めて市長のお考えを具体的にお答えください。

再質問は自席にて行います。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） おはようございます。

地域防災についてお尋ねでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

安全への備えにつきましては、まちづくりの基本でございます。市民のかけがえのない生命、財産にかかわる重要な課題であると思っております。太宰府市でございますけれども、平成15年7月19日の豪雨災害で甚大な被害を受けたこともまたご承知のとおりだと思います。また、平成17年3月20日には福岡県西方沖地震が発生しております。これらの災害を教訓といたしまして、市民が安全で安心して暮らせるように、地震でありますとか、あるいは風水害などの災害などに対しまして迅速、的確に対応できる体制づくりに努めているところでございます。

具体的には、担当部長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 具体的なことにつきまして私のほうからご報告させていただきます。

平成15年の豪雨水害以降の主な防災対策としましては、主として県営事業である治山ダムで平成19年度までに32基が設置完了されております。平成20年度も1基が予定されております。砂防ダムでは、同様に1基が完成し、3基が現在工事中でございます。御笠川では河川改修を県に要望して、落合橋のかけかえを含め、同橋の下流部分の拡幅改修工事が完了しております。また、鷲田川の落合井堰の切り下げ工事を市単独事業で実施いたしております。

さらに、避難勧告を含めた防災情報を市民に迅速に伝達するため、平成19年5月に太宰府コミュニティ無線を開局いたしております。このコミュニティ無線につきましては、毎日午後5時に家路のメロディーなど流すなど、定時放送を行い、また地域でのコミュニティ情報についても放送などに活躍されております。

なお、平成15年の水害後に災害図上訓練や自主防災組織マニュアルの作成、配付を行いながら自主防災組織の結成に向けた推進を行ってきております。

現在、11行政区においてこの自主防災組織が設置されております。

土砂災害防止法に関しましては、同法に基づく福岡県の基礎調査の通知を本年3月末にいただいたところであります。現在、庁内の関係職員で構成しましたプロジェクトチームを設置いたしまして、基礎調査結果の確認と今後の市としての対応方針等を現在研究いたしております。

警戒区域につきましては、福岡県知事が指定することになっており、特別警戒区域につきましては県により関係住民に対して説明がなされることになっております。

防災対策は、日ごろからの備えなどの周知を含めて市民の防災意識の高揚を図るため、広報、市民便利帳及びホームページなどのメディア媒体を活用しながら市民周知に取り組んでおるところでございます。

さきの災害の教訓を踏まえ、地域防災計画につきまして、今年度に全体的な見直しを行う予定としておりまして、福岡県からの土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定がなされれば、そ

うした内容も含めた改定のため、防災会議に諮るとともに、ハザードマップも作成し、広く市民周知を図りたいと考えております。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 1番・田久美子議員。

1番（・田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。6月2日の定例会で市長が冒頭で太宰府の災害や世界での大災害のことは申されましたので、今はもう省きますけれども、私もこれまでの災害をよその国のこととか、過去のものとして見過ごしたり風化させることなく、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進していかれることを願っております。

そこで、市長は平成20年2月27日の平成20年度の施政方針で、「防災につきましては、豪雨や地震災害の経験を忘れることなく、人命の安全確保など、被害の拡大防止に適切な対応を行うため、避難所の確保、災害時の迅速な情報の伝達、地域防災計画の点検、見直しを行いつつ、安全で安心して暮らせる生活の確保に努めてまいります」と提言されておられます。この地域防災計画の点検について見直しについてでありますけれども、太宰府市では現在市民に公開されている本市の災害の基礎となる防災計画は平成13年3月以来一度も改正されておられません。近隣都市では福岡県西方沖地震の影響で都市計画の点から、筑紫野市は昨年、大野城市、春日市では平成18年度にこの地域防災計画が既に改正されているということを聞いております。本市においても、その修正や見直しは早急に行われ、公開して一般市民に周知徹底をすべきだと思いますけれども、いつ改正される予定なのか、どのようにお考えなのか、お答えいただきます。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 地域防災計画につきましては、その都度毎年見直しを行いながら防災会議に諮ってきております。全体的な見直しにつきましては、先ほど答弁させていただきましたように、今年度見直しを予定しているところでございます。

以上です。

議長（不老光幸議員） 1番・田久美子議員。

1番（・田久美子議員） 見直しをするというのはどういった見直しをされるのでしょうか。ただ言葉だけで見直しをするというのではわかりません。見直しとはどういうふうなものを見直しをされているということですかね。ちょっとそこを教えてください。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど答弁させていただきましたように、これまでの災害の状況、あるいはそれに対する対応の状況、いろいろな反省点もございます。それで、先ほど議員ご指摘のように、平成13年にこの地域防災計画を策定をいたしてありまして、全体的な見直しについては資料編のところもございまして、あるいは予防計画、現状の事業等に照らし合わせたところも必要になってくるだろうと思っておりますので、先ほど申しましたように全体的な見直しをこれまでの災害の経験を生かしながら、市民の方にもわかりやすいような地域

防災計画にするように努めてまいりたいと思っております。

議長（不老光幸議員） 1番・田久美子議員。

1番（・田久美子議員） 先月末の5月27日に開かれた太宰府市の防災会議で、この地域防災計画の改正が審議されなかったのかという問題と、なぜこのように遅れたままになっているのか、そのわけを教えてください。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど申し上げましたように、この地域防災計画の一部見直しについては、今回の先ほど言われました防災会議において諮り、その見直しが決定されております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 1番・田久美子議員。

1番（・田久美子議員） 3年前の福岡県西方沖地震の教訓を踏まえて、災害時の応急対策、災害予防などの従来の計画で十分でなかったという点から、見直しとして福岡市は地域防災計画をまとめて、計画を毎年改正されているということで、この前新聞を見させていただきましたけれども、太宰府市の防災計画が改正されない中、平成13年以降に起きた平成15年7月19日の土石流の災害と、同じく平成17年3月20日の福岡県西方沖地震などの重大な災害経験は、防災の立場から具体的にどのように施策として生かされているのか、お答えください。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この地域防災計画につきましては、先ほどからご答弁していますように、その都度部分的には見直しを行いながら改定をしております。地域防災計画については、ご存じのように一冊の冊子になった部分でございますので、一部修正した資料についてはその都度とじている状況で、この平成13年策定の地域防災計画だけを見ると、何も改定がされていないように見えてしまう部分がございます。そういうことも含んで、加除式とか、そういうものも視野に入れながら、現在そういう装丁については検討しているところです。

それと、いろいろな災害対策につきましては、先ほどもご報告しましたように、いろいろなハード事業、あるいはソフト事業を展開してきたところでございます。

以上です。

議長（不老光幸議員） 1番・田久美子議員。

1番（・田久美子議員） そしたら、この太宰府市の地域防災計画というのは、ただお飾りですか。結局、この中身を、市民の方たちはこれを実際に見る機会はないと思います。図書館あるいはそういった施設、太宰府の公共施設で見るとはできますけれども、この中に災害履歴とかというものがあまして、それが7年前のまま、もうそれ以降は何も書いていないんです。太宰府市の現状が何もわからないんです。それで、防災計画としてこの計画書が生きているものですかということを私はお聞きしたかったんです。この改正の見直しをどう考えておられますかということを私は聞きたかったんです。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この地域防災計画については、先ほど申しましたように、一冊の冊子という形からスタートしておりまして、見直しの部分についてはその都度追加した資料になっておりますので、市民の方にとっては一部わかりにくいところがあるのは事実だろうと思います。そういうことも含めまして、先ほどご回答しましたように、その装丁の仕方も含んでですね、全体的な見直しを行っていきたいと思っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 1番・田久美子議員。

1番（・田久美子議員） 今の回答でいつごろまでにこれの見直しをされますか。それとですね、地域防災計画のこの中でですね、具体的な現状を市民に知らせる目的であると思っております。資料編を後で見ていただきたいんですけども、協定書や報告書の様式、あるいは古いデータに基づいての危険箇所の表示ばかりです、この中身は、先ほども言いましたように、7月19日の豪雨災害や福岡県西方沖地震に基づく総括分析の具体策の変更もなく、実態を全く伴っていないというところで私はそこを指摘したかったんです。それと、地域防災計画の3章にうたってあります災害履歴と災害の想定が7年前のままで改正されないことが一般市民への周知徹底がなっているかどうかを言いたかったんです、私は。

それと、本市は防災の基本である地域防災計画は速やかに抜本的に改正を行う必要が私はあると思います。先ほどから見直しはする、見直しはすると口ばかりでは、私は納得できません。

先月、5月12日に中国四川大地震が起きました。多くの学校が倒壊し、1万人もの子供が犠牲になりました。中国は一人っ子政策です。その一人っ子政策で子供を失ってしまって、親たちは本当にはかり知れない悲しみで1カ月がたっております。この大地震により防災の不備をそのままにしてきた行政に怒りをあらわにされておられますけれども、防災の不備とは、役所内の防災体制の不備だけだとは思いませんけれども、太宰府市で同じような災害が発生するかもしれない今日でございます。少なくとも5年前に被災者からの非難が寄せられたことに対して重要な問題として見直しをしていない、地域防災計画の改正がなかったことで、太宰府市は何も手を尽くしていなかったということになり、防災計画の不備と言われても仕方がないと思っております。地域防災計画の中でも述べられていますように、自主防災組織は人的被害を極力防ぐためにも、生きた組織と市と強い連携が求められています。現在、市が把握しておられる当市の自主防災組織は幾つありますかと聞きたいんですけど、先ほど11自主防災組織ができていたとのお答えでしたけれども、44行政区の中に11ということは、33行政区が自主防災組織になっていないという、そのことと、市はですね、その33行政区に対して自主防災活動をしている区域としていない区域があるということ、それを具体的に自主防災組織が活動しているところの連携をどのように進められているか、どのような仕組みで通報されているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 自主防災組織が設置され、それぞれ自主的に自分の命あるいは財産は自分で守るというような活動をしていただいているのが11組織ありますし、あるいは今後そういう自主防災組織を設置したいという予定にされているところも31行政区がございます。それで、緊急連絡網の体制がとれているところも12ほど、自主防災組織がなくても、連絡網が12ほどとれているところもございますので、組織としてできることが緊急の場合の避難態勢の迅速な対応には有効だと思いますので、やはり組織づくりを積極的に啓蒙啓発していきたいと思っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 1番・田久美子議員。

1番（・田久美子議員） ありがとうございます。そういうふうに組織をつくっていこうという自主防災組織が出ているところがあるというところで安心しておりますけれども、やはり自主防災組織というものをどういうふうな仕組みで通報していくのかという問題とか、実際に災害があったときに条件としてですね、どういうふうなときにそういうふうな自主防災組織のほうに市のほうは通報されるのかとか、そのときに区長が不在の場合にはどういった対策をされているのかとか、それと通報した後にフィードバックの仕組みはどうなっているのか、それから市役所からはその通報が来る仕組みになっているのかを4点お聞きします。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 地域防災計画の初動態勢で、気象情報あるいは災害の発生状況によりまして警戒態勢をとります。その際、44行政区長のほうにそういう気象警報等の電話連絡等を行いますし、電話が不通になっている場合については、広報班によりまして広報車の活動、あるいはそういう連絡体制による区長への門戸を通じた連絡、そういうものに努めております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 1番・田久美子議員。

1番（・田久美子議員） この地域防災計画の中にも書いてありますように、避難計画、自主防災組織、そういったものがもう全然、今行政のほうへ回答を求めましたけれども、そういうふうなことが一切書いていない。7年前とはもう全然変わっているということですね、やはり避難場所でも、私が1年間通じてこの避難場所については見直しをしてくださいということで、やっと今度避難場所に対しては、6月の広報紙でもきちんと改正がされました。それをこういうふうな地域防災計画というものが何なのか。ただ、これは地域防災計画と言われたらそれだけですけれども、結局この地域防災計画というものをどういうふうに市が受けとめられているのかをお聞きしたいと思います。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この地域防災計画と申しますのは、災害対策基本法に基づきまして、それぞれの市町村で策定するようになっております。議員からもご指摘されてい

ますように、行政がどのように初動態勢あるいは災害の予防計画を持つのか、それから災害が発生した場合の応急対策はどういうふうに対応するのか、そういうものを体系的に計画に位置づけております。先ほど市長が答弁しましたように、行政のための計画ではなくて、市民の安全な生活を守るための災害対策のための計画だという位置づけで認識しております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 1番・田久美子議員。

1番（・田久美子議員） 先ほどから私も自主防災計画のことについては申しておりますけれども、今のままだと先週末の6月14日に東北地方で起きた岩手・宮城内陸地震のような地震や豪雨が発生したときに、発生地域で右往左往するだけで、災害発生時に必要なことをお互いに連絡をとり合い、自助・共助・公助がなかなか動いていない状態でございました。それは平成15年7月19日の豪雨災害で被害に遭った被災者の方は少なくともご存じであるかと思います。私もこの7月19日の豪雨災害の国分小のほうにはボランティアとして参った一人でございます。実際にその現場がどんなふうであったかというのは、私自身もわかっておりますので、福岡県知事のほうも、麻生県知事が言っておられましたけれども、災害に強い県づくり、どこでも大規模な災害が発生する可能性があること、また災害発生時には住民の一人一人が身を守る自助、地域で助け合う共助が重要になるということを再認識されておられます。本市は特に高齢者や障害者を守るために共助としての自主防災組織はこれから本市にとってなくてはならないものだと思っております。

この解決になるためには、市は市と市民と協働して仕組みづくりを急がなければならないと思っております。市民と市とが協働して仕組みづくりを、もしも考えがあれば、具体的策があればお願いします。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 当然、災害に対しましては行政だけでできるものではございませんので、先ほど申しましたように市民の皆様が自分たちの命、財産は自分たちで守るという自主防災意識を持っていただきながら、ともに自助・共助・公助の精神の中できり上げていくべきものだろうと思っております。

具体的には、昨日の答弁の中で、地域コミュニティづくりのお話をさせていただきましたけれども、防犯委員さんを選出いただきまして、44の行政区の中でそれぞれ地域の防犯についていろいろな学習等を重ねていただくようにしておりますけれども、これは防犯のみではなくて、いわゆる地域の安全を守るという視点で、防災という視点も持ちながらやっていくということを委員さんのほうにもお伝えしておりますので、今後はそういうものとも連携をしながら、本市の防災に関する行政の推進を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 1番・田久美子議員。

1番（・田久美子議員） 自主防災組織の取り組みができて自治会の避難場所には備蓄庫を

置くなど、そういうふうには地域が協働して自主防災につながるということで、今部長のほうから言われましたので、地域がまず積極的に行動がとれるように、自主防災組織の育成と自分たちの生命や財産を自分みずから守るという災害の危機に関する知識をお知らせをする必要があるかと思います。

次に、土砂災害防止法のとらえ方について質問をさせていただきます。

市のほうは、土砂災害防止法のとらえ方についてどのように認識されているのか、お聞きします。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この土砂災害防止法といいますのは、平成13年に制定をされております。これまで災害に対する対策、あるいは啓発につきましては、砂防法あるいは急傾斜地法、土石流防止法でしたかね、いわゆる砂防三法によって対策がとられてきておりましたけども、これは具体的には災害原因地に対するハード的な事業、先ほど報告しましたように、治山あるいは砂防ダムあるいは河川改修、そういうものによって対応するということですが、国のほうでもそういう対策については莫大な時間と財源が必要であるということで、なかなか全国的に見ては進まないという、その間、広島あるいは先ほど報告されましたような災害が日本各地に発生しまして、この土砂災害防止法については被害地の対策ということで、人命をまず守ろうということで、警戒区域を都道府県知事が指定しまして、その警戒区域に指定された市町村長は防災計画にそのエリアを定めて、広く住民の方に周知しながら住民の保護体制の充実を図っていくというような内容の法律でありますし、特に人家に被害があるというような部分については、特別警戒区域というものが設定をされます。この特別警戒区域につきましては、都市計画法上の一部制限等も加えられて、将来的な災害を抑止していこうというような内容になっているものと理解しております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 1番・田久美子議員。

1番（・田久美子議員） ありがとうございます。この土砂防止対策については、今部長のほうからもおっしゃったんですけれども、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある地域を明らかにし、危険周知、警戒・避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制や既存住宅の移転促進等のソフトの対策を促進するというので、私は調べました。本年3月24日に県の砂防課と那珂土木事務所より、本市に法律の適用について説明があったと聞いておりますけれども、また5月8日の区長会において県より44行政区区長に対し具体的に危険地域のマップでの説明がなされたと聞き及んでおりますけれども、その経過、概要について説明していただけないでしょうか。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 私の一番最初の答弁で申しましたように、本年3月末に福岡県のほうから基礎調査に基づくその結果報告をいただいております。今後につきましては、

特別警戒区域については福岡県がその内容について関係住民に説明をしたいということで、先ほど言われました5月の区長会の中で依頼がありまして、今後特別警戒区域についての説明会が設定されていくということになっております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 1番・田久美子議員。

1番（・田久美子議員） ということは、今から県から土砂防災計画区域、通称イエローゾーンと申します、土砂災害特別区域、レッドゾーンの特定作業に入るということですね、今から入るということですよ、部長。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この区域指定につきましては、警戒区域あるいは特別警戒区域、今議員がおっしゃられましたようにレッドゾーン、イエローゾーンについて都道府県知事が区域指定をするようになっておりますので、その前段の作業だということにとらえております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 1番・田久美子議員。

1番（・田久美子議員） 災害危険指定箇所については、市が調査するところはもう老朽化しているため池の箇所ぐらいで、ほとんどが県の調査になっております。土砂災害警戒区域、土砂災害特別区域の指定を受けたとして、行政、住民の役割分担を生きた計画になるようにしていただきたいと思います。指定された区域に対する周知徹底や対策は今後どのように行われるのか、お聞きしたいと思います。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この土砂災害防止法の対象になります災害は、急傾斜地の崩壊、それから土石流、それと地すべりのこの3つでございます。先ほど申しましたように、一定の手続を踏みまして県知事が太宰府市内にこの警戒区域の指定がされれば、先ほど報告しました地域防災計画の見直しとあわせて、当然その区域について計画に掲載しますし、それからその中で避難態勢、あるいは保護態勢の確立、あるいは充実をする必要もありますし、当然市民の方への周知も必要になってくると思います。最初の答弁でも申しましたように、防災会議の中でそういう地域防災計画案策定が決定されますと、ハザードマップ等も作成しながら、広く市民周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 1番・田久美子議員。

1番（・田久美子議員） ありがとうございます。太宰府市ですね、今防災マップというものはどのようなものがありますでしょうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 防災マップにつきましては、それぞれの第1次避難所等

にも掲げております避難所あるいは河川、そういうものが載っているマップでございます。それで、この間の地域防災計画の見直しの中でも、市民の方からの御意見もございまして、避難についてはどういう経路をたどって避難所に行けばいいのかとか、それから避難所が例えば自分のところの団地は公民館になっているけども、団地の一番上層部にあつてですね、その一番上まで上っていかなくちゃいけないのかとか、いろいろな課題も指摘されておりますので、そういうものも含んで地域防災計画の見直しを図りたいと思っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 1番・田久美子議員。

1番（・田久美子議員） ありがとうございます。私もですね、太宰府市のほうに防災マップというものが見られませんでしたので、見るのがちょっとできませんでしたので、5月29日に福岡県で初めて土砂災害防止法の適用都市に指定された宗像市を視察してまいりました。宗像市は市民にわかりやすい保存版ができておりまして、全戸配布された市民に災害知識や指定された区域ごとに自然災害に対して備えと応急手当ての方法、非常持ち出し品のリストとか、地図の見方、指定避難場所が記載している危険箇所マップが作成されておりました。この筑紫地区でも太宰府を除いては保存版が設置されていることを確認しておりますけれども、太宰府市ではこのちょうど7つの小学校区に分けられた地区別の、校区別の災害マップ、割り図みたいなものを作成してみてもどうかと提案させていただきます。

やっぱり普段の備えと地域の自主防災計画が活用できるようなものをつくっていないといけない、備えが一番大事だと思います。3月22日に被害が多かった国分小や連歌屋、三条などの現場も私、視察してまいりましたけれども、今もダム工事やのり面の工事の追いつかない危険地域は多数存在します。まだダムが敷設された付近も、この5年間の雨などで幾つかの沢ができていて、堆積した土砂で埋まっております。竹林や老木でダム周辺は荒れ放題の状況が多く見られております。さらに、下流では雨を適宜に流す仕組み、すなわち排水溝が完全にでき上がっていない地域も存在しております。一方、本市は災害に関しての手引きや書、わかりやすい防災マップは全戸に配布されておられません。地区別に危険箇所や避難場所、防災倉庫、応急手当ての方法などを網羅した防災マップあるいは手引書の作成、支給が必要だと思います。製作していただけますでしょうか、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ハザードマップにつきましては、先ほど答弁させていただきましたように、本年度中に防災計画を見直しながら御笠川流域の県の浸水予想地図も平成21年度に作成され、公表されるということを伺っておりますので、そういうものとあわせて、できるだけ早い時期に作成しながら住民周知に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 市長、補足がありますか。

（1番・田久美子議員「市長に、ちょっと済みません、お願いしま

す」と呼ぶ)

議長（不老光幸議員） 1番・田久美子議員。

1番（・田久美子議員） 今市長からお聞きしたかったんですけれども、つくっていただくかどうかを確認したかったんですけれども、今部長が言われましたように、つくられることを期待しております。

最後になりましたけれども、災害直後に県が治山ダムを建設されたことで、幸か不幸か私はわかりませんが、住民の間で安堵感が広がって住民の防災意識が薄らぐことが心配でございます。ハード面におけるダムなどのインフラ事業は、国の予算の逼迫の関係から、どうしても後手後手になりますけれども、その意味でこの土砂災害防止法はインフラ整備の遅れを補完する意味として、人命優先の施策として施行していると理解しております。したがって、防災マップや手引きによるレッドゾーン、イエローゾーンの一般市民への周知徹底が必要であることは言うまでもなく、その有効な対策の一つである自主防災組織の活性化、さらにこれらを網羅した地域防災計画の改正を速やかに進められることにより、地域防災対策が実のある効果対策となり得ることを確信しております。また、これらの作業が効率よく進むためにも、市長が強く提唱されているように、行政と市民の協働作業は必要不可欠です。市の予算のもとに現在NPOボランティアセンターでは、市民参加のもとに積極的に活動した自主防災マニュアルの作成作業を開始されておられます。市もこのような活動に積極的に参加されて、官民一体となった、それこそ仁のぬくもりのあるまちづくりができるようお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（不老光幸議員） 1番・田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、5番後藤・晴議員の一般質問を許可します。

〔5番 後藤・晴議員 登壇〕

5番（後藤・晴議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、次の2項目について質問をさせていただきます。

それでは、まず1項目といたしまして、市長が日ごろから言っておられます安全・安心のまちづくりについて質問いたします。

いよいよ梅雨入り、大雨による災害が心配される時期がやってまいりました。第四次太宰府市総合計画後期基本計画の安全なまちづくり、第1項目の防災において常に安心して暮らせるような計画と目標が掲げられています。総合計画の達成目標年次は、平成22年度であり、残り2年余りとなってきております。

そこで、1つ目として、各行政区の地域防災の拡大についてお尋ねします。

平成15年7月19日の豪雨災害及び平成17年3月20日の福岡県西方沖地震の災害による教訓を受けて、平成15年当時各行政区に自主防災組織を置くように働きかけていくとされていましたが、その後どのような経過でどのような実績が上がっているのか、年度ごとの設置数を含めてお聞かせください。

2つ目は、災害弱者への対応についてでございますが、計画では自分の力で避難できない、あるいは避難に相当な時間が必要な一部の高齢者や障害者などのいわゆる災害弱者の避難誘導について、地域住民の協力のもと、安全で迅速な避難ができるような避難誘導の仕組みづくりを構築すると掲げてあります。どのような仕組みができ上がっているのかお聞かせください。

3つ目は、災害弱者の情報提供についてでございますが、各行政区の区長さんを初め役員さん方は地域内に災害弱者と言われる人たちがどこにどのような状態でおられるのか、正確に把握できていないのが実態だと言っておられます。災害時において、避難などで地域の力を必要とする人たちの情報をいただきたいと何度も市にお願いしたけれど、個人情報保護の問題で断られているとのこと。市は災害弱者の命にかかわる緊急な支援を地域に求められておられますが、地域の力で守るためには災害が発生する以前にこの情報が必要であり、大切な命を守るという視点から見ましても、個人情報保護による制限には抵触しないと考えます。計画の内容と実態に整合性が見られませんが、どのようなお考えかお聞かせください。

次に、2項目めとして、生涯スポーツの推進について質問いたします。

本市には体育協会を初め多くのスポーツ団体が活動されており、市主催事業のほかにも自主的に各種スポーツ大会などを多彩に開催されています。そこには多くの市民が参加され、仲間づくりや健康増進に日々さわやかな汗を流しておられます。しかし、そのようなすばらしい光景を見ながらも、一つの疑問が浮かんできます。それは、本市が目指そうとしている生涯スポーツ施策の推進の基本的な考え方や方向性が明確にされていないということでございます。

そこで、次の視点から質問をいたします。

まず1つ目は、スポーツ振興基本計画策定の進捗状況についてでございますが、太宰府市第四次総合計画後期基本計画において、生涯学習社会の創造の中の生涯スポーツの推進で、「いきいきとしたスポーツライフの創造を目指して、スポーツ振興基本計画を策定し」と明記されていることから、既に策定に向けて取りかかっていると思いますが、現在までの進捗状況と今後の策定終期までのスケジュールをお聞かせください。

また2つ目は、基本施策、基本方針の目標と内容についてでございますが、スポーツ振興基本計画のいわゆる基本施策、基本方針の柱にどのような目標と内容を設定しようとしているのか、お伺いいたします。

なお、回答は項目ごとをお願いいたします。あとは自席にて再質問をさせていただきます。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 安心・安全のまちづくりについてお答えを申し上げます。

太宰府市におけますところの市民が安全に安心して暮らすことができる町の実現に寄与いたしますために、太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例を平成17年12月21日に制定をしたところでございます。その中でも、災害につきましては平成15年7月19日の豪雨災害を教訓といたしまして、地震でありますとか風水害などの災害に対しまして、迅速・的確に対応できる体制づくりに努めているところでございます。

1点目の自主防災組織設置の取り組みにつきましては、平成15年1行政区、平成16年3行政区、平成17年でございますが、3行政区、平成18年3行政区、平成19年1行政区、合わせまして11行政区におきまして自主防災組織を設置していただいております。

次に、2点目の従来は災害弱者と呼ばれておりました災害要援護者への対応についてお答えを申し上げます。

要援護者において、ひとり暮らしでありますとか、あるいは寝たきりの高齢者または障害者など、災害弱者と言われる方々の避難場所への誘導につきましては、市役所の関係職員から成ります避難誘導員を派遣をいたしまして、行政区等に協力を得ながら要援護者の状況把握、あるいは発見に努め、福祉避難所を開設された場合におきましては、福祉避難所へ車両による移送などについて行うようにいたしております。

3点目の要援護者の情報提供についてお答えを申し上げます。

要援護者と言われます障害者に関します住所、氏名、障害の内容などの情報につきましては、行政区長でありますとか、あるいは民生委員、児童委員さんには確かに個人情報保護の問題がございますので、情報は提供はいたしておりません。市といたしましても、この件につきましては、特に人の命にかかわる問題でございますので、障害者の中で災害時援護が必要な方への調査を行い、適切な避難誘導ができるように努めてまいりたいと思っております。

議長（不老光幸議員） 5番後藤・晴議員。

5番（後藤・晴議員） ありがとうございます。1番から順を追って質問していきます。

被災した地域だけにとまっていますはいけないと思います。全地域を目標に置くべきではないでしょうか。災害は雨だけではなく、地震、火災、風、事件、事故など多彩に存在します。あらゆる災害を考えて、最も早く行動が期待される自主防災組織内での避難計画が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか、お答えをお願いします。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この間、それぞれの行政区におきまして、自主防災組織の設立についてお願いなり、ご説明をしてきております。その中で自主防災組織のマニュアルといいますが、ひな形みたいなのを資料にしながら説明を行っております。その中で、自主防災計画というようなものも入れております。先ほど・田議員のところでもご報告しましたように、自主防災組織の中でまだ自主防災計画までできていないところもございます。そういうところにも積極的に働きかける必要があると思っておりますし、緊急あるいは災害が発生した場合のやはり行政区の中にも1次避難所がありますので、そういう組織づくりについても、連絡網についても整備される必要があると思っております。

本市の場合は、災害については水害あるいは土砂災害というのが今までの経験ですけども、この間の地震というようなものも、警固断層については30年以内に6%ぐらいの発生確率もあるというふうなこともございますので、まだできていないところにも積極的にそういう組織、あるいは連絡体制等を整備していただくようにお話をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 5番後藤・晴議員。

5番（後藤・晴議員） 最初に断っておきますが、・田議員の質問とダブるところがあるかもわかりませんが、ご了承お願いいたします。

今、避難計画はそんなふうを考えていますということなんですけど、計画ではどのような手法で自主防災組織の設置努力ですね、先ほど市長が答えられました、平成15年から平成19年までの11行政区の組織の設置ができていますと、先ほどの・田議員も同じですけど、44行政区ある中の11行政区です。数字だけで比較することはできませんが、やはり余りにも設置数が少ないのではないかと私は思います。ということで、その呼びかけの効果がでないのではないかなと私は思います。そのような点を踏まえまして、今後の具体的な計画がありましたらお聞かせください。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 平成15年の災害が発生した以後につきましては、ご報告いたしましたように、災害図上訓練というものを各地区で行いながら、そういう防災組織あるいは避難態勢の拡充というのが必要だということでお話ししてきて、この間できてきておりますが、その後につきましてはなかなか災害について住民の喫緊の課題ということで、なかなかとらえない分もあるんだろうと思います。そういうことで、区長さんを初め、先ほど申しましたように、防犯委員さん、あるいはそういう地域活動にかかわっていただくような方々にもそういう必要性を訴えながら、やはりそういう組織づくり、あるいは体制づくりについてお話を続けていきたいと思っております。ただ、具体的にどここの区でこういう説明会をしようという具体的な計画はまだ現時点ではないのが実情ということでございます。

以上です。

議長（不老光幸議員） 5番後藤・晴議員。

5番（後藤・晴議員） 計画がないというお答えですので、できるだけ早く計画をつくっていただき、確かに行政区でそのことが発生しないことにはなかなかその行動はできないんじゃないかなというのを、私も確かに思いますけど、やはりそういう組織をしっかりとつくっておくのが今からの課題じゃないかなと思います。

次の2番目の災害弱者への対応について、先ほど市長がおっしゃいました災害弱者というのが災害要援護者、そんなふうな名前にかわったんですね。そんなふうにおっしゃいまして、市役所の関係者の避難誘導員を派遣するというような格好に言われましたけど、広範囲に避難者が出たときの対応、体制、誘導、そのようなシステムがありましたらお聞かせください。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 障害者などのいわゆる災害弱者、今では要援護者、災害要援護者と申しますけれども、これらの方々については災害救助班といたしまして、私も健康福祉部が所管となっております。それで、全員合わせますと、健康福祉部、約100人になるわけです、

保育所まで入れましてですね。そういった職員でまずは対応をしまいでいます。

なお、各行政区の協力も得ながらということになります。

以上です。

議長（不老光幸議員） 5番後藤・晴議員。

5番（後藤・晴議員） 今100人いるとおっしゃいましたが、その100人の方が障害者か弱者の方が何名いられるかのその比率の問題もあると思いますし、動きが一気にその100人の方ができるかどうか、すぐその目的地に行動できるかどうかというのは疑問じゃないかなと思います。

次に、安全な避難経路ができていますでしょうか。というのは、災害危険箇所を参考に、災害が起こったときを想定しまして、避難所ごとに幾つかの避難経路を策定しておくべきじゃないかなと思いますけど、そういう経路はできていますでしょうか。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 市対策本部の対応としましては、先ほど健康福祉部長が答えましたように、避難所への移送というのをまず優先的にやるようになっています。それで、避難経路につきましては、そのときそのときの災害の発生状況によって変わってまいりますので、まだその計画あるいはマップの中にこの場合はこう、この場合はこうというような避難経路についてはまだ明示し切っておりません。模範となるような、そういう避難経路、あるいは安全が、ここが確保できるような経路ということも調査研究しながら、そういうものも市民の方に周知していくし、その体制づくりも必要だろうとは考えております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 5番後藤・晴議員。

5番（後藤・晴議員） 今できていないということをおっしゃいましたが、やはりそれはつくっておくべきじゃないかなと思います。いざ起こった後でのそういうことではもう間に合わないんじゃないかなと思いますけどね。今から梅雨時期に入りますし。

それと、先ほど・田議員もおっしゃいましたが、部長も言われてましたが、災害時にコミュニティ無線、確かにできて便利にはなっております。だけど、今風の方向、それとか今から雨風があれば、雨戸も閉めてありますし、そういうときにはなかなか聞こえづらいんじゃないかなと思いますので、そういう場合の市民への連絡、行政への連絡というのは敏速に行わなければならないと思いますけど、ほかに連絡の要領といいますか、市民への通報の仕方というものは何か考えられていますか。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） そういう災害情報の伝達につきましては、まずはコミュニティ無線でお知らせするという。前回の警戒本部設置のときにも、こういう気象情報が出てますよというような放送をさせていただきました。

それから、災害対策本部の中に広報班というのがございます。こちらのほうは今までもやっ

てきましたけども、広報車を編成しまして、市内要所要所に回りながら広報に努めています。

それから、有線が利用できる状態であれば、区長あたりにもそういう情報を流すというようなあらゆる手段を用いながら伝達に努めているところでございます。

以上です。

議長（不老光幸議員） 5番後藤・晴議員。

5番（後藤・晴議員） ちょっと最近私思ったんですけど、そのコミュニティ無線なんですけど、災害じゃないんで、このごろ5時に放送があつてますけど、その間に臨時放送があつていたんですけど、これのボリュームはどっちの、役所のほうからでボリュームを上げ下げできるんですか、どっちのほうですか。そういうことは行政区でやる、役所です。そうすると、役所でボリューム調整されるんだつたらですね、この前たまたま私外に出ておつて聞いたんですけど、風も何もなかったんですけど、その方がスイッチ入れられたのかどうだったか知らないんですけど、よく注意していただきたいと思うのは、ボリュームをしっかりと上げとってほしいと思うんです。全く聞こえない。小さく、市役所の何とかですがとおっしゃってますけど、聞こえていません。だから、放送される方はボリュームというものをしっかりと確認されて放送されるようにご指導お願いいたします。

それから、第1次避難所の地区公民館がございまして、その避難所自体が危険な箇所に建っているところもありますし、第2避難所を指定されておりますけど、その地区、その場所の方が第2避難所を指定されているところに行くのに、逆に危険だというような場所がかなりあると思います。私も幾つか知っております。そういうふうなときは別の避難所に走ったほうがいいよというような場所があると思います。そういうものをチェックしていただいて、安全なところに行けるように、その区割りを含めて見直しの予定があるか、もし見直しがもうされてあれば、各行政区にそういう指示が出ているかどうかをご返答お願いします。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ご指摘のように、第1次避難所を地区公民館を中心に設置をいたしております。それから、広域避難所については公共施設あるいは公園ということでしております。第1次避難所というような名称になっておりますので、そのエリアの方はそこに必ず避難しなくちゃいけない、あるいは他の避難所には避難できないというような、そういう思いを持っている方がおられますけども、避難所につきましては日ごろから、例えば自分の近所は隣のこの避難所が近いとか、安全だというようなことであれば、そちらのほうを利用させていただくのは当然構わないことだろうと思っております。

なお、避難所の設置につきましては、自主避難を原則としておりますけども、避難所開設に当たっては、どこどこを避難所としてお知らせしながら、そちらのほうに避難してくださいと、災害が起こった発生場所から安全なところに避難してもらうのが原則です。そういうことも工夫しながらやっていきたいと思っておりますし、ご指摘のように危険といいますが、そういうところに設置されている公民館もございまして、今後そういう避難所の災害防御のための取り

組みというものも必要になってくると思いますし、それから避難所についてはどうしても資源が限られております。それで、今後につきましては私立の学校とか、そういうものがございませぬので、緊急時の開所についての対応についてはいろいろ課題はございますけども、今後につきましてはそういうところにも協力を要請していきながら、避難所については充実を図っていきたくて考えております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 5番後藤・晴議員。

5番（後藤・晴議員） その点はよくチェックしていただきたいと思います。確かに今おっしゃったようにどこに行ってもいいんですよとおっしゃるけど、いざお年寄りの方なんか決められたところがそこだというような観念を持ってありますので、そういうところはよくご指導をお願いしたいと思います。

3番目の災害弱者への情報提供についてですが、災害が起こる前から各地域での組織立てての防災対策は必要だと思いますけど、地域のどこに独居老人の方といいますかね、お年寄りの方とか年配者の方がいらっしゃるかというのが、それとか自力では不自由されている人がおられるかは、地域で把握しておく必要があるんですけど、先ほどの6月14日の岩手・宮城内陸地震、これにちょっとテレビで見ていたんですけど、そういう方のゲスト解説員と言われますかね、その方が出てありましたけど、やはり連絡網といいますか、それを一番協力していただけるのは地域の方だと、やはり行政から動くというのは、遠いところから動くので、まず第1番目は行政、地域の方が先に動いているんなことを行動していただくのが一番助かるということをしてテレビの解説でもおっしゃっていました。そういうことからしまして、各地域への情報提供ですか、いろんな方のそういうお年寄りの方とか、弱者の方の情報を提供していただきたいと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 要援護者を行政区長であるとか、民生・児童委員の皆さんにお知らせすると、それが一番災害発生時に大事なことであるということは、私も十分そうだろうと思います。しかし、守秘義務の壁がありまして、今では大変難しいという状況でございます。民生委員・児童委員というのは厚生労働大臣が委嘱をします公務員でございます。その身分は非常勤の一般職となっております。活動の中で知り得た情報は民生委員法で秘密を守る義務が課せられております。ご質問の要援護者を地域が把握するということにつきましては、手挙げ方式ですね、どこにどの地域におられるか回覧板等ですね、要援護者名簿の登録等周知をいたしまして、直接本人に同意を得た上で情報を把握することになるかと思っております。申しましたように、非常に守秘義務の問題で難しいというふうにならぬように今現在では考えております。

議長（不老光幸議員） 5番後藤・晴議員。

5番（後藤・晴議員） 確かに言われることは、それは私もよくわかっておりますけど、その守秘義務と、またやはり人の命にかかわること、これは少し別に置くべきじゃないかなという

のが区長会からの相談じゃないかなと思うんですよね。各区長さんもそんなふうにおっしゃっております。私も多くの年長者の方に聞きましたけど、その方たちも個人情報、自分の情報も大事であるけど、自分の命にはかえられんと、やはりそういうものは区長さんとか、区長さんが信頼した区の役員の方等には知らせとってほしいと、いざ災害が起こったときには一番に飛んできてもらえる、お手伝いしていただける、そういうふうなことで私が聞いた範囲、そして区長さんたちもおっしゃっていますけど、そういう方たちのほうが多いんだということのほうが、大きな声があるんですけど、命にかえられないけど、その区長さんとか、そういう方たちにまでは教えることは絶対できないんですか。それはもう法律で決められておると言えば、もう終わりなんですけど。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 私も本当に胸が痛むんですけども、個人情報の保護の観点、守秘義務などの壁がございますので、今のところはその法に従っていかざるを得ないというふうに考えております。

議長（不老光幸議員） 5番後藤・晴議員。

5番（後藤・晴議員） わかりました。いろいろ努力していただきたいと思います。

そういう意味で、先ほども市長も答弁されましたけど、行政区に協力を要請するというのもおっしゃいましたけど、やっぱり協力をするために地域の力が必要と言っているのに、その情報がないために地域が力を十分発揮することができないというのが現状なんです。そういうことに対してもよくお考えをさせていただきたいと思います。災害が起こってからの情報を流すのではもう遅いんです。そのためにほとんどの行政が、あなたたち行政の方が行動を起こさなくてはならないようになるんです。先ほど部長も市長もおっしゃいましたけど、民生委員さんも知らないというのは本当かどうか、本当ですか。私たちの情報では民生委員さんだけはご存じだというのが私たちの耳には入ってきているんですけど、今部長もおっしゃったように、私はですよ、民生委員さんはご存じだということで聞いているんですけど、その民生委員さんの守秘義務があるために、区長さんたちに事前の報告はできないということがあるんですけど、それは本当でしょうか。それは間違いなく民生委員さんもお存じないんですかね。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 行政からですね、民生・児童委員の皆さんに障害者がどこにどなたがどういう障害を持って住んでおりますということを教えてはおりません。

議長（不老光幸議員） 5番後藤・晴議員。

5番（後藤・晴議員） これはやりとりしても同じだと思いますので、努力をお願いします。

最後に、最も大事なものは命でございます。その命を守るための最大限の努力はしなければいけないと思います。地域の力を必要とされるならば、個人の情報を正しく流して、正しく受けることが大事。個人情報保護法は命を超えての制限はないはず。その点を考慮していただき、地域での緊急災害対策が組織立てて行えるよう、行政は情報を提供し、指導していくべ

きだと思えます。梅雨に入りましたので、万全の態勢を図られますようお願いをしまして、1項目めの質問を終わります。

議長（不老光幸議員） ここで11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

~~~~~

再開 午前11時25分

議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

市長（井上保廣） 生涯スポーツの推進についてご回答申し上げます。

太宰府市のスポーツ振興基本計画の策定につきましては、第四次総合計画後期基本計画に掲げておりますように、既に今年度より策定作業に着手いたしております。早ければ、平成21年度末には策定を完了したいと考えております。

今後、このスポーツ振興基本計画に基づきまして、「いきいきとしたスポーツライフの創造」を目指しまして、様々な施策あるいは事業を積極的に展開していきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、担当部長のほうから回答させます。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） まず、1点目についてでございますけども、本年4月から基本計画案の策定作業に既に取りかかっておりまして、本年度中には市民あるいは社会体育関係団体を対象にいたしまして、運動、スポーツに関する意識調査を行いながら、市民のニーズを十分取り入れて基本計画の素案を作成することにいたしております。

また、来年、平成21年5月にはこのスポーツ振興基本計画案を本市のスポーツ振興審議会に諮問を行いまして、9月には審議会答申をいただきながら、平成22年3月までにはこの太宰府市スポーツ振興基本計画を作成したいというふうに考えております。

次に、2点目でございますけども、第四次総合計画に掲げておりますように、「いきいきとしたスポーツライフの創造」を基本構想といたしまして、国及び福岡県が既に策定をいたしておりますスポーツ振興基本計画や本市の関連計画との関連性を図るとともに、市民ニーズを十分取り入れながら、まず1つに地域スポーツ、2つ目に競技スポーツ、そして3つ目に学校・青少年スポーツといった3つの視点を持って本市にふさわしい基本政策、基本方針の柱の設定を行いながら、具体的な目標あるいは内容を検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 5番後藤・晴議員。

5番（後藤・晴議員） ありがとうございます。1番から順を追って質問させていただきます。

先ほど言われました計画書を策定するに当たって、多くの関係者、それとか市民の方を対象にいるんな意見や提案を幅広く聴取する必要があると思っておりますが、その聴取の仕方はどのよう

な方法でどのような人を対象に何人ぐらい例えばアンケートとか、あるいは意識調査等を行うか、また設問内容ですかね、それとか設問項目等がわかれば教えてください。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） まず、調査の方法でございますけども、担当いたしております生涯学習課の職員、そして体育指導委員さん合わせまして約30人体制でまず調査をしたいというふうに思います。それには市内でいろいろ様々なイベント会場、イベントがございますけども、催し物含めまして、その場所に出向いたり、あるいは各種の関係団体などを通して、幅広い市民層を対象に調査を依頼をしたいというふうに思います。

また、対象者につきましては、実際にスポーツ活動をされております体育協会の会員の皆さん、あるいは老人会、高齢者団体等の福祉団体、あるいは市内の小・中学校あるいは高校、大学も含めた生徒あるいは指導者、それから各区に体育部長さんがいらっしゃいますけども、その体育部長さんを含めた一般市民の皆さんなど、約1,400人を対象にこの意識調査をお願いをしたいというふうに思っています。

それから、いま一つのご質問で、意識調査の内容ですが、これについては全体で24項目を設定をいたしております。主な質問内容ですけども、1つに、日ごろからスポーツをしているかいないか、あるいはスポーツをする目的は何か、スポーツをしない理由は何か、それから地域のスポーツ行事に参加をしていますか、そしてまた本市のスポーツの振興政策に対する意見、希望などをお聞きする予定にしております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 5番後藤・晴議員。

5番（後藤・晴議員） ありがとうございます。それと、計画書の素案策定に当たって、担当部署の職員さんだけではなく、アンケートや意識調査の結果も含めましていろんな立場の人たちの意見や提言等も必要と思いますが、例えば今言われました体育指導委員、体育部長も含めたチームといいますか、編成されまして、素案の策定に取りかかることはされるんですかね。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） この素案策定に当たりましては、先ほど申しました、まず国あるいは県のスポーツ振興基本計画がございますので、これらに示されております、いわゆるスポーツ振興策の指針あるいは政策を十分に参考するというのが1つでございます。それから、市民意識調査、1,400人の調査の分析、あるいはいろんな中で出てきます意見とか提言等々を取り入れながら、まず市のほうで一定の基本構想案をまとめたいというふうに思います。その基本構想案がまとまりました後に、体育指導委員さんを中心に、現時点は仮称でございますけども、素案策定会議というのを設定をいたしまして、随時開催しながらこの具体的なスポーツ振興施策の柱あるいは素案を策定をしていきたいというふうに思っております。

議長（不老光幸議員） 5番後藤・晴議員。

5番（後藤・晴議員） ありがとうございます。1番のほうの最後で、先ほど言われました計

画書の案ですかね、スポーツ振興審議会に諮問、答申をしていただくとおっしゃいましたが、審議委員さんの人数とか構成メンバーですとか、そういう審議期間等がわかりましたら教えてください。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） まず、このスポーツ振興審議会と申しますのは、市のほうでスポーツ振興審議会条例というのがございます。基本的にはこの条例に沿って組織化をし、諮問、答申という流れになります。

まず、人数のほうですけれども、10人以内の委員さんで組織をしたいというふうに思っています。

それから、メンバーにつきましては、体育指導委員さん、それから体育協会の代表、あるいは太宰府よか倶楽部、それから福祉団体、高齢者団体、青少年の育成団体、そしてまたその他識者という組織の中で10人以内で編成をいたします。

審議期間につきましては、先ほど申しましたが、来年、平成21年5月ごろに立ち上げ、諮問を行いまして、約5カ月間、あるいは6カ月になるかもしれませんけれども、10月、9月ぐらいまでには答申をいただきたいというスケジュールで進めます。

議長（不老光幸議員） 5番後藤・晴議員。

5番（後藤・晴議員） ありがとうございます。それでは、2番目のほうに入らせていただきます。

総合計画の基本計画の中に、総合体育館の建設に向けて調査研究を進めるということで明記されていますが、今回のこのスポーツ振興基本計画の中にスポーツ施設の整備充実の一つとして総合体育館の建設に向けた詳細な計画を織り込まれるのか、ちょっと聞きたいんですけど。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） 議員さんおっしゃいましたが、確かに総合計画の基本計画の中に、平成22年度までに総合体育館建設に向けた調査研究を進めるというふうになっております。この基本計画をつくる中で、現時点の一つの目安ですけれども、総合計画の中では本市の将来像の中に将来人口を明記しておりますが、約7万2,000人というふうに想定いたしておりますので、将来に向けてこの7万2,000人にふさわしい規模、あるいは基本構想程度ぐらいは織り込みができるのではないかとこのふうには考えております。

議長（不老光幸議員） 5番後藤・晴議員。

5番（後藤・晴議員） では、ちょっと市長にお尋ねしたいんですけど、総合体育館建設のあれで、市民の長年の要望もありまして、平成11年に体育協会から陳情書が提出されております。平成15年9月議会に総合体育館建設についてということで質問をさせていただきました。そのときの回答は、現状として第四次総合計画に（仮称）太宰府総合運動公園整備事業として位置づけ、平成8年度より基金として積み立てをしているが、数年にわたる厳しい財政事情と事業的に大規模になるため、建築場所設置の時期、内容等についても明確にすることが困難な状況

であるというような回答でございましたけど、今も変わらないんでしょうか。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 総合体育館の件でございますけれども、この平成8年当時等については、本当に非常に財政的にもほかに優先的にやらなければならない状況等があったというふうなことで、今のような回答をしておったと思います。私も市長に当選をしまして、今体育センターで、卓球でありますとか、バドミントンでありますとか、いろんな大会がっております。その中で市民の皆さん方から、この総合体育館の熱望といいましょうか、要望は非常に高いというふうに体で、肌で感じております。

私は今の太宰府市が将来的に広域行政になろうと、あるいは合併問題が出てこようと、太宰府市の市民の方がそこに集って体育を楽しみ、そして健康になるというふうな、そういった総合体育館、施設は必要だというふうに思っております。このスポーツ振興基本計画の中にも、先ほど教育部長が回答しましたが、何らかの形でこの将来像に向かっての考え方を示したいというふうに思っております。私は総合体育館だけにつきましては、早い時期にこの計画を樹立して実行に移していきたいというふうに思っております。

財政状況が皆様方もご承知のように、好転する方向で今運営を行っております。平成22年以降、この総合計画が終わります平成22年度以降の中で、確実に市民の皆さん方に見えるような形の中で明らかにしていきたいというふうに思っております。

それから、このスポーツ振興計画等々につきましても、私はただ単にスポーツの振興だけではなくて、市民の皆さん方がやはり健康になるというふうな側面から、やはり福祉の視点というふうなものも私は必要だというふうに思っております。総合的な審議会の中におきましては、そういった視点も含めて私は樹立をしていきたいというふうに思っております。

議長（不老光幸議員） 5番後藤・晴議員。

5番（後藤・晴議員） ありがたい回答をありがとうございました。

最後の質問といたしまして、市民の皆様が一人でも多く様々なスポーツに楽しく親しむ環境をソフト・ハード両面にわたって整備充実することはとりもおさず、健康で生きがいのある豊かな地域社会の創造につながり、地域コミュニティづくりの取り組みへと発展していくものと期待されます。こうした意味から、今回のスポーツ振興基本計画の策定に当たっては、本市の実情に合った実現性のある計画書であってほしいと願います。

最後に、市長に本市における生涯スポーツの振興推進に対する基本的な考えをお伺いしまして、私の質問を終わります。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 先ほどお答えいたしましたように、私はスポーツ振興は大事だと思っております。高齢者の皆さん方、あるいは子供たちから高齢者に至るまで、こぞってそれぞれのいろんな種目はありますけれども、その方に合ったスポーツを通して、そして健康になっていただく、あるいは生涯スポーツとして楽しんでいただくと、そういった環境づくり等々については

私は必要だというふうに思っておりますので、今後ともそういった側面も強力に私は積極的に支援をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

( 5 番後藤・晴議員「終わります」と呼ぶ )

議長(不老光幸議員) 5 番後藤・晴議員の一般質問は終わりました。

次に、15番佐伯修議員の一般質問を許可します。

〔15番 佐伯修議員 登壇〕

15 番(佐伯 修議員) ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書に記載のとおり質問いたします。

さて、井上市長は昨年4月に市民の負託を受け、市長に当選され、1年が過ぎ、2年目の市政運営に向け3月議会では平成20年度の施政方針が発表されました。本市における長期・中期的施策から現実的短期、今すぐやらなければならない課題など、少しずつ実行に移されております。それから、井上市長は選挙公約、マニフェストに掲げておられる5つの政策を実行され、本市のよりよい将来に向けて着実に進んでおり、市長の実力が少しずつ発揮されていると思われれます。そういった中、私は市民の特に子供たちの安全・安心のための整備について、次の3点についてお伺いします。

まず1点目は、既に完成した通古賀土地区画整理地内が水城西小学校校区となり、児童が通学することが早期にわかっていたにもかかわらず、落合橋、西鉄踏切間の交差点に通学路の確保、横断歩道のマークが設置されていないが、どのような考えであったのか、また整備する今後の見込みについてお伺いします。

次に2点目に、吉松、向佐野地区に建設予定の社会福祉法人同朋会の造成敷地内を通る高速道路のトンネルから大佐野川へ真っすぐ通じる通学路、車道、水路などを設置、整備してはいかがなものか、地元住民への説明会において地域の住民の方々の強い要望が出ていますが、市としてはどのように考えておられるのか伺いたい。

最後に3点目ですが、県道31号線、通称5号線の青葉台入り口交差点内の右折誘導白線マークが数年前から薄くなり、ほとんど消えている状態である。この交差点はカーブ中に交差点になっており、そして路面が斜めになっていて、そのすぐ横を車が高速で走っているために、右折する車が非常に危険である。このマークの書きかえを公安委員会や県に要望したことがあるのか、また今後の整備計画はどのようにするのかお伺いしたい。

以上、市内の3点の整備についての質問になりましたが、市民の安全・安心はこのような小さなことの積み重ねです。それが大きな事故を未然に防ぐことにもつながります。また、少子化が進んでいる中、市の将来を担ってくれる少なくなる子供たちのためにも、一日も早く整備していただきたいが、市のこれらのことに取り組む姿勢、考え方をお聞かせください。

なお、再質問は自席にて行います。

議長(不老光幸議員) 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 1点目の現在完了しております通古賀土地区画整理事業地内の横断歩道の件についてご回答申し上げます。

ご質問の横断歩道は、今申し上げました区画整理区域が終了しました部分、市道で言いますと関屋・向佐野線と関屋や正尻線との交差部分に係るものになっております。最近同区画整理地内にスーパーがオープンいたしております。そういうふうなことから非常に交通量も多くなっております。道路が整備されたということも非常に多くなっております。そのようなことから、この横断歩道につきましては、できるだけ早く設置ができますように、横断歩道の設置者であります福岡県警の窓口になっております筑紫野警察署と従来から協議をいたしておりました。設置をできるだけ早くされるというふうなことをお聞きしておりましたが、手続の関係で若干遅れておるといふことで、筑紫野警察署のほうから連絡を受けております。ただ、この分につきましては、手続が若干遅れておるといふことで、もうすぐ手続的にはつくといふことで、今現在その設置に向けて発注をされておると、そういうふうなことで連絡が入っております。この部分については早急に横断歩道が設置されるというふうなことで聞いておりますので、現在の状況は以上のようなことになっております。

2点目の向佐野、吉松地区に建設予定の同朋園敷地内の通学路、車道、水路等の計画についてでございますが、この建設計画の部分につきましては、市街化調整区域になっております。向佐野区、吉松区、両区にまたがります開発が進んでおまして、約1万㎡がその区域というふうになっております。敷地造成が昨年の都市計画法の改正前でありましたので、開発行為に伴う許可等が不要であるというふうな該当の事業になっております。そういうようなことから、施設建設計画等の詳細につきましては、私どものほうが現時点でも細かな部分の把握ができておりません。しかしながら、敷地内に通学路、また車道、水路等を設置することについて、地元から要望が出されているというふうなこともお聞きいたしておりますし、このことについて事業者のほうと地元との協議も、打ち合わせといたしまして、そういうことも進められておるといふことも聞いております。

先ほどからお話がありましたように、当該地域につきましては、小学校の通学路も含まれております。また、道路幅員が狭い部分があったり、農地の用水路というようなところも隣接をいたしておりますことから、降雨時には水路に水があふれると、道路が冠水するということもあるということもお聞きいたしております。そういうふうな問題点が現在進められております開発事業者の協力を得られて、また地元との話し合い、協議が十分調いましてですね、今のようないことが道路の拡幅、水路の改修などができていくというようなことになりましてですね、そういう問題点も解消するのではないかといいうふうに期待をいたしております。

また、市としてもそういうふうな協議につきまして、事業所と打ち合わせする、協議する機会がありましたらですね、そういうふうなことについても市としても事業所と調整を可能であれば行っていきたいというふうには思っておりますが、先ほど言いましたように開発行為という部分になりませんので、市としての強い行為というのはいけませんので、あくまでお願いとい

いまいしょうかね、要望というふうなことで進めていくということになるかというふうにご考えております。

いずれにしても、この部分についても、地元からはこの部分の設置については非常に前向きに進んでいるというふうなこともお聞きしておりますので、非常に期待をいたしておるところでございます。

次に、県道31号線青葉台入り口の交差点内の右折誘導マークでございます。この部分につきましては、県道になりますことから、この道路管理者であります那珂土木事務所のほうとも協議をいたしております。この交差点の現地を確認、私もいたしましたところ、確かに路面の表示が消えております。一部消えているというふうに言ったほうがいっくらい薄くなっているという部分があります。右折の車両も非常に多いというふうなことがございますので、直進車との事故、そういったことを防ぐ意味からも、先ほど言いました道路管理者になっております那珂土木事務所のほうに早急な対応を市のほうから連絡をいたしまして申し上げておるところでございます。

具体的に時期的なものの返事はまだいただいておりませんが、こういうふうなことでわかりづらくなっているということ、連絡をいたしております。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時52分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

15番佐伯修議員。

15番（佐伯 修議員） 3点とも前向きな答弁、ありがとうございます。その中で二、三、お尋ねしたいのがあります。もうしばらくおつき合ください。

通古賀の区画整理地内が要するに完成する前に、水城西小学校区の生徒たちが水城西小学校に通うということで校区が決定しておりましたけど、今年の春から三、四人ぐらい通ってきているんですね。それで、朝夕と登校、下校を先生たちがわざわざこの交差点まで行って、送り届けてあるわけですけど、どうしてこのような状態になったというか、そういう校区に決まりながら登校する通学路は早くというか、決定していたと思うんですが、その辺のいきさつというか、流れはどのようになっていたんでしょうかね。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 横断歩道につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、筑紫野警察署のほうで歩道設置ということでされておりましたが、福岡県全体での横断歩道というふうなことの取組をとられるということで、実際この部分については以前より要望して設置というふうなことで進められておったようでございますけれども、今言いましたように福岡県全

体の中での横断歩道設置ということで、手続的にそういう問題から若干遅れが生じたということで、早急につきますということで筑紫野署のほうでもお話がっておりますので、今お話がありますように、児童・生徒の安全のためにはそういうふうなことで、学期が始まります前とか、そういうふうな準備が進むということが最善ではあるというふうには考えますけれどもです、今のよう状況がありますことからご理解いただきたいというふうに考えております。

議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

15番（佐伯 修議員） いろんな事情で遅くなったということですが、その区画整理地内を見てもみますと、あそこは全部横断歩道のマークが全くしていないですね。これはせめてもの通学路ですから、子供たちの通学路だけでも早目に、早く横断歩道をつくるような申請というか、お願いをしておくべきであったのではないかなと思うんですけど、ほかの全体の、あの区域内全部横断歩道はできるんですか、今度の申請によって。その辺のところをお聞かせください。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 今確認をいたしておりますのは、今お話、ご質問がっております市道関屋・向佐野線、市道の関屋・正尻線との交差部分に係るものだけでございます。そのほかの区画整理区域内の状況に応じましては、今後通行量、いろんなものを勘案しながらそれぞれ見ていくということになるかと思っております。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

15番（佐伯 修議員） なぜこの横断歩道設置を早急にしなさいという私のお願いというか、質問ですけど、もしですよ、子供たちが横断歩道がない場所で横断していた場合ですよ、皆さん方どう思われますか。あるのとなないので、これは大きな違いなんですよ。まして、そこに通学路となると、行政が全く手つかずで、何も無いからいいですけど、もしあった場合ですよ、この場合、皆さん方どう考えられますか。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 安全・安心のまちづくりのためにも、道路上での横断歩道、あるいは特に通古賀地域等については新しい新規の区画整理事業でありまして、そしてまた市のほうといたしましても、道を、新設道路をつくったわけでございます。そのときに、同時に横断歩道の計画もあればよかったんですけども、高雄中央通り線の今王線もそうでした。後で横断歩道の設置というふうな形になっておりますんで、行政のあり方として当初から盛り込むということ等については、それができるのかどうかというふうなこともありまして、要望といいましょうか、できた時点の中で速やかに申請をし、そして速やかに横断歩道をつくるというふうなことが今の現状ではないかなというふうに思っております。どうぞご理解いただきたいと思います。

議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

15番（佐伯 修議員） 速やかにつくるべきと私も思います。やっぱり行政は何かついつい後手後手というか、後回し後回しという感じがせんでもないんです、ぜひ前もって、事故が

あつては、その後のというか、しとけばよかった、ああしとけばよかったという、大体行政の考え方はそのようなちょっとマイナスイメージで持っていますので、ぜひ早目早目に措置をお願いしたいと思っております。

それともう一つ、通古賀の区画整理地内ですよ、今お尋ねしたいのは、例のその踏切ですよ。洗出の西鉄の踏切の都府楼前駅側は歩道ができていますが、下大利側ですか、福岡市側の歩道は途中で切れています。その踏切の歩道の計画というか、申請というか、今後どのようにされるのか、この辺のところをお尋ねしたいと思います。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 今の踏切内の横断歩道でございますが、現在平成20年度に設置をするというところで、今調整を進めております。西鉄とも協議しながらということで予定が進んでおるところでございます。

議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

15番（佐伯 修議員） 平成20年度ということは、今年度ですね、今年度中にはできるということですが、できるだけ、ここもはっきり言って、子供たちが中学に行くわけですよ。ですから、せめて子供たちの安全・安心のためにもあそこの道路を、横断歩道ですけど、やっぱり途中までできていると、あそこから急に渡ろうとしたりですね、やっぱり考えられないことをすると思われまので、ぜひ早急につくっていただきますようお願いいたします。これで1点目は終了したいと思います。

2点目の件ですけど、再質問ですが、例の吉松と向佐野、あそこの地域の同朋園に道路、水路、通学路をつくってはということですが、皆さん地元の地域の方じゃ余りないと思いますが、あそこの水路の問題、一番問題になっているのは水なんですよ。あそこでちょうど敷地にかかっていますけど、ちょうど直角に水路がなっているもんですから、その水路は昔は吉松からの水路と、もう一つ向佐野、本当は吉松だけの水路だったんですが、あそこは高速道路ができたために吉松の水路、トンネルから少し二日市側に寄ったところに2mぐらいの大きなパイプの土管というか、高速道路の下にいけています。あれは本来は向佐野の池の水路なんですよ。ですから、あれが吉松に入ってくるというのは、ちょっと設計ミスというか、県のミスというか、国のミスなんですよ。あれは向佐野の水路に入るべき水だったんですよ。それがこちらに入ってくるもんだから、あそこの直角な角でオーバーフローして、あの付近一帯が水浸しになると、そういうことで、特に水路、水に対してはあの近隣の方は神経質になっておられます。ということで、ぜひこういう機会ですので、きちっと整備されてはいかがでしょうかということで質問したわけですけど、このことについてご存じですか。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 今の水路の部分、また車道、そういったものを含めまして、先日この現場を見てまいりました。水路の関係につきましては、先ほど申しましたように、車道等を含めまして、地元と協議をされており、また要望、そういったものも強く出ているというよ

うなこと、そういうこともございますので、この部分が解決ができましたかというふうに考えております。

現場につきましては、先日確認をしております。

議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

15番（佐伯 修議員） ということで、現場の事情を十分に詳しく調査、調べていただきたいと思っております。

それとまた、通学路に関しては、現在通っている通学路は高速道路の横、側道ですよね、非常に狭いということで、お父さん、お母さんたち、父兄の方が非常にあの地域、行き帰りを心配されておりますので、この際というか、せっかく同朋園さんも協力しようという考えでありますので、ぜひこの辺のところを話し合っていたいてですね、より安全に小学生の子供たちが登校できるようにですね、話し合っていたいただければと思っているんですけど、これから整備されるわけですので、ぜひ前向きに整備していただきたいと思っております。この件についてはこれで終わります。

続いて、第3点目ですが、これは県にこれから要望ですか、今まで区とか、地域から要望というか、意見が出ておったんですか、その辺のところをお聞かせください。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 今回のご質問を契機に改めまして連絡をいたしております。過去の状況については、ちょっと確認はできておりませんが、那珂土木事務所のほうにこの箇所を具体的に示しまして担当のほうに連絡をしております。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

15番（佐伯 修議員） できるだけ早く整備されるようによろしくお祈いします。

大体3点、前向きな答弁ですので、これ以上質問いたしません。本当市民の安全・安心のためにも早く整備していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員の一般質問は終わりました。

次に、10番小・道枝議員の一般質問を許可します。

〔10番 小・道枝議員 登壇〕

10番（小・道枝議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました学校施設の安全性と環境整備の充実及び緊急時の安全対策についてお尋ねいたします。

近年、世界的に地球温暖化の影響なのか、異常気象となり、世界各地での自然災害が発生、人々の生活を一瞬にして窮地に追い込み、多くの被害が出ているのを新聞、テレビ等、マスコミを通して毎日のように報じられております。ミャンマーではサイクロンが発生、中国の四川省では今までに例を見ないほどの大地震、子供たちが通っている学校が倒壊し、多くの子供たちが生き埋めとなり、学校施設の耐震強度が改めてクローズアップされてまいりました。また、

この地域ではいまだに生存さえわからない人々も多数おられるとの報道もなされております。世界の各国からは医療支援の救援隊、支援物資など、国を挙げてその復旧に取り組まれております。また、6月14日には東北地方、岩手・宮城内陸地震が発生したとの報道に私はまず友好都市でもあります多賀城市も含まれた地域であることから、被害など出ているのではないかと不安から、多賀城市の知人に連絡をとりましたところ、震度4ですごい揺れであったとのことでした。今のところ大きな被害は出ていないとのことをお聞きいたしまして、安心もいたしましたものの、日を追うごとにこの地震のすさまじさとその被害の大きさに驚くばかりです。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願っております。

本市においても、平成15年7月、突然の集中豪雨に見舞われ、大災害となり、とうとい命を落とされた方や、四王寺山ろくらの山崩れ、住宅崩壊、床上・床上浸水などと、被災された市民もおられました。当時、本会議においても、市に対する防災のあり方について多くの議員から問われたことはまだ記憶に新しいことと思います。また、3年前の3月には、玄界灘を震源とする福岡県西方沖地震が発生、だれがこのような大地震が身近に起こると予知をしていましたでしょうか。玄界島が崩壊するほどの大地震でした。本市においても、この地震で市内公共施設や市内各地での被害があったと聞いております。学校は春分の日の連休のため休日であったことから、子供たちは被害、事故に遭うこともなく、不幸中の幸いとはこのことだったのではないのでしょうか。もしもこの地震が平日の授業中で、子供たちが学校内にいたことを想像するとどのような事態になっていたのでしょうか。考えるだけでも体が震える思いです。災害はいつどこでどのような形で発生するのか、予知することすらできないことから、防災対策、またその対応については日ごろからの心構えなど、「備えあれば憂いなし」ということわざがあるように、いかに大切であるかということをご改め痛感いたしているところでございます。特に学校施設は、児童・生徒が一日の大半を学習・生活の場として日々の活動の拠点となる施設でなければなりません。と同時に、この施設は市民の災害時の避難場所として指定されております。市民、子供たちの安全を守るべき小学校の避難場所が耐震構造化されているのか、また安全管理体制は万全なのか、多少の不安は残ります。緊急時に市民が安心して避難場所として利用できるよう、安全な施設の環境整備が強く望まれることから、以下3点についてお尋ねいたします。

1点目に、本市の学校施設の耐震診断を行った施設名、また耐震診断の結果、改修工事の進捗状況と今後の具体的な計画についてお伺いいたします。

2点目は、本市の小・中学校は文教の里太宰府らしく、開校130年と歴史ある学校、また新設校でも20年、30年を経過している学校もあります。耐久年数などから考えますと、建てかえ、改修などは年次をかけて行われてきたと考えますが、近年、児童・生徒の話の中で学校のトイレのことが大問題のようです。現在、和式から洋式に改造の希望、悪臭対策、特にこれからの季節は、学校ではトイレを我慢するしかないなど、児童・生徒の悩みようです。また、体育館、廊下や校舎の壁などに亀裂が入り、傷みが激しい天井の整備についての対応策などはどの

ようにお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

3点目に、突然の自然災害や緊急時における子供たちの安全確保を図るためには、正確な情報収集とその判断、周知をする必要があると考えます。学校、家庭、地域社会が連携し、子供たちを見守る体制が必要と思われませんが、学校独自の対応策、また太宰府市としての考え方についてお尋ねいたします。

再質問は自席にてお願いいたします。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 学校施設の安全性と環境整備の充実及び緊急時の安全対策についてお尋ねでございます。

学校施設の耐震化につきましては、重点施策といたしまして、現在耐震診断でありますとか、あるいは耐震補強工事を計画的に実施をしておりますところでございます。また、施設等の環境整備につきましては、緊急に修理を要するものにつきましては、その都度対応しておりますけれども、全体的には耐震補強工事の一定のめどがついた時点の中におきまして、トイレ等の整備を計画的に実施していきたいと、このように思っております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） まず、1点目の学校施設の耐震診断及び改修工事の進捗状況についてでございますけれども、特に体育館につきましては平成18年度までにすべての耐震補強工事が終了をいたしております。また、校舎につきましては、平成19年度に耐震診断が必要な太宰府南小学校、水城西小学校、太宰府西小学校、学業院中学校、この4校の診断を行っておりまして、その結果を本年度以降に耐震評価委員会というところに評価を受けまして早急の実施計画を立てながら工事を行ってまいります。

なお、既に平成13年度に耐震診断を行いまして、補強が必要な水城小学校と太宰府小学校につきましては、平成20年度から順次国の安全・安心な学校づくり交付金を活用いたしまして耐震補強工事を実施してまいります。

2点目のトイレ等の環境整備につきましては、この耐震補強工事のめどがついた時点におきまして、老朽による大規模改造工事等も計画、視野に入れながら整備計画を立てながら実施をしていきたいというふうに考えております。

3点目の台風あるいは地震等の災害時の安全対策につきましては、教育委員会と各学校で連携をとりますとともに、各学校においてそれぞれ作成をいたしております危機管理マニュアルに沿いまして、児童・生徒の安全確保を図っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 10番小・道枝議員。

10番（小・道枝議員） 耐震、それから学校のトイレの件、改修ですね、それから教育、3点にわたってご答弁をいただきましたが、今この子供たちに対する、市民に対するのも一緒なん

ですが、今日も朝の一番から防災、そしてまた安全管理面、そういうものの質問が3名の議員さんから出されました。私も続きましてさせていただくところなんです、私は特にですね、学校の安全面についてお聞きしていきたいと思います。

まずですね、交付金を受けられたということなんです、これは地震防災対策特別法の設置法により改正されたもので、補助金を受けられたと聞いておりますが、その安全・安心な学校づくり交付金というものは平成19年度からいただいたのか、それとまたその金額において万全にできるのか、耐震改修工事ができるのかが1点と、それからまた一部の新聞報道によりますとですね、この交付金を流用したという自治体も一部あるようでございますが、本市においてはどのようになされているのか、この2点をまずお尋ねしたいと思います。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） この耐震工事関係の交付金でございますけども、基準といたしましては2分の1が国のほうからの交付金でございます。過去にいろんな工事をやっておりますが、特に今回正式に水城小学校につきまして耐震補強工事をやりますけども、この水城小学校、平成20年度に行いますが、2分の1の交付金をいただく予定で事務手続を現在行っております。今後もそうした耐震工事に関する交付金等々の申請を行うわけですけども、あわせてご説明を申し上げたいと思いますが、今回新聞とかいろんな情報の中で、今回の地震に対応して国の交付金、補助金率を上げるんだと、2分の1から3分の2に増やしますというふうな情報がありますが、これも一定の基準がございます。と申しますのは、基本は昭和56年以前に建てられた校舎、体育館を含めます、それだけではなくて、もう一つそれに2点目の基準がございます、構造耐震指標というものがございます。これは構造耐震指標といいまして、一つの数字でございます。つまり、建物が地震等に対してどの程度耐える力を持っているかをあらわす値のことでございまして、通常Is値と言っております。これが基準でございます。0.3以下であれば国の補助3分の2に引き上げましょうという一定の基準がございます。本市の場合、全校11校ございますが、それぞれ耐震診断を行い、評価をしながらその一定の基準に当てはめるときに、この0.3以下の基準の建物はございませんで、すべてが0.3以上の構造になっておりますので、今回国が示します2分の1から3分の2に補助率アップというのが該当しません。これがあるんで一定の基準にはございますけども、しかしながら0.3に近い校舎、昭和56年以前に建築いたしました校舎もあることから、年次計画を持って随時その耐震補強工事をやっていくということで今計画をいたしております。

議長（不老光幸議員） 10番小・道枝議員。

10番（小・道枝議員） ただいま具体的に数字を上げていただきましたが、私が今手元に持っております福岡県の公立学校施設の耐震改修状況調査というのが平成15年4月現在で行われておりました。その中で太宰府の学校が、学校は11校でございますけど、これ私もちょっと理解しにくくてお尋ねいたしましたら、62棟という数字が出ておりました。というのは、学校単位でなく、学校にある校舎の棟だというふうにお聞きいたしました。その中で昭和57年度以降に

建てられた棟が19棟、昭和56年前に建てられたのが43棟という数字が上がっております。その中で耐震診断実施済みが24棟というふうになっておるようでございますが、それは一応基準は基準なんでしょうけれども、昭和56年前に43棟もあるということはですね、今の0.3以下に値しないとは限らないとも思うんですが、その中でですね、学校施設、こんだけね、小学校7校、中学校が4校、合計11校ですよ。増設した建物も含めて62棟という数字が上がっておりますので、その中で昭和56年前の建築物、要するに建てられたのが43棟あるんだと思うんですよ。だから、その中を昭和56年前から今まで現在大規模改修工事、南小学校が恐らく平成14年だったと記憶しているんですが、ほかにも大幅改修工事及びこれから今計画に上がっているのは水城小と太宰府小とありますけれども、ほかの学校に対しての配慮、安全な対策は行われてきているのか、また大規模改造がどうして今までできなかったのか、その辺をちょっとご説明ください。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） まず、太宰府南小学校でございますけども、これは平成19年度に耐震診断を行いました。その結果、今現在評価委員会、冒頭申し上げましたが、耐震評価委員会のほうに業務をお願いする予定を平成21年度に計画しています。この平成21年度に耐震評価委員会の判断が出て、補強の工事の程度が判明しますので、平成22年度以降にきちっとした耐震補強、先ほど申しました0.3以上ではありますけども、近いところの数字につきましては、校舎につきましては耐震補強工事をやっていくという形で計画をいたしております。

それから、いま一つの大規模改造工事ですけども、ご承知のとおり平成14年度まではそれぞれ実施計画を立てながら学校ごとに大規模改造を行ってございましたけども、ご承知のとおりこの工事そのものにつきましては、数億円単位で予算が要るもんですから、その当時いろんな財政状況、優先順位も含めながら大規模工事は今現在中断をいたしてございまして、緊急を要するところから小規模ではありますけども、1,500万円から2,000万円程度の予算を組みながら、緊急を要する部分について補強工事を行っているというのが現状でございます。

議長（不老光幸議員） 10番小・道枝議員。

10番（小・道枝議員） 財政面で厳しいということは理解はできますけれども、この学校というのは、冒頭にも申し上げましたようにですね、やっぱり安全でなければいけないと、そういう面から今日の議員さんからも多数の質問があったと思います。何を一番に優先するのか、人命なのか、箱物なのか、ソフト面なのか、その辺をご配慮願えればなと思うのが私だけではないと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） 今回、この地震等々に伴いまして学校施設の耐震工事がいかに重要であるかというのは、いわゆる身をもって体験したというのが事実でございまして、今後もしもできる限り予算配分の中でもお願いを申し上げながら、この学校施設、特に子供たちが一日生活する場の重要な場所でございますので、年次計画、早急に洗い出しといたしましょうか、もう一度点

検をしながら早急に実施をしていきたいというふうに思っております。

議長（不老光幸議員） 10番小・道枝議員。

10番（小・道枝議員） 大規模工事がちょっと大変だということでありませぬけれども、小規模的に本当に緊急という形で整備をお願いしたいなと思うんですが、ここにですな、先ほども言いましたけども、生徒たちからの声がね、届いているわけなんですよ。今の学校の施設の中の住みやすさ、環境整備で子供たちが満足しているのか、また先生たちが指導する場においてですな、本当に満足できるような環境なのか。例えばですな、トイレのことにまたなるんですけども、本当にトイレというものはですな、やっぱりどなたが、人間である以上、動物でもそうなんですけれども、やっぱり一番環境というのが重要なものではないかなと思います。児童・生徒が本当に快適に過ごすためにはね、毎日規則正しく生活していく必要があるのは、トイレが一番重要なんじゃないかなと思うんです。皆さん方、朝起きてトイレに行かれますよね。自分の、おたくのことを考えてください。今は家も変わりました。生活習慣も変わりました。ほとんどが和式から洋式にかわっているようでございます。そしてまた、その中でですな、換気の悪い、本当にトイレにもう行きたくないよねというふうな子供たちもいらっしゃいます。そして、ある学校等々を拝見させていただきましたら、小学校のトイレにね、入り口に、和式のトイレの説明書、写真つきであるんですよ。いかに小学1年生、例えば今まで幼稚園、そして家庭で生活なさっていた子供さんが一日にして公共に行くわけですよ。そうすると、和式トイレをどういうふうに使っていいかわからないというのが今の現状だと思うんですよ。そういうところを思い上げますとね、もう少し学校の中に今のニーズに合った、100%とは言いませんけれども、どうかその辺のご配慮、それと同時にですな、部活などをいたしておりますと、やっぱりちょっと骨折だの捻挫だの、何かちょっと松葉づえをついて学校に行かなきゃいけないとか、そしてまた一番大事なものは、女の子がですな、制服わかりますか、ひだスカートですよ。その辺は皆さんで考えてください。本当に悩んでいる子供たちがいるということをおの場をおかりして皆さん方にお伝えしたいと思っております。ご配慮のほどよろしく願います。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） 洋式トイレ、和式トイレの関係でございますけれども、確かに小・議員さんからご質問の中でご指摘をいただきましたように、今現在、いわゆる洋式トイレの率といいまししょうか、整備状況を若干申し上げますと、中学校では30%、それから小学校では約28%ぐらいが洋式のトイレになっております。ご承知のとおり、この洋式トイレ、現在の和式トイレから洋式トイレに改築する場合には、1部屋に限ってまた部屋を広くするというふうな悪条件もございます。これを一つ一つそれに洋式にかえていきますと、またこれも莫大な費用がかかりますし、これにつきましても、先ほど一部申し上げましたけれども、将来の大規模改造工事の中できちとした整備をしていきたいという考えを持っておりますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（不老光幸議員） 10番小・道枝議員。

10番（小・道枝議員）　ということは、平成21年度の計画から取り組んでいくというお考えなのでしょうか。それと同時にですね、ほかにもたくさん来ているんですよ。実は教室の今、梅雨時期雨が降れば窓があげれない。そうすると、40名、35名、クラスによっては人数が変動はあると思いますけれども、やっぱり熱気が漂っている。せめて扇風機ぐらいはどうかならないものだろうかとかですね、給食室の準備が、床がドライでないためにですね、湿っているとか、いろいろな、保健室、エレベーター、校舎の空調関係とね、いろいろ要望が子供さんたちからは聞かれています。だから、そういう環境面においてもですね、例えば生徒さんとか先生たち、保護者たちにですね、今の現状のアンケート等を調査する気はありませんか。

議長（不老光幸議員）　教育部長。

教育部長（松田幸夫）　この各学校のいろんな補修工事の関係でございますけれども、当然のことながら予算編成前にはそれぞれの学校の校長、教頭先生を含めましていろんな場所、点検をしながら要望を出していただいております。今年度も、平成20年度も予算をお願いしているんですけども、約1,500万円から2,000万円ぐらいの予算の範囲内でそれぞれ学校の補修工事のほうを点検しながら要望書を整理しながら年次計画で修繕、修理を行っております。なかなか先ほども関連で出てきますけども、トイレの問題とか、特殊な問題につきましてはやはり費用がたくさんかかりますし、長期間になりますことから、これもやはり大規模改造計画の中できちっとした対応をしていきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（不老光幸議員）　10番小・道枝議員。

10番（小・道枝議員）　それはいつごろですか。

議長（不老光幸議員）　教育長。

教育長（關 敏治）　学校の施設環境につきましてですね、教育委員会のほう、非常にいろんな面で不備のために皆さん方にご苦勞かけているということは重々承知しております。

先ほど部長も言いましたように、平成14年まではですね、大体定期的に計画的にずっと大規模改修をやってきた経緯があるわけですが、いろんなことのために遅れまして大変申しわけないと思っております。じゃあ、いつからするかという話ですけども、やっぱり現時点では耐震を急がなきゃいかんのではないかと思います。ですから、さきに答えましたようにですね、耐震めどがつき次第、大規模な工事のほうに取り組んでいくよう、また市長のほうとも話していきたいと思っております。

それからですね、ちょっとこれは非常に教育委員会として申しわけない反面ですね、やはり施設設備等を子供とか先生たちとか保護者等でできるところはしていただいております。今度は子供たちが非常にこう学校の何といいますか、愛校精神といいましょうか、また先生方への尊敬といいますかね、支持といいますか、そういうものを養ったという面もございましてですね、非常に申しわけない反面ですね、学校のほうをよくしていただいたなと思っております。感謝しているところでございます。部長が申しましたように、そういう面からも努力してまいりたいと思っております。

おりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

議長（不老光幸議員） 10番小・道枝議員。

10番（小・道枝議員） 事情はよく痛いほどわかります。けども、子供たちの、保護者の、先生の気持ちもわかるんですよ。だから、できないとか、めどが立つまで待ってくれとかというお言葉もわかるんですけども、市としてですね、年次をかけてほかにもハード面、いろんなものがあると思います、予算面で。その優先順位は大体教育現場にはどういうふうにお考えなんでしょうかね。子供たちの声わかりますか。

議長（不老光幸議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 先ほど申しましたようにですね、平成14年度まではきちっと計画的にやっ  
てこられた、そういう経過があります。それ以後ですね、やはり優先順位としては急ぐような  
ことがあったというのが事実だと思っております。そういうことのために少々遅れたというふ  
うに私自身はとらえております。決してですね、教育をおろそかにするというような、そうい  
うようなことのために後回しになったというふうにはとらえておりません。

議長（不老光幸議員） 傍聴者に申し上げます。議場内では帽子はとってください。

10番小・道枝議員。

10番（小・道枝議員） じゃあ、市長、ちょっとお尋ねいたします。

市長がですね、今回、本年度から教育費に力を入れるということを先だっ  
ての市PTA連絡協議会の総会の折に耳にいたしました。じゃあ、どの辺まで力を入れてくださ  
るのか、具体的な計画があるのか、今の子供たちが本当に安全で安心して生活できる場、学  
校の環境の整備、その辺をひとつ教えてください。

それと、もう一点あるのがですね、笛吹市の、山梨県だったと思うんですが、体育館の天井  
から落ちられましてね、けがをされたという最悪の状態になったという新聞報道があ  
ってました。本当に悲しいことだと思います。太宰府の中でもですね、体育館の耐震工事は  
終わりましたと、今お答えがありました。ただし、外見から見たところですね、現に体育館の  
天井、その回り、ちょっと保護者の方、初めて体育館に行かれる方々には不安を感じて  
いるところが数校あると思いますが、その辺の対応と、2つあわせてお尋ねいたします。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 教育環境の整備等については、私は大事だというふうに思  
っております。次世代を担う子供たちの教育、何よりも増してこれは資金投下す  
べきだろうというふうに思っております。従来からお話を申し上げますように、今  
教育委員会が説明をいたしました、平成14年度までには大規模改修工事を計画的  
に行ってきた経緯がございます。ちょうどその時期等々が地方自治を取り巻く  
財政状況が著しく悪化してきた経緯があると思います。これは全国的でござ  
います。ですから、その時点のときにも私は助役をしておったと思うん  
ですが、あれもこれもはできないと、あれかこれか、最優先順位を決めながら  
行っていく必要があるというふうな、そういった時期でございました。ち  
ょうど佐野地区の区画整理事業も平成

18年度までには終わるんだというふうなこと、あるいは地区道路整備事業についても平成18年までには優先して終わるんだというふうなことを、市としても最優先としてこれは昭和60年から20年かけてやっておるわけですから、早く終息かけなきゃいかんというふうな命題がございました。そういったところから、大規模改造等も一応凍結をし、そして今のような状況に至ったわけでございます。今一定程度この大型都市基盤整備等々も終わりました、教育の分野あるいは福祉の分野に軸足を置いて今施策を展開中でございます。今申し上げておりますように、大規模改造あるいは地震対策、耐震診断、あるいはその工事等にあわせて、今可能であれば、トイレのそういった洋式トイレの方式に切りかえていくと、全部というふうなことにはならないと思いますけれども、本庁でもそういった施設等の切りかえを公共施設も行ってありますんで、学校、当局あるいは保護者の意見、先生方の意見等々も含めて聞きまして、計画的に整備していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） 2点目の体育館の天井の補修工事等々でございますけども、確かに11校のうち体育館がございますが、屋根、天井が見て危ない状況だということも一部あるのは私も確認をいたしております。これにつきましても、先ほど言いました耐震工事につきましては、体育館すべて終わりました。補強工事を行っておりますが、そうしたもろもろの補修工事につきましては、できるところからやるということで、年次計画で対応していきたいというふうに思います。

質問の中に一部ございましたいわゆる危機管理、ご紹介いただいた子供が事故があったという問題ですけども、例えば体育館につきましては、授業に使わないときにはきちっとかぎを締める、あるいは雨降りの日にグラウンドで、運動場で遊べない子供たちが昼休みに体育館で遊ぶ場合についても、すべて指導すると、そこに先生がいて、一部始終を管理をしていると、あるいは理科室の問題でもいろんな化学品がございますので、きちっと使わないときには管理をしながら徹底をするというようなことを行っております。あわせて、それぞれ各小・中学校にこうした危機管理マニュアルというのがございまして、それぞれ今回の地震あるいは火災、水害、あわせて日常生活の中で例えば登下校時の子供の安全の問題、あるいは学校から子供がいなくなった場合の対応、あるいは不審者への対応等々で十何項目のいろんな緊急対応の基本形、形がございます。これについても、それぞれ現場の校長が責任者になっておりますので、最低学期末に1回以上は対策委員会を開催をして、お互いに点検確認をしているという報告を受けておりますし、定期的に行っています校長会のほうでもそういう報告も受けております。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 10番小・道枝議員。

10番（小・道枝議員） 何回聞いても大規模改造を行うときに取り組んでいくというご答弁を、

私はそのように理解してよろしいのでしょうか。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） 例えば太宰府小学校に今回、平成20年度に改修の要望がございました。

その一つ事例を申しますと、例えばある教室の入り口ドアの補修4カ所をやります。例えば給食室の控室のドアの調整を行います。太宰府東小学校につきましても、運動場の側溝周りの破損箇所の復旧を行います。こういうことで、60項目ぐらいの補修工事の要望が上がっておりますので、予算の範囲内で順位を整理しながら随時対応しているというふうな状況でございます。

議長（不老光幸議員） 10番小・道枝議員。

10番（小・道枝議員） 学校のほうもやっぱり遠慮しながら教育委員会のほうに要望を出しているようでございますので、その辺も十分に留意されましてですね、本当に子供たちが住みやすく、安全で安心な学校づくりにお力を添えていただければと思います。

先ほど私が子供たち、保護者、先生たちに学校環境の整備に対するアンケート調査あたりは計画はありませんかとお尋ねしておりますが、まだご答弁がございませんが。

議長（不老光幸議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 必要な状況があれば、するようにいたしましょう。

議長（不老光幸議員） 10番小・道枝議員。

10番（小・道枝議員） ぜひとも子供さんの声とか、いろんな本当悩みを抱えている子供さんもいます。その辺もご配慮していただければと思っております。

それと、先ほど教育長のお話の中に、学校の整備を学校の先生とか生徒さんとか、いろいろとお手数かけているという感謝の言葉があったようでございますけれども、これこそ市のですね、3大プロジェクトであります地域コミュニティ、地域との連携を持ってですね、学校のほうと地域と、また登下校の安全確保とか、そういうものをされればいいのではないかなど考えるとともにですね、今の緊急事態のときに学校がですね、連絡網の方法がどのようにとられているのか、先ほどのご答弁でちょっと聞き漏らしたのかどうかわかりませんが、自然災害時の緊急時の子供さんたちの安全を確保するために、各家庭及び何か情報収集して安全を守るための対策、済いません、さっき聞き漏らしまして申しわけありません。もう一度お願いいたします。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） 例えば地震による、あるいは災害、水害等々の事故の場合が想定されるんですけども、これにつきましては災害防止対策計画書というのがつくられておりまして、それぞれ例えば地震の発生の際については、被害を最小限にとどめるために全部の出入り口の窓を開放するとか、いろんなノウハウはずっとこう項目ごとに述べられておりまして、これの点検を定期的に行っているという状況でございます。

議長（不老光幸議員） 10番小・道枝議員。

10番（小・道枝議員） じゃあですね、もし緊急事態が発生した場合に、今まで大体学校で連

絡網をつくって、PTA及び連絡員さん等々ですね、迎えに行ったりとか、それで足りない場合は地域の方をお願いしたりとか、そういう連絡で過去はしていたようですが、現在も同じようにやっぱりされているんですかね。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） このマニュアルの中にきちっとそれぞれの事故に対する連絡網というのが整理をされております。例えば遠足等の事故の場合については、だれが責任者で、まずどこに連絡をし、最終的には学校長が教育委員会に連絡をするというふうな手順マニュアルが示されております。

議長（不老光幸議員） 10番小・道枝議員。

10番（小・道枝議員） ありがとうございます。いろいろを子供さんたちの安全確保と、そしてまた環境整備、学校の施設整備を本当に要望いたしておきたいと思えます。

最後になりますけども、この梅雨に入りまして、これからの季節はですね、想定外の自然災害、いつ起こるかもわかりません。福岡県西方沖地震発生後、この太宰府においてもですね、2本の活断層があるという専門家の発表もあっております。市民の安全を守るためにも市の対応、対策は絶対条件だと思いますので、よろしくお願いします。

特に学校施設の環境整備の充実を図ることは、本市の将来を担う大切な子供たちの命を預かる場所でございます。整備を行う上ではいろいろと市のほうにも様々な諸問題はあるとは思いますが、どうぞご理解の上、子供や市民の安全・安心を本市の重要課題と位置づけられまして、その充実を取り組みいただきますよう要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（不老光幸議員） 10番小・道枝議員の一般質問は終わりました。

ここで14時10分まで休憩します。

休憩 午後 1 時54分

~~~~~

再開 午後 2 時10分

議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載1項目、地震対策の推進について質問をさせていただきます。

地震対策の質問に入ります前に、6月14日の岩手・宮城内陸地震で亡くなられた方々のご冥福と、また被災された方々に対し、心よりお悔やみを申し上げます。

5月12日午後2時半、日本時間午後3時半、マグニチュード8.0の強い地震が中国の四川省で発生しました。中国国際放送局の放送によりますと、5月31日現在の犠牲者は6万8,977人、負傷者は36万7,000人、行方不明1万7,974人、この地震による被災者は延べ4,554万人になった

と言われております。この大地震は、本市の人口をはるかに超え、約8万人の人命を奪い、また余震が数千回と続き、悪天候で山崩れや土石流が頻繁に起こり、ダム決壊のおそれがあるところは国営ラジオの避難勧告放送で難を逃れる数千人の人もありましたが、大型重機が土石流で流されたり、道路補修などで復旧作業に当たっていた作業員数百人が二次災害で亡くなっています。さらに、観光地として有名な世界遺産の九寨溝や都江堰など約2,700点の遺跡や文化財が被害を受け、道路や電気などのインフラも破壊されました。こういった状況の中、国家の対応も早く、地震直後、災害対策本部のトップ、温家宝首相は陣頭指揮に当たり、精力的に被災現場や病院を視察し、地震4日目には人民解放軍や武装警察隊が13万人体制に増員され、昼夜を問わず被災地への救済活動が繰り広げられました。事態を重く見た中国政府は、初めて援助隊の受け入れを許可、その第一号として日本は東京消防庁のハイパーレスキュー隊員、警視庁機動隊員、海上保安庁の特殊救難隊員、潜水土といった救助のプロ集団31名を派遣し、6日目に第2陣と集結し、60人の日本の緊急援助隊が生存者の救出に当たりました。ビル倒壊や都市型災害を専門とする援助隊と中国政府の案内現場に食い違いはありましたが、被災地の住民やテレビニュースで知った中国人からは、感謝と称賛の声が上がり、高い評価を受けました。また、日本の医療チームと日本のNGOの活躍も見逃すことはできません。被災後、72時間で生存率が大幅に低下すると言われていますが、生き埋め48時間後に救出されたり、124時間後に助かった人など、奇跡的なニュースもありました。この大地震で約500万人の人々が帰る家がないなど、避難所での生活を余儀なくされ、テントが300万張り不足という中国政府に対し、各国は相次いで支援の手を差し伸べ、テントのほかに布団や医薬品や浄水設備や義援金など、物資や資金の援助を提供しました。四川大地震では、学校や工場など建物の倒壊により一瞬にして生き埋めになり、救助がはかどらず、数千人の人々が亡くなった地域もあり、家族を失った人々や校舎の前で泣き叫ぶ姿など、地震の恐ろしさ、悲惨さを物語っています。

さて、日本も大変地震の多い国ですが、記憶に新しい阪神・淡路大震災では8割以上が家屋倒壊による圧死と言われております。平成17年3月の福岡県西方沖地震では、本市も震度4を体験しましたが、四川の大地震はこの比ではありません。

そこで、将来いつ起こるかわからない地震対策について、次の3点質問いたします。

1点目は、小・中学校の校舎と体育館の耐震工事はどの程度進んだのか、現在の状況をお聞かせください。

2点目は、昭和56年以前の建築物は耐震診断や改修工事に助成金を出し、支援する自治体もありますが、本市においては耐震改修支援策の導入の予定はございませんか。

3点目は、緊急避難誘導の初動態勢や四川大地震を教訓とした見直しや地震対策について、今後の防災計画をお聞かせください。

以上、1項目3点につきましてご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 地震対策の推進についてお尋ねでございます。

学校施設の耐震工事につきましては、市の最重要施策といたしまして、校舎の耐震診断でありますとか、あるいは耐震補強工事を計画的に実施をしておるところでございます。

詳細につきましては、後ほど担当部長より説明をさせます。

次に、住宅地の耐震改修促進についてご回答を申し上げます。

平成19年3月に策定をされました福岡県の耐震改修促進計画で、県及び市町村は耐震化促進のための環境整備と適切な指導を行うことになっております。現在、県では耐震化など相談窓口の開設でありますとか、あるいは木造戸建ての住宅に対しますところの耐震診断アドバイザーの派遣、あるいは建てかえ促進のための助成制度などのほかに、税の減免措置など、関係施策が実施をされておるような状況でございます。市といたしましても、現在市内の小・中学校の耐震化など、災害時の活動拠点としての有効に機能することが重要である施設など、公共建築物の計画的な耐震化の推進を最優先として考えておるところでございます。

これらのことから、一般の住宅等につきましては、県の制度を活用していただきたいと考えております。

3点目の避難態勢の確立と今後の計画についてでございますけれども、緊急避難誘導の初動態勢につきましては、太宰府市地域防災計画におきまして、震度4の地震が発生しましたときには、災害警戒本部を設置をいたしまして、状況に応じまして災害対策本部に移行することとしております。市内に震度6強以上の地震が発生しましたときには、災害対策本部を設置いたしまして、全職員を動員する第3配備体制をとりまして、救助班において避難誘導を行うことといたしております。また、本年度におきましては、地域防災計画の全面的な見直しを予定をしておりますので、四川大地震での対応等も参考にしていきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） まず、1点目の学校の耐震工事の現況についてでございますけれども、小・中学校の体育館につきましては、平成18年度までにすべての耐震補強工事が終了いたしております。

次に、校舎の耐震診断につきましては、平成19年度に耐震診断が必要な4校、これにつきましては水城西小学校、太宰府西小学校、太宰府南小学校、学業院中学校の診断を行いました。その結果を本年度以降に耐震評価委員会の評価を受けまして実施計画を立てながら補強工事を実施してまいります。

なお、既に平成13年度に耐震診断を行いました、補強が必要な水城西小学校と太宰府小学校につきましては、国の安全・安心な学校づくり交付金を活用いたしまして、今年度から順次耐震補強工事を実施してまいります。

以上です。

議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

7番（橋本 健議員） ありがとうございます。私の質問の中で、1点目と3点目はですね、今まで質問をされました・田議員、それから後藤議員、小・議員、非常に重なった部分がございますけれども、ご容赦願いたいと思います。

今、部長からの耐震工事が終了したということと、耐震診断の件についてですね、4校完了しましたよというご報告いただきましたけれども、これは体育館のみでございますか、校舎についてはないのでしょうか。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） 先ほど申しました体育館については、すべて平成18年度で完了いたしております。平成19年度に診断をしたのが4校、これは校舎でございます。

以上です。

議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

7番（橋本 健議員） わかりました。いわゆる耐震診断と耐震工事はですね、大体平成17年から始められております、私の記憶ではですね、平成17年度から始められていると思いますけれども、これまで小学校が7校ございますね、それから中学校が4校と、計11校、この計11校、これまでにかかったですね、改修費用を参考のために、小学校と中学校が幾らかかったのか、合計幾らという形でお教えいただければと思います。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） まず、ちょっと整理をしておきたいんですが、昭和56年以降に建設された校舎、体育館につきましては対象外という基準がございます。本市で見えますと、国分小学校、太宰府東小学校、太宰府西中学校、太宰府東中学校、それと太宰府中学校、この5校につきましては耐震補強工場の必要がないという判断が出ております。そのほかの校舎、体育館につきましては、実際は平成13年度から耐震診断を行い、評価委員会にかけてきたという経緯がございます。それを小学校、中学校ごとにどれだけの費用がかかったかということを経算してみました結果、小学校につきましては約6,050万円ほどかかっています。それから、中学校につきましては約2,490万円、トータルで、これ約ですけども、8,550万円ほどの費用をかけて今日まで耐震補強工事をやってきたというのが現況でございます。

議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

7番（橋本 健議員） 今回のですね、岩手・宮城内陸地震におきまして、今日の新聞に載っておりましたが、亀裂が入った校舎、こういったものがあるということで、さらに耐震の強化が叫ばれております。また、四川大地震では建物の構造や耐震基準が日本とは違いますので、一概に比較はできませんけれども、学校の倒壊によりまして授業中の子供たちが一瞬にしてたくさん亡くなっておりますので、ぜひ校舎それから体育館、体育館は特に市民の方々が災害のときに避難するということで、耐震工事をしっかりしていただきたいというふうに思っております。

文部科学省の調査によりますと、平成19年4月現在の全国公立小・中学校の体育館や校舎13万棟のうち、今現在基準を満たしているのが約7万5,000棟で、耐震化率が58.6%の6割弱と、大変遅れていることが指摘をされております。

そこで、質問をいたしますけれども、この四川大地震を契機に政府はこれまでの国と自治体の費用負担割合を改めて、学校における耐震化の補助拡大を実施するという記事が新聞に掲載されておりました。地方交付税措置の拡充を図るということですが、本市の場合、十分改修できたと言い切れない学校もあるのではないかと思いますけれども、再度質問させていただきます。実情はいかがでしょうか。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） 先ほどの関連もございまして、いま一度整理をさせていただきたいのが、昭和56年以前の建物については補強工事が必要という一定の判断がございまして、この昭和56年の年を基準になぜするかと申しますと、平成7年1月に発生いたしました兵庫県南部地震、阪神・淡路大震災の関係ですけれども、このときに震度が7という状況の中で倒壊をした学校を全部調査した結果が昭和56年以前に建てられた建物が多かったという判断が出ております。つまりそうした基準の中で今後震度6強の地震でも耐えられる校舎、体育館については今回補助の対象、引き上げの対象にしないということで、従来どおりの2分の1の基準になっております。そうしたものと、もう一つが、Is値といいまして、つまり建物が地震等に対しましてどの程度耐える力を持っているかをあらわす数値がございまして、これを通常Is値というふうに表示してまして、この数字の0.3以上であれば倒壊のおそれはないだろうという判断がございまして、この昭和56年以降と0.3以上であるかを判定いたしました結果、本市の場合はすべての11校の校舎、体育館についてはこの基準を満たしているという状況で、今文科省が申し上げます、緊急に工事をしなさい、3分の2に交付金を上げますというこの基準の中に当てはまらないという状況ですけれども、校舎の中では、学校の中では、0.3という基準に近い校舎がございまして、それらを今後年次計画で早いうちに補強工事をしていきたいという考えでこの年次計画で進めているところでございまして、その中が今年度、平成20年度にまずは水城小学校の補強工事をします、来年平成21年度には太宰府小学校に取りかかりますと、あとの残り4校ですけれども、水城西小学校、それから太宰府西小学校、太宰府南小学校、学業院中学校については耐震診断が終わっておりますので、今度は耐震評価委員会にかけまして、総合的な判断をもらいながら今後年次計画で工事に入っていくという計画を持っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

7番（橋本 健議員） 先ほどの小・議員の質問の中にもありましたように、今回耐震診断をです、受けていない学校というのが6.6%で、8,580棟あるそうなんです。ですから、国もこれではいかんということで、いち早く国民の不安を解消するという動きが出ておまして、地震防災対策特別措置法改正案が今回提出されます。これが要するに負担割合、補助率を上げよ

うという、先ほどの部長の答弁の中にもありましたように、これまでの負担をですね、2%から3%に、最大で98%を国が補助しますよという改正案でございます。太宰府の11の公共施設においては該当するところは今のところないというご答弁でございます。ただ、昭和56年度以前に建てられた小学校、太宰府の場合は明治7年の太宰府小学校とか水城小学校、水城西小学校、太宰府南小学校、太宰府西小学校、5校でございますよね。それと、学業院中学校と太宰府中学校の2校。そのうち、先ほどの構造耐震指標ですか、これが0.3以下であれば手を挙げて申請して補助金がいただけるということでございますね。ですから、今回はもう手を挙げる必要はないということでしょうか。

議長（不老光幸議員） 教育部長。

教育部長（松田幸夫） つまり評価をして0.3に満たなければ2分の1から3分の2に交付金を上げますと、0.3以上の分については通常どおり2分の1の補助をいたしますということでございます。先ほど質問の中に、例えば歴史が古い太宰府小学校ですとか水城小学校につきましては、一番古い校舎、水城小学校では昭和41年に建設された校舎がございますけども、これも昭和52年、53年にかけていわゆる大規模改造をした経緯もございます。それらを含めながら、それぞれの棟ごと、北側の棟でありますとか南側とか、それぞれの棟によって大規模をしなきゃならない部分とか通常どおりの単純な改造工事でいいやつとかという部分がございますので、それぞれを全部チェックしながら判断をし、水城小学校は平成20年度にその一部を補強工事をいたしますと、これについてはあくまでも2分の1の補助の対象にしかないという判断で現在進めております。

議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

7番（橋本 健議員） わかりました。1点目は終わらせていただきます。

2点目のですね、住宅地、今度は一般住宅とマンション、この耐震改修促進について質問をさせていただきます。

これは平成18年1月にですね、国土交通省より耐震改修促進計画の支援策が出されたということはもうご承知だと思っております。平成27年までに大きな被害にならないよう耐震改修を促進し、建築物の90%の耐震化を国が目標としております。これは国の施策でありまして、昨年、取り組みについて私質問をさせていただきましたけれども、そのときの答えは、県のガイドラインに沿って作成することになるかと思えますという答弁をいただいておりますけれども、あれから1年3カ月経過しております。岩手、宮城の内陸においての震度6強の地震が起きてしまいました。地震は本当に恐怖そのものですが、本市では取り組む意思があるのか、この制度についてですね、取り組む意思があるのかないのかをはっきりお答えいただければと思えますが。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 住宅の耐震改修促進についての取り組みはどう考えるかということでございますが、この部分につきましては今回の先日の地震、またその前の平成17年3月20日

に起きました、太宰府も被害を受けました地震、そういったものを含めましても、やはり耐震化されている住宅というのは被害が少ないということが明らかということが出ております。そういうふうなことから、この耐震化につきましては地震の被害から守るという意味で必要であるということとは認識はいたしております。

昨年の質問以降の市の状況ですが、その後、平成19年6月になりまして福岡県の耐震改修促進計画というのが示されております。それにつきまして、県のほうからも資料をいただいております。さきの、先ほどお話しありましたように平成19年3月にこれらのガイドラインが示され、それに沿って策定することになるというふうにお答えをしております。そういうふうなことから、今後これらについての検討を進めていくということになるのかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

7番（橋本 健議員） ぜひ検討していただきたいと思うんですが、ここで資料をちょっとごらんいただきたいと思うんです。耐震診断及び耐震改修工事の補助金制度を取り扱っているところ、自治体ですね、これは福岡市、それから埼玉県宮代町、同じく埼玉県朝霞市、それから愛知県の岡崎市、山梨県の富士河口湖町、それから大阪市、山口県の防府市、これをちょっと抜粋させていただきました。対象建築物については、内容はもうほとんどみんな、表現方法は違いますけどほとんど変わらないんですよ。耐震基準が改正されまして、昭和56年6月に改正されてますので、それ以前の昭和56年5月31日以前に建築確認を取得した在来工法の一戸建て住宅または併用住宅で、耐震診断の結果、改修工事の必要性が認められた建物と、建築物ということで、どこの自治体も大体内容は同じでございます、条件。補助額がそれぞれ違うんでございますけれども、上から大体上限としてはもう30万円の補助をしましょう。それから40万円、60万円、80万円、多いところでは大阪市なんかは90万円というふうになっております。

それから、募集をしまして、耐震診断が必要なところは戸数をですね、制限して15戸なら15戸だけ受け付けますよ、耐震改修は3戸だけですよというのが防府市でございます。こういったですね、各自治体たくさん取り組んでおります。一番右の人口世帯数はあくまでもこれは参考ということで、大きな人口を抱える福岡市、大阪市、こういったところの政令都市と、それから小さなですね、富士河口湖町みたいな2万5,886人の人口、こういう小さな町までやはり地震に対する意識の高さといいますか、これに対して市民の方を守ろうということで、この補助金制度に取り組んでるわけです。その他の欄にも書いてございますが、ほかにも新潟市、宇都宮市、狭山市、ほかにもたくさんここ羅列しております。これ以上にもっともっとあるはずですよ、全国で自治体が。これだけやはりですね、熱心にこういう耐震改修工事の補助金制度を採用しておりますので、ぜひ前向きにですね、ただ検討するんじゃなくて、よその市町村の内容もよく吟味調査していただきまして、ぜひ導入に向けてですね、採用していただきたいというふうには思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 議員さんお示しの資料を見せていただきました。各それぞれいろんな耐震に向けての取り組みを行っているということが具体的にわかる資料になっております。先ほど申しましたように、本市におきましても昭和56年以前に建築された建物、県の調査の基準に照らしまして報告をいたしました分としまして、約1万7,000棟ほど太宰府市が昭和56年以前に建築された建物があると。率にしまして47%程度になろうかというふうに判断いたしております。そのうち耐震性に劣る建物がどの程度かという、これはやっぱり非常に難しい判断になろうかと思いますが、県が判断しとります数値に照らし合わせてみました部分でいきますと、約3,800棟程度になるんじゃないかなろうかというふうに、これは推測の数値でありますので正式に定められた数値とか、そういったものに当てはめたものではございませんが、一つの参考数値としてこういうふうなものも出てきているというふうなことでございます。先ほど言われましたが、具体的に、前向きにということもございしますが、福岡市の例を見ますと上限30万円というふうなことが補助として出されております。ただいま申しました、太宰府市で考えられる棟数の部分からいきますと、この部分をどういうふうな年次計画で進めていくかというふうなことも慎重に考えながら今後基本的な計画を含めて検討していくというふうなことが必要だろうというふうに考えております。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

7番（橋本 健議員） もしですね、もし制度導入となりました場合にはですね、この耐震改修については税制の優遇措置があります。例えば、自治体から耐震改修証明書の交付を受けて確定申告時にですね、提出すると、所得税とその固定資産税の減額が可能でありますけれども、この点についてもですね、ぜひご考慮いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょう。

議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今出ております耐震を仮に採用したとして、採用するかどうか先ほど担当部長が申し上げておりましたように検討の域にあるというようなことでございますので、そういうことが実施された暁におきましては、税法に沿いましてそういう制度につきましてはPRかれこれは進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

7番（橋本 健議員） この住宅地の耐震改修促進ですけれども、これだけ自治体が取り組んでいるという実情ですね、これを太宰府市もぜひ採用していただきたい、強く強く要望して、この質問については終わります。

3点目に入りますけれども、避難体制の確立と今後の計画についてですけれども、市長のほうからご答弁いただきました。災害対策本部を設置し、その震度状況に合わせてですね、仕組みを変えていくというふうな、動きを変えていくということでもございましたけれども、福岡市

で、これも新聞に掲載されておりましたけれども、3年前の福岡県西方沖地震の教訓を踏まえてですね、災害時の応急対策や災害予防など、従来の計画で十分でなかった点の見直し、例えば震度6強の地震を想定して、まず1点目は発生時にどうか、あるいは2点目に2から3時間後は状況がどうなのか、12時間後はどうなのか、4点目に1日から1週間後はどうなのか、5点目に1週間から1カ月後の5段階に分けてですね、電話通信、それから都市ガス、電力、上下水道などのインフラ面や火災などについての移り変わる被害や医療救護などの予測をした地域防災計画を公表されたということが西日本新聞に掲載されておりました。

本市にもですね、地域防災検討委員会がございます。先ほどのご答弁の中にですね、検討委員会は毎年開催していると、今年もやりますということでございましたけれども、その時期はいつなさるのかお答えをいただきたいと思います。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 地震の発生時におけます初動態勢の確立というのは大変重要なことだろうととらえております。それで、地域防災計画については、本市の防災会議の中で決定していただくということになっておりまして、本年度に市長も答弁申しましたように、この地域防災計画を平成13年に制定し、その後隔年見直しを行ってきとりますけれども、計画書装丁そのものが何か見にくいとかですね、現状に少し合っていないのじゃないかというようなご指摘もある部分がございますので、先ほどご指摘のありますように、他市のそういう検討課題等も配慮しながら、本市の地域防災計画の見直しに当たっては十分検討しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

7番（橋本 健議員） その検討委員会を実施される際にですね、この福岡市の被害を想定した具体的な内容ですので、ぜひ参考にさせていただきまして検討委員会をしていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

玄界灘から太宰府市と筑紫野市に伸びている長さ約55kmの活断層帯、すなわち警固断層は、高知大学の研究チームによりますと、今後ですね、30年以内の地震発生確率が1%未満から0.3%から6.0%に今はね上がったというふうな結果報告が出ております。ぜひこの点も踏まえてですね、早急な対応、対策をお願いしておきます。

次に、初動態勢ですけれども、後藤議員の質問にもありましたように、太宰府コミュニティ無線が各行政区に設置をされております。配備されておりますけれども、音楽は確かにはっきり聞こえます。ただ、放送になりますとね、人の声がなかなか聞きづらいという難点がございますけれども、もしこれが緊急避難勧告の放送でございますとですね、非常に支障を来すんじゃないかというふうに考えられますので、これは何かボリュームの問題なのか、それともスピーカーをもっと設置数を増やすのかですね、何か改善案があれば教えていただきたいと思っております。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 緊急時の避難通報に関しましては、コミュニティ無線を設置しまして放送的にやっとります部分があります。あるいは、避難所、第1次避難所にコミュニティ無線の子機を設置しておりますので、例えば有線が不通になったときの通信手段に活用するのにも主たる目的でございます。そのほか広報車を配備しまして、それぞれ市民の方々に広報する手法もとりますし、それから避難勧告、あるいは指示の場合については、サイレン吹鳴を実施するようにもいたしております。あらゆる手段を講じまして、時折の情報あるいは警報、勧告指示などを伝達できるように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

7番（橋本 健議員） よろしくをお願いします。

地震は怖いというのは、これは共通認識でございますけども、かみさんのほうがもっと怖いという方もあるかも知りません。例えば震度6とかですね、7の場合、自分がどういう行動をとるかは全く予測がつきません。今回の岩手・宮城の地震でもですね、表に飛び出してトラックではねられて死亡された方もいらっしゃいます。人それぞれパニックになったりですね、固まったり、いろんな行動をとるとのことだと思いますけれども、少しでも冷静に、かつ機敏な行動がとれるよう、やはり事前からのですね、予備知識、こういったものが必要ではないかと思えます。その予備知識を掲載した本市のこのマップがございましたけれども、このマップは今現在活用、活用といいますか在庫がどれくらいあるのか教えてください。このマップですね、避難先マップっていいですかね。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 在庫が今現在ありませんので、コピーにて対応している状況でございます。

議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

7番（橋本 健議員） ぜひですね、これを再度ですね、もう一度各全戸配布といいますか、これを私要望したいと思っております。この、非常によくまとまっています。避難先、どこに避難したらいいのかですね、自分の住んでるところで近いところに避難したらいいという今日のご答弁でございましたので。それと、あと家族で開こう防災会議、それからこれだけは欠かせない防災グッズ、非常時の備蓄品とかですね、こういうリストが載っておりますし、防災を意識した生活習慣、いろんな注意、非常に参考になる内容になっております。なかなかいいと思います、これ。ですから、再度ですね、これはもうこのチャンスに、ちょうどチャンス到来ですから、今時期的にですね、非常にいいですから、これを全戸配布していただくわけにはいかないでしょうか。ご検討をお願いします。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 予算的なものもございまして、具体的なものも検討し

ながら、再度市民への周知媒体をどうしていくのかということも含めまして検討させていただきたいと思います。

議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

7番（橋本 健議員） ぜひですね、この1枚ですね、この予備知識を自己啓発されまして数多くの人命が救われるかもわかりませんので、そう考えれば安いもんです。

その辺で市長にお伺いしますけれども、市長は安全・安心のまちづくりを標榜されております。防犯も大切ですが、地震に強いまちづくりも必要不可欠でございます。市民の不安を少しでも和らげることを目的に、今が絶好機だと思いますので、マップの、再度ですね、全戸配布をお願いしたい。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 安全・安心のまちづくりの中におきまして、いつ災害が起きるかわかりません。私も非常時の災害対策本部長であります。一線でもって、これは市民の生命、財産を守るべく、まずもっては情報発信というふうなことからいき、あらゆる情報を市民の皆さん方に提供すると。今、部長が申し上げましたように、防災無線、コミュニティ無線、あるいはサイレンの吹鳴、あるいはあらゆるマスコミ等々も報道するでしょうし、あらゆる万難を排して私は災害から対応する覚悟を持っております。

それから、マップの問題等々につきましても、市のホームページでありますとか、そういったことの中においても明らかにしております。また、各世帯に一度、二度と、なくしてある方々もおられるかもしれません。したがって、今予算的なものもありますけれども、この安全・安心のまちづくりについては、可能な限りマップを再構築をし、そしてまた配布するようしていきたいというふうに思っております。

議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

7番（橋本 健議員） ぜひよろしく願いいたします。

今回のですね、2つの地震を教訓としまして、一人でも多くの犠牲者を出さないために万全な地震対策の努力をしていただきたいと思います、このように思っております。野球では、ワンアウト、ツーアウト、2・3塁のときヒットを打つとタイムリーと言いますが、タイムリーとなると得点が入り、非常に値打ちがあります。今回5月、6月と2つの大きな地震が発生しましたけれども、耐震改修支援策や、それから防災避難先マップの配布はチャンスです。ぜひ市長部局のですね、タイムリーヒットを期待いたしまして私の質問を終わらせていただきます。

議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡・美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡・美穂議員 登壇〕

4番（渡・美穂議員） 議長より許可をいただきましたので、通告に従って質問いたします。

現在、四王寺山ろく、もとの国民年金健康保養センターは、ホテルグランティア太宰府として営業されています。私は、太宰府市の基幹産業の一つは観光業だと思っています。したがっ

て、3月議会で市長が提案されたホテル業者に対する奨励条例について賛成いたしました。これを機に、太宰府でさらなる滞在型観光が実現できるようになることを願っています。また、ルートインジャパンに5億円という価格で保養センターを購入していただいたことをうれしく受け取った一人です。

しかし、ホテルの増築計画を聞いたとき、なぜ9階建てのホテルを建設するのか疑問を感じました。太宰府市は市内全域に高さ制限を行い、さらにこの5月からは景観行政団体となり、歴史と緑とその景観を守り、それを目当てにやってくる観光客の誘致を目指していると私は考えていました。ですから、山城として山全体が歴史的な遺産であり、それを守るために市街化調整区域に指定されている四王寺山に27mの建物が建つということ、さらにその隣にホテルの客室より高い、約35mの立体駐車場が建設されることに違和感を覚えたのです。確かに税収面などから見ると、大型ホテルなどは市に対する貢献度は高いと思います。では、太宰府市では法的に問題がなければどこにでも大型宿泊施設の建設を認めていくのか、景観も含め、これはまちづくりの大きな課題になります。このことは、今後市民の皆様とも一緒に考えていかなければなりません。

昨年末に改正された都市計画法にのっとった場合、今回の増築はかなり難しいものになります。しかし、工事の着工が法改正の直前であったため、以前の法律が適用され、問題はないという見解を市は出されています。法的な問題は、今後住民の方が司法の場において解決すべく準備されています。したがって、今回の一般質問では、この件については余り触れませんが、行政が宿泊施設の建設を前向きに考えておられるとしたら、今後市内各地でホテル建設計画が出てきたとき、周囲の住民から当然様々な不安や疑問などが出てくると思います。このような声に対し、行政がどのようにこたえていくのか。一つの試金石として、これからグランティアホテル周辺の住民の方々のご意見に対する市の対応をお伺いいたします。

まず、排水の問題ですが、これまでの3倍近い観光客を収容できるようになりますから、当然下水などの量も相当なものになることが予想されます。汚水排水について、市はホテルが建っている場所から真下にある住宅地域に落とす計画を持っていらっしゃるということですが、幾つかの問題が出てきます。まずは、騒音です。ホテル関係者に伺うと、温泉はかけ流して、そのお湯は夜11時過ぎに排出されるということです。今の計画ですと、高い場所から低地へ一気に排水が流れますから、夜中に相当な音が発生することが考えられます。また、私は現地に行き確認しましたが、昼間でも異臭が周囲に漂っています。今後、この異臭がさらに強烈になって、住宅街に移っていくことになります。これらの問題について、市はどのように対応することを考えておられますか。

次に、ホテルまでのアクセス道路の問題です。今後、200名以上の滞在が可能になりますから、団体客を積極的に誘致するとホテル側もはっきりおっしゃっています。そういたしますと、安全性と振動の問題が浮上します。まず、浦ノ城橋から大型バスが入ってくるわけですが、あの橋の入り口のところは子供たちの通学路でもあり、連歌屋区民にとって一番便利な市道への

出入り口です。その安全確保と同時に大型バスがスムーズに出入りできるのかという疑問が出てきます。議員各位もおわかりになると思いますが、太宰府駅から浦ノ城橋をわたる際、特に対向車がいる場合、普通乗用車でも橋の幅は十分とは言えません。大型バスの場合、間違いなく一度では曲がり切れないと思います。したがって、複数台の大型バスがあつた橋を渡る場合、特に観光客が多い週末や観梅の季節などは、対向車線も含めかなり渋滞することが予想されます。市では、橋の拡幅などを考えておられるのでしょうか。

また、ホテルの敷地内には宿泊客を乗せてきた大型バスをとめる場所がないということなので、宿泊客を送り届けた後、バスは別の駐車場に向かわなければなりません。そして、朝再び迎えに行つて客を乗せ、おりてきますから、単純に考えても通常より交通量は2倍になります。ホテルとしては、毎日最低でも半分程度の部屋は稼働させなければ採算はとれないということでしたから、毎日100名以上のお客様が泊まることになり、今後大型バスの交通量が現在の四、五倍になることが予想されます。これらのバスが通る歩道整備のない途中の林道も、三条、三条台、大原台の子供たちの通学路になっています。また、現在でも路面はかなり傷んでおり、周囲の民家への影響も交通量同様、四、五倍になるものと考えなければなりません。福岡県西方沖地震の際、あの周辺の住民の方は、いつもの振動だと思つた方もいらつしたそうですから、これまでも相当な振動であつたことが想像できます。この安全性の確保と振動の軽減について、市としてはどのような対応を考えておられるのかお伺いいたします。

3点目は、災害に対する住民の不安についてです。平成15年の災害の際、国民年金保養センターわきのがけが崩れ、1階食堂のガラスの壁を破つて建物の中が大きな被害を受けたことは記憶に新しいところです。議員の皆さんもご承知のように、四王寺山全体は風化花崗岩という比較的にもろい地盤で覆われており、災害危険区域に指定されています。その地盤でさらにがけ崩れ現場の真横に山の斜面をバックに27mと35mの建物が建つことに対する住民の不安がかなり大きなものであることは十分に理解できます。現段階で市としては違法性がない以上、建設に関して意見を言う立場ではないと言われるかもしれませんが、行政の役割は市民の生命と財産を守ることです。したがって、少なくとも市の誠意ある対応が求められると思います。市の見解をお伺いいたします。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） ホテルグランティア太宰府増築にかかります市の考え方についてご回答申し上げます。

太宰府市は、年間700万人以上の観光客が訪れております中で、宿泊施設が少ない現状が続いております。このことから、第4次の総合計画の観光基盤の整備の中で宿泊施設の誘致などを掲げております。

今回建設予定の建物は、現在の施設にさらに約100室程度の部屋が増えるということを知っております。このことから、太宰府市の滞在型観光が大きく発展することになると、私はそ

ういうふうな見解を持っております。

建物につきましては、様々なご意見があることも承知をいたしております。所定の手続を経て、建築計画が進められておりまして、法的な問題はないことも福岡県のほうに確認をさせております。

いずれにいたしましても、今回のこの宿泊施設につきましては、観光面、さらに地域の活性化にも大きく寄与するものと確信をいたしております。私は、この宿泊施設については、自己完結的なものは最小限でいいと思っております。隣には二日市温泉がありますし、あるいは20分では福岡市内のホテル等々もございます。ただ、市内には九州国立博物館、あるいは来訪されてやはり大きなお客様方がまた宿泊を必要とされている方もおられるわけでございます。やむなく福岡市のほうに行かれたり、あるいは近隣のほうに行かれておるといふふうな今日までの状況でございます。そういった中で、最低限の自己完結的なそういった宿泊施設は必要だといふふうに思っております。今回は、そういった延長上にあるといふふうにご理解をいただきたいといふふうに思っております。

それから、詳細につきましては、担当部長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

上下水道部長（古川泰博） 1点目のご質問の汚水排水に係ります深夜の排水音と異臭につきましては、公共下水道に接続することによりまして解消されるものと考えております。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 2点目の道路の問題についてでございますが、ホテルまでの道路につきましては、四王寺林道、浦ノ城橋から渡しました四王寺林道がその道路になるというふうなことになります。この道路の路面状況、先ほどお話がありました振動の状況、また横断歩道等につきましては、先日も地元の方と現地を確認をいたしております。そういうようなことにつきましては、従来から補修等は行っておりますけれども、今回さらに補修の必要な部分については補修をいたしていく計画にしております。

また、横断歩道等の分につきましては、これにつきましては設置についての窓口が筑紫野警察署になりますことから、その筑紫野警察署と協議をしながら必要な場所についての横断歩道の設置を要請をしていくということと予定をいたしております。

浦ノ城橋の拡幅でございますが、この分につきましては、今後の交通量、これを見ながらその推移を見きわめながら必要性を検討してまいりたいといふふうを考えております。

また、3点目の災害に対する住民の方の不安についてということでございます。

今回建設が予定されておりますところにつきましては、従来ありました国民年金保養センター太宰府、ここの建物、ここに隣接、ここの部分の増設ということで計画がされるところになります。この場所につきましては、今回の建設に伴いましては、既に造成されております場所に建築されるというようなことで、新たに地形の変更、また造成、そういったものがされると

いうふうな場所にはなっておりませんで、それらの地形に対しての影響を与えるというような大きな工事が伴っているものではございません。

また、先ほどご質問の中にもありました平成15年の災害のときのがけ崩れというふうなこともございましたが、これらにつきましてはその上部に平成15年度以降、3基の治山ダムも整備されておりまして、それぞれ斜面につきましても災害箇所復旧工事が完了をいたしておるといふふうなこともございます。

このようなことから、今回の工事につきまして敷地の造成工事は、先ほど申しましたように直接的にはございません。既存施設の裏側で駐車場として使用されていましてところに増築をされるというふうなことでございますので、今回の建築工事をもって直接的に災害が発生するというふうな原因になるというようなことはないのではないかとこのように判断はいたしておるところでございます。

また、先ほど市長も答弁いたしましたが、今回の建築工事につきましても、所定の手続を経て進められているというようなことから、県のほうもそれらについて問題がないというふうなことを確認いたしておるところでございます。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） ここで15時20分まで休憩します。

休憩 午後3時07分

~~~~~

再開 午後3時20分

議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

4番渡・美穂議員。

4番（渡・美穂議員） それじゃあ、まず最初は排水の問題からお伺いします。

公共下水道に接続すれば問題はないというふうにおっしゃったんですけれども、それは先ほど私が申し上げた住宅街にある下水道に接続をすれば問題はないと、高低差があるということですね。そこに接続をするということで考えてよろしいですか。

議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

上下水道部長（古川泰博） 下水道につきましては、下の住宅のところ下水道工事を行って下水を利用していただいておりますので、そちらのほうに接続をしたいということで今このところ考えております。

議長（不老光幸議員） 4番渡・美穂議員。

4番（渡・美穂議員） そこで、先ほど申し上げました、その高低差による騒音の問題ですね、まずそれについてお伺いしますけれども、夜11時過ぎにあそこ、私男性のおふるは知りませんが女性のおふる4つぐらいあるんですけど、そこが清掃に入るから一斉にお湯を落とすわけなんですけれども、そこでそれによって大変大きな音が発生するのではないかとこのことをまず住民の方非常に不安に思ってるんですけど、その点についてはもう問題はないというふう

言明されるということですか。

議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

上下水道部長（古川泰博） 現在、ホテルグランティアさんのほうにつきましては、浄化槽を今利用してですね、汚水処理してあるんですが、その分につきましても排水される量につきましては調整をしながら排水をされておりますし、浄化槽を通っておりますのがトイレ、洗面所、それから調理場と洗濯水が浄化槽の中を通過して排水をされとります。それから、浄化槽に入っておりませんが雨水と温泉水が今通っていないんですが、公共下水道に接続していただくこととなりますと雨水以外は公共下水道ということになります。それで、実際流されるときにつきましては量の調整をしながらですね、流していただくということもございまして、下水道を接続していただくときには下のほうの道路の工事につきましては公共下水道ですので市のほうで施工いたします。それから、グランティアさんの接続される工事内容につきましては、ホテルのほうで負担をしていただく。その接続の仕方につきましても、直下型ということじゃなくて傾斜をつけて、地下に下水管を埋設していただくというふうを考えておりますので、その辺実際流すこととなりますと調整もやりますし、地下のほうに、一部は外に出る部分がございますが、その辺音が出ないように私どものほうから指導しながら工事を行っていきたいというふうに思っております。

議長（不老光幸議員） 4番渡・美穂議員。

4番（渡・美穂議員） その排水管なんですけど、通常塩化ビニールを使われていると思うんですが、今回温泉水を流されるわけですが、塩化ビニールですから当然これ温度に弱いわけなんですけど、こういった施工法で、しかも高低差があるところを一気に下まで落とすということで、通常の汚水排水とはまた耐久年数が変わってくると思うんですけれども、この今の施工方法において耐久年数というのは大体通常よりどれくらい短くなるというふうにお考えですか。

議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

上下水道部長（古川泰博） 実際工事をする場合につきましては、温泉水を公共下水道に流していただくということになりますので、工事の施工方法ですね、それから材料等につきましても、当然私どものほうと協議をしていただいた中でですね、支障のないような形で行っていただきたいというふうに思っております。

議長（不老光幸議員） 4番渡・美穂議員。

4番（渡・美穂議員） ホテルのですね、入り口の120mぐらい手前、最後のカーブのところまで下水排水の管が来てますよね。あれはちょうど市街化調整区域との境目のところまで排水管が来ているんですけれども、あの最後のところというのは民家在实际ないわけなんですけど、なぜあそこまで排水管を伸ばされているのか。以前のそれ、国民年金保養センターのときの何か経緯があるのかもしれませんが、その理由はわかりますか。

議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

上下水道部長（古川泰博） 実際、そのときに工事をした状況というのはちょっと把握はしてな

いんですが、そのときの工事の施工方法の関係でそういう形になったというふうに思っております。実際のところ、その内容につきましてはちょっと存じておりませんので。

議長（不老光幸議員） 4番渡・美穂議員。

4番（渡・美穂議員） なぜこのようなお話をしたかといいますとですね、ホテルのもうちょっと上のほうに別の施設がありまして、今現在ですね、そこの排水に関しても林道の側溝に流されているというような状況で、私も実際現地に行って確認をしてみました。もしですね、現在の排水管、これをあと200mぐらい、林道の下に埋設されている排水管を200mぐらい伸ばせばですね、ホテルの汚水、それからその上の施設にある汚水、先ほどおっしゃった異臭の問題もそうですけども、これも一気に解決されると思うんですけど、せっかくそこまで市街化調整区域との境目まで排水管来ているわけですから、そこを伸ばすというふうな計画は持たないでしょうか。

議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

上下水道部長（古川泰博） 実際の排水路が通っております分につきましては延長すると、そうするといろんな問題が解決するということのご指摘でございますので、その辺は今後の状況を見ながらですね、検討していきたいというふうに思います。

議長（不老光幸議員） 4番渡・美穂議員。

4番（渡・美穂議員） 初めて検討したいという言葉をいただいて非常にうれしいんですけども、実はこれはホテル側のほうもですね、この希望は一致しておりまして、住民側と同じですね、林道の排水管に接続をしたいとホテル側のほうもおっしゃっているわけなんです。恐らく市のほうとして一番大きなネックになっているのは費用の問題、120mから200m伸ばすということで、費用の問題も大きな課題の一つになるんじゃないかと思うんですが、例えば今後3年間、3月の議会で奨励されました奨励条例によって、ホテルに対して市は奨励金を出していくわけなんですけども、一定のですね、費用負担、もちろん敷地内はそうですけども、その敷地外のパイプを伸ばす費用負担についてもですね、一定、例えばホテルのほうにお願いするとか、そういう対応というのは考えられないでしょうか。

議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

上下水道部長（古川泰博） ただいまのご質問につきましては、先ほど検討させていただきたいということもございますし、費用負担につきましては当然相手がありますので、その辺につきましてはもう少し内部で調整をしたいというふうに思います。

議長（不老光幸議員） 4番渡・美穂議員。

4番（渡・美穂議員） 今後の補修、今の計画どおり進めた場合の補修にかかる費用もそうですし、あるいは現在ホテルが一番気にしてらっしゃるのはやっぱり近隣とのトラブル、これを何とかして軽減したいというのはホテル側もやはり一致した考えで持ってらっしゃいます。ですから、最初に若干ですね、投資がかかったとしても、ぜひホテル側と住民側の希望が一致するところである林道の排水管のほうに接続をしていただきたいと思います。

次にですね、道路の問題に入ります。

今、まだ連歌屋区民の方も実感はないかもしれませんが、道側のカーブしているところは本当に見通しも十分ではありませんし、子供たちや歩行者にとって、今後工事車両や大型バスが頻繁に通行するようになるとかなり危険なものになります。したがって、ホテルの住民だけではなく、先ほど建設部長は現地の方と確認をしたと、現場の確認をしたとおっしゃいましたけれども、恐らくそれはホテルの本当に近くの住民の方だけだと思うんですが、三条、三条台、そして大原台の保護者、これは子供たちの通学路ですから、含めて関係地域の皆様への事前の説明が必要になると思いますが、つまりホテルの開業後はですね、道路の安全と振動の問題は市と地域の問題にもなってしまうから、市も同席をして、そしてホテル業者と、そして住民の方、それは先ほど申し上げました様々な地域の保護者も含めてですね、7月から本格的な工事に着工するわけなんですけれども、その前に説明会を実施する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 道路の状況につきましては、先ほど説明をいたしました。この分につきましては、実際このホテルの建築が始まります状況になりますと、また今の状況とは当然変わってくるということも当然のことと思います。また、開業しました後につきましても、また状況は変わるということは当然のことになりますので、現在この部分につきましては具体的に工事の計画、例えばいつからいつで、進入車両がどういうふうに計画をしたらということにつきましても、まだホテルのほうと具体的に協議はしておりません。今現在、これとは別に、浦ノ城団地の右側のほうに砂防ダムの工事が現在進められておりまして、今工事車両が非常に頻繁に進入しているという状況がございますので、その部分との以降、ホテルの具体的な建築のほうになりますと、それとは別に切り離して見ていくということになりますので、その部分については近いうちにホテル側と工事についての具体的な考え方、それについての安全対策はどういうふうにとるのかということについても具体的に協議をしていくという状況になるというふうに考えております。

また、それまでの間に、先ほど申しました振動の関係、この部分については先日の現地を確認したときに一応の対応策として段差を解消するというふうなことも今考えておりますので、そういったことについては早急に、それはそれとして工事が始まります前に大型車両が通るということのでございますので、それに伴う騒音対策としてはそれらの段差の解消というのは早急にやらなければならないというふうに考えとります。

以上です。

議長（不老光幸議員） 4番渡・美穂議員。

4番（渡・美穂議員） 振動の問題は、やはりもし補修工事となるとかなり大がかりになりますから、これは順を追ってということになるかもしれませんが、先ほど私が申し上げたのは、ホテル業者の方と、それから市と、それから住民、それは関係する住民の方々ですね、そういっ

た方で三者でやはり協議をする必要があるのではないかとこのことを申し上げたんです。今部長は確かに、まず業者との事前の打ち合わせがまだ終わっていないというお話だったんですけども、こちらのホテルのやっぱり建設計画ですと、もう基礎工事がもう始まっているような状況になってますね。9月から本格的にこれ車両が入ってくるような工事が始まると思うんですが、やはり先ほども申し上げましたように、じゃあ工事車両が何時から入ってたらいいのか、子供たちの通学時間にかからないようにするためにはどうするのか、その時間帯に工事関係者がどこに立って子供たちを安全に誘導するのか、そういったことはですね、やはり保護者も含めて話をして理解を得ておかないと、万が一あってはなりませんけど、万が一何かが起こったときにですね、これはやはり協議が行われてなかったということについて、もしそういうことがあればやはり市の責任も問われるようなことになると思いますけど、だから事前にまず3者協議、まず2者協議も必要かもしれませんが、3者協議が必要ではないでしょうかということをお願いしているんですが、いかがでしょうか。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 先ほど来お話ししておりますように、具体的な計画をまず市のほうでは確認をしたいというふうに考えております。また、その状況によっては学校関係者のほうとも通学路ということになってきますので、そういうふうなことからどういうふうな対策が必要かというのは内部で十分検討した上で進めていきたいというふうに考えております。

議長（不老光幸議員） 4番渡・美穂議員。

4番（渡・美穂議員） これまでの経緯を見ますと、市と業者、業者と住民、市と住民という形で、常に2者協議でしか協議が行われていないということに対して、やはり住民はそこに何か情報開示できないものがあるんじゃないかとか、そういったことに対するやはり不満とか不安をお持ちなんですね。ですから、やはり3者が同時に同じテーブル、俎上につくことによって、同時に話ができることによって解決できることもたくさん出てくると思います。

先ほどの排水の問題もそうですけども、ホテル業者と住民と、そして上下水道部の方々が例えば一緒に話をすれば、ホテルもそのことを希望しているのだということ、そういったこともすぐその場で話ができると思います。もともとですね、市街化調整区域を背後に控えた連歌屋区ですから、観光地としての住民へのインフラ整備は手薄になっていると思います。昨日のですね、市長の回答にありました地域再生事業5カ年計画で13億円、これは国からやってくるということで、昨日市長のご答弁にも歩道整備、これは何よりも優先させるんだというふうに市長もおっしゃっておられまして、今回やはり大型バス、それから工事車両が入ってくるようになる、ここの連歌屋区ですね、歩道整備、これもやはりかなり優先順位が高くなると思うんですが、実際、現在地域再生事業のこの計画内容については、もう既に具体的な計画はされているんでしょうか。

議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

建設経済部長（木村 洋） 先ほど申し上げました、この道路につきましては、林道四王寺線と

いうふうなことであります。それで、横断歩道は、先ほど申し上げましたが筑紫野警察署と協議をしながら進めていくということになります。それから、この分につきまして歩道の分になりますと非常に林道という制約がございますので、その部分が歩道としてできる分なのか、また現地でご承知のとおりもう既に住宅が両側にずっと張りついておるといいでしょうか、それぞれ家屋が建ち込んでおります。その道路の拡幅ということにつきましては、非常に簡単にはなかなかいかないのじゃないかと。それから、従来から進めておりました、側溝にふたをして道路幅をその分確保するというは進めてきておりますけれども、そういうふうなことのいろんな問題が若干その部分についてはあるんじゃないかというふうには考えております。

議長（不老光幸議員） 4番渡・美穂議員。

4番（渡・美穂議員） 確かに林道ですけど、これ管理責任者は市ですよ。県ではありませんよね。ですから、やはり市が最終的な責任を負うわけですから、その林道だから歩道整備をしたらいけない、そこに何か法的な制約があるのかどうか、私はちょっと今手元に資料がなくてわかりませんが、でも最終的な責任は市ですから、やはりこれは子供たちが少なくともそこを通って通学をしている以上ですね、優先順位を高めて早急にこれは対応していただきたいと思えます。そして、災害に対するこの住民の不安についてなんですけども、先日の大雨のとき、大分県九重町で急傾斜地崩壊危険箇所が崩れ落ちてまして1名が亡くなりました。市としてはですね、このホテルの敷地そのものがこの急傾斜地崩壊危険箇所に指定されているということは認識されておられますか。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 県の土石流危険区域の設定の中に、土石流危険区域にこのホテルの敷地が入っていることについては了知しております。

議長（不老光幸議員） 4番渡・美穂議員。

4番（渡・美穂議員） 私が確かめたところによると、平成14年の県の防災マップではそのホテルの敷地が急傾斜地崩壊危険箇所に指定をされておまして、これに基づくと結局現在でもホテルの敷地そのものが崩壊をする危険性が高いという場所に指定されているのではないかと思いますが、このことは後で確認をしていただくとしてですね、開発行為のこの事前協議のときに建築確認を行った設計事務所、もしくはホテルに対しまして、先ほどおっしゃいました、このホテルの両側にある土砂流危険渓流の存在ですね、これは2本通ってますけども、それですとか、こういった災害の部分について、何か協議の俎上には上っておりますか。

議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほどの私の答弁ですけれども、ホテルの敷地が災害の原因地ではございません。その上部にあります渓流が、土石流が発生した場合にはその影響が及ぶエリアにホテルの敷地が入っているということでございますので、ホテルそのものが災害で崩落する現地ではないということでございます。

議長（不老光幸議員） 4番渡・美穂議員。

4番（渡・美穂議員）　ということは、このホテルの敷地そのものは急傾斜地崩壊危険箇所に指定はされていないというふうに明言されているわけですね。

議長（不老光幸議員）　協働のまち推進担当部長。

協働のまち推進担当部長（三笠哲生）　土石流危険区域と急傾斜地崩壊危険箇所は種別が違ふと思います。私のほうの把握してますのは土石流危険区域であるということです。

議長（不老光幸議員）　4番渡・美穂議員。

4番（渡・美穂議員）　わかりました。それはちょっと後で私のほうももう一度県のほうに確認をいたしますけども、先ほど申し上げましたけれども、この両側にありますそういった土砂流危険渓流の存在、こういったことについて、要するに災害の可能性についてですね、開発協議の事前協議を行われたと思うんですが、そのときにその協議の俎上には上っておりますか。

議長（不老光幸議員）　建設経済部長。

建設経済部長（木村　洋）　この当該地につきましては、開発許可を受けない土地というふうな法的な区分になっております。そういうことから、本市とそういうふうな事前の確認と、そういうふうなことについては、多分それだけが原因ではございませんけれども、業者との確認をしたことはありません。確認に来られているということもうちのほうでは把握できておりません。

議長（不老光幸議員）　4番渡・美穂議員。

4番（渡・美穂議員）　この建築確認を行われました設計事務所はですね、ご承知のように横浜にございます。該当する土地のこの図面を対象として当然建築確認を行われるわけなんですけれども、そういった四王寺の山の周囲の状況、ホテルの周り、周囲の状況等を把握されているというふうに私は考えにくいと思います。実際に何か災害が起こった場合というのは、ホテルそのものも被害を受ける可能性が大きいわけですから、こういった不幸をできるだけ回避するためにも、何回かお電話が何か知りませんが、協議、当然話し合いはなされたと思うわけですけど、そのときにその周囲の状況、こういった状況、こういったものがありますと、ホテルの周囲はこういうふうになってますよと、そういった説明、あるいは協議みたいなものも私は必要だと思うんですけれども、今からでも遅くはないと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（不老光幸議員）　建設経済部長。

建設経済部長（木村　洋）　正式な書類とかそういうふうなことは、いろんな法的な部分で市の方法としての手続ということはありませんので、先ほど申しましたようなことがございます。こういう状況の部分について、電話とかそういうことでの問い合わせ、そういったものはあったのかというふうには思いますけれども、いわゆる正式な書類を通してのやりとりということはないということです。

議長（不老光幸議員）　4番渡・美穂議員。

4番（渡・美穂議員）　市の責任を回避するわけじゃありませんけれども、万が一何か起こったときに、言った、言わないみたいな話になっても、それはもう市の責任に問われかねませんか

ら、これはやはりきちんとした書面で私はですね、業者に対して説明は行っておいたほうが逆に市にとってもいいのではないかなと思います。

避難についてお伺いしようと思いましたが、今日は避難訓練等につきましても多くの議員さんがご指摘になっておりますので、市長にちょっとお伺いをしたいと思います。

市長は、ご自身、現場にお出向きになって、実際に現地をその現地をごらんになったということで、そのことについて住民の方、非常に感謝を持って受けとめておられました。先ほど市長のご答弁の際にですね、法的に問題はないというふうにおっしゃっておられましたけれども、住民の方々がですね、今回の増築に対して県の建築許可が必要ではないという改正前の都市計画法第43条、これが今回適用されて県の建築許可が必要のない物件になっているんですけども、そのことについて疑義を申し出ておられるんですね。住民の立場に立ちますと、災害危険区域ですね、あそこは、そこに県の建築許可が必要ではない建物が建つということは、建築そのものもなんですけども、実際にその建物が建ち終わった後に様々な法的な規制がかからないことになって、その不安を非常に増幅させる結果になります。

市ではですね、先ほど市長もおっしゃいましたけど、所管である国交省は建築許可は不要だと県が言っていたとおっしゃっておられますけれども、住民の方が直接国交省のほうに確認をいたしましたところ、改正前の都市計画法第43条は新築、改築についての適用であり、増築については対象外である、つまり43条は適用できないという回答を得られています。これは文面としてちゃんと残っておりまして、7月から本格的な工事が始まった後にですね、もし司法の場などにおきまして住民側を支持するような判断がくだった場合、大変大きな混乱が私は起こると思います。最終的な責任は県というふうになるかもしれませんが、市民の安全を守る、やはり市の立場を示すためにもですね、又聞きではなくて、直接市から国土交通省のほうに確認をして、そしてさらに市の顧問弁護士の方に法律の専門家としての見解を求める、こういったことを行って、今現在市ができて得限りの方法で調査をして、住民の方へそれを開示をしながら、場合によっては県への要請も出てくるかもしれませんが、そういった対応をやはり市が行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（不老光幸議員） 市長。

市長（井上保廣） 今、渡・議員の言われますことについて否定するものは何もございません。念には念を入れ、あるいは法的にはこれは加味しとるわけです。やはり上級官庁あるいは所管によっては、そこで太宰府市が判断すべきもの、県が判断すべきもの、国が判断すべきものがあるわけです。地方分権の中で権限移譲が出てきて、主体的に責任のもとに判断をするというふうなことになるれば、今のように判断はきちんとした形で私はやりますけれども、今県の段階、国の段階でそのことが、上申の部分はありますけれども、上申そのものも太宰府市を通じていないというふうな状況がございますので、建築確認とる場合について直接されておりますので、そのこと等については私どもが上級官庁のほうに電話等、あるいは行って詳細に聞くこと等についてはやぶさかではないというふうになっております。

ただ、市民の皆さん方にもお願いしたいんですけれども、いろんな面の中でのそれぞれの意見、ご意見というふうなもの等については、私も異論があるということについては承知をいたしております。私はそれを超えて、まちづくり等々については、やはりリスクがある部分もあります。私は、市民の生命、財産を守る立場にあります。災害等有事の際においては、全責任を持ってあらゆる手段を講じて、防ぐための方策を講じるということは既に言明をしたとおりでございます。今、一定程度のやはり法治国家でございますから、その段階を踏んで、そしてまた今回、このグランティアの問題等々についても、議会の中で承認事項でもございます。皆さん方の中に問うて、私は提案をし、そして現在があるというふうに思っております。市民のそういった生命、財産等々を損なうようなこと等については、極力避けていく必要はあるというふうな認識はそのとおりでございます。

どうかいろいろなご意見等々はあるでしょうけれども、太宰府市の今からのまちづくり等々については、通過型から滞在型、滞留型にやはりシフトをかけていくということが市民の皆さん方の私は意向であるというふうに思っております。そこにはどんな仕掛けをしていかなきゃならんのか。ただ待っていても、これは滞留型になりません。一つ一つの取り組みを積み上げていくこと、そのことからやはり来訪される皆さん方が太宰府市に長く滞留していただく、そして天満宮一極集中ではなくて、まちぐるみ歴史公園でございます。史跡地が、市内どこに行っても歴史と文化が感じられるような、そういったまちづくりを進めております。そういったところに行くためには、いろんな仕掛けをしていく必要があるというふうに思っております。私は、市民の生命、財産を守る立場にあります。最大限を尽くしてのことができること等については行ってまいりたいと。したがって、渡・議員のご指摘がありました上級官庁に再度確認をしてほしいということについては、私は断る理由はないと、そのとおりだと思いますので、また担当者のほうに命じましてそのことについてははっきりさせていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） 4番渡・美穂議員。

4番（渡・美穂議員） 今、市長がご答弁いただきました内容というのは、私も全く同じように考えております。先ほど申し上げましたように、やはり滞在型観光というのはこれから太宰府に必要なと私も思ってますが、そこで大きな問題になってくるのがやっぱり景観の問題が出てくると思います。まちづくり景観懇話会の答申の中にもありましたように、景観というのは市が積極的に守るということによって景観が残っていくというわけなんですけど、その景観というのが、いい景観が個人の主観によるものであってはいけな、つまり市としてははっきりとした、このいい景観がどういうものかという青写真をいち早くやはり私たち、そして住民の方たちに示していただかないといけな。今回のグランティア増築に関して、私はその連歌屋区以外の10名の方に、年齢もばらばらですけども、完成図の写真をお見せいたしましたけど、8名が景観上やはり余り好ましくないという回答をされています。しかし、これはあくまで個人の主観

になりますから、そういった基準をですね、早急にやはり市としては早く出していきたいということ。それから、今市長がおっしゃいましたように、市民が安心して安全で暮らせるようになる、そして市のためにも汗を流せるようになるためには市が積極的な情報公開をすることが私は一番近い道、そして一番唯一の道だというふうに思っています。今後市内にホテル建設計画が出てくるかもしれません。こういった場合も含めまして、市民の皆様と情報開示を通じてですね、ぜひその今市長がおっしゃったまちづくりの夢を共有していただくように前向きに、今お尋ねしました排水管の件、それから道路の件、こういったことも含めて、そして法律の確認の件も前向きに対応していただくようお願いをいたしまして質問を終わります。

議長（不老光幸議員） 4番渡・美穂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月20日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時52分

~~~~~

## 1 議事日程(5日目)

[平成20年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成20年6月20日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第51号 住居表示に伴う町の区域の設定について
- 日程第2 議案第52号 太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第53号 太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第54号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第55号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第56号 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第57号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第58号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第59号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第60号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号))
- 日程第12 請願第2号 妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書
- 日程第13 請願第3号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を求める請願書
- 日程第14 意見書第3号 「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書
- 日程第15 議員の派遣について
- 日程第16 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである(20名)

- |     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | ・田久美子 | 議員 | 2番  | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番  | 長谷川公成 | 議員 | 4番  | 渡美穂  | 議員 |
| 5番  | 後藤晴   | 議員 | 6番  | 力丸義行 | 議員 |
| 7番  | 橋本健   | 議員 | 8番  | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番  | 門田直樹  | 議員 | 10番 | 小道枝  | 議員 |
| 11番 | 安部啓治  | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 安部陽  | 議員 |

15番 佐伯 修 議員

16番 村山 弘行 議員

17番 田川 武茂 議員

18番 福廣 和美 議員

19番 武藤 哲志 議員

20番 不老 光幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長 井上 保廣

副市長 平島 鉄信

教育長 關 敏治

総務部長 石橋 正直

協働のまち  
推進担当部長 三笠 哲生

市民生活部長 関岡 勉

健康福祉部長 松永 栄人

建設経済部長 木村 洋

会計管理者併  
上下水道部長 古川 泰博

教育部長 松田 幸夫

総務・情報課長 木村 甚治

経営企画課長 今泉 憲治

市民課長 木村 和美

福祉課長 宮原 仁

国保年金課長 木村 裕子

都市計画課長 神原 稔

上下水道課長 宮原 勝美

教務課長 井上 和雄

監査委員事務局長 井上 義昭

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石 純一

議事課長 田中 利雄

書記 伊藤 剛

書記 浅井 武

書記 花田 敏浩

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第51号 住居表示に伴う町の区域の設定について

議長（不老光幸議員） 日程第1、議案第51号「住居表示に伴う町の区域の設定について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

8番（中林宗樹議員） おはようございます。

6月2日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第51号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本議案につきましては、実施関係地域の方々より住居表示に関する法律の規定により変更請求が提出されましたことから、6月2日本会議終了後、環境厚生常任委員会を開催しまして、同法第5条の2第6項の規定により6月18日に公聴会を開催することに決定し、現地調査を行いました。

同日、公聴会開催の公示をしますとともに、公述人の公募を開始しました。

6月12日、環境厚生常任委員会を開き、公聴会の規則や過去の事例を参考にして公聴会の公述人を賛成、反対それぞれ3名ずつとし、発言時間を10分以内と決定しました。

賛成の公述申し出で人は3名でしたので、その方々とし、反対の公述申し出で人は5名おられましたので抽せんにより3名を選出しました。

6月18日、議会全員協議会室において公聴会を開催しました。

公聴会における公述人の意見を集約しますと次のとおりであります。

反対の意見は、向佐野区に居住され、今回の住居表示で吉松何丁目となされる地域の方々、市役所の説明を受けたが納得いかなかったのが法による権利を行使した。当局のやり方は一方的で住民不在、軽視であり、民主主義に反するのではないかと。長く居住しており、なれ親しんだ向佐野の名前を残してほしい。住居表示板を見ればわかる。行政区と住居表示が一致しないと二重人格になったような気がする。子供がいじめの対象になるのではないかと心配である。全体に対する反対ではない、向佐野区の部分を向佐野としてほしいなどの意見でした。

また、賛成の意見は、今の地番では家を探すのに非常にわかりづらい。どうかしたら家を探し当てるのに1時間も2時間もかかることがあるので、新しい住居表示にすることですっきりしてわかりやすくなる。世代交代して住む人は変わっていくが、番地は変わらないので50年、100年の長い目で見る必要があるなど、公述人の意見が述べられました。

すべてに公述の後、質疑応答に入りましたが、委員からの質疑はなく、公聴会は終了しました。

公聴会の後、環境厚生常任委員会を再開し、公聴会での意見を参考に審査を進めました。

委員の中から、反対公述人の方から市の説明がなかったかのような発言があり、市はどのような説明をしたか、その内容と経緯はどうであったかとの質問に対し、執行部より、昨年12月13日に地区の合同役員会に出向き、説明をし、翌1月18、20両日で住民説明会を行い、また4月に合同役員会で説明をしたとの回答がありました。

質疑を終え、討論では反対討論はなく、3名の賛成討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第51号「住居表示に伴う町の区域の設定について」は、委員全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、執行部におかれましては、今後の住居表示を実施するに当たり、実施区域の住民の皆様への説明会等の周知につきましては、区の回覧板での回覧だけではなく、各戸へのチラシの配布等も含め、ご検討いただき、行政不信の念を持たれないように対応していただくことを委員会として要望いたします。

以上で委員会の審査内容の報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時06分

~~~~~

日程第2から日程第4まで一括上程

議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第2、議案第52号「太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について」から日程第4、議案第54号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第52号から議案第54号までについて、その審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第52号は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、保険料の徴収に関する事務を市民生活部の所掌事務として追加するために条例の一部を改正するもので、本年4月1日にさかのぼって適用するものであるとの補足説明がありました。

本案に対する関連質疑として、後期高齢者医療保険料の徴収時期、徴収方法などについて質疑があり、普通徴収の場合は7月から、特別徴収となる年金所得者は10月から徴収が始まる。年金から天引きされる特別徴収の方は、収入が年金のみの方に限られ、年金以外の収入がある方は普通徴収となることを確認いたしました。

討論では、後期高齢者医療制度に反対の立場をとっており、これに関連する条例改正についても反対討論を行っているので、本条例の一部改正についても反対の態度を表明するとしての反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第52号「太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について」は大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号について、その審議内容と結果を報告いたします。

本議案については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定され、平成19年度の決算から新たに地方公共団体の長は健全化比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付すこととされたため、その根拠となる法律の条項を追加するものとの補足説明がありました。

本案に対する関連質疑として、本市の財政が健全化の対象に該当するのかわからないのか、その見通しについて質疑があり、平成18年度ベースで仮試算したところ、すべて基準内におさまっており、問題になるのは国民健康保険の赤字の分だけであり、本市については当然問題ないと理解しているとの回答がありました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第53号「太宰府市監査委員条例の一部を改正す

る条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号について、その審査内容と結果を報告します。

本議案については、全国各地の暴力団による殺人事件や傷害事件、公営住宅への不正入居や不正使用、職員や住民に対する恫喝など様々な問題の発生を受けて、国から公営住宅における暴力団排除についての方針が出されており、それに基づいて本市でも通知の趣旨に基づき条例の一部を改正するものであり、また条例が制定されれば筑紫野警察署と連携し、協定書を結び、新たな市営住宅申込者について暴力団として疑わしい場合、警察署に照会をかけるようにしているとの補足説明がありました。

本案に対する主な質疑として、市営住宅に入居後に暴力団構成員や準構成員になった場合どうなるのか、また改正の周知徹底はできるのかという質疑があり、入居後に入居者が暴力団構成員であることが判明した場合、減免されている家賃について市場価格の家賃を課すなどの措置を検討している。ただ、この条例が施行される前に入居された方については、暴力団となった、または暴力団員であったとしても、その理由だけで退去命令は出せないと考えている。条例制定後は、入居の際の申込書に書面または口頭で暴力団になったことが判明した場合には退去してもらうという条文が入るので明け渡し請求等が可能であるが、条例制定前に入居される分については法的根拠が弱く、難しい。周知については、既に入居されている方にも法の改正があった部分をお知らせしていくとの回答がありました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第54号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第52号から議案第54号までの報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第52号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 次に、議案第53号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 次に、議案第54号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第52号「太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていただきますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

2番（藤井雅之議員） 議案第52号について討論いたします。

3月議会におきましても後期高齢者医療制度に関する各条例案には反対いたしました。

本提案の条例でも新たに後期高齢者医療保険料の徴収に関するものであり、これまで反対してきた議案と同様に反対を表明いたします。

議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変問題になっておりまして、皆様ご存じのように後期高齢者医療制度、長寿医療制度ですが、年金から天引きをされ、年金生活者には大変な負担になっている。また10月にも今度は年金とそれ以外の所得のある人についても合算して普通徴収を行うわけですが、本当に年金生活者は大変です。国民健康保険から切り離して独自の健康保険制度をつくっており、今大変全国各地で反対が起こっておりますし、この6月議会、各自治体でもこの後期高齢者医療制度の見直しや廃止を求める決議が各自治体から出されております。よって、以前同じ党派であります藤井議員が反対討論したように、私も後期高齢者医療制度、国会でも廃止を要求しておりますし、この事務分掌条例については賛成できないことを表明しておきます。以上です。

議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時15分

議長（不老光幸議員） 次に、議案第53号「太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分

議長（不老光幸議員） 次に、議案第54号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

9番門田直樹議員。

9番（門田直樹議員） 委員長報告でもありましたけれども、執行部のご答弁の中で従前から入居している部分に関してはこの限りでないような説明があったんですが、しかしそれはこの第34条の5項、暴力団員であることが判明したとき、同居者が該当する場合を含んでですね、ここと非常に乖離している内容だと思います。その辺につきまして、法的な根拠等々の話もあつたんですけども、やはり条例をつくる以上はそれに従った厳格な運用が必要だと考えます。昨今行政に対するそういうふうな理不尽な暴力というような、長崎市の伊藤前市長を初めとして多々あって関係者のご苦勞というのは大変なものがあるということは理解しますが、やはり今からのこの社会というものを正しく持っていくためには、行政がみずからそういったものを正しく厳格にやっていくということは必要だと思います。そういった運用をされることを期待、また求めまして賛成とします。

議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分

~~~~~

日程第5から日程第7まで一括上程

議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第55号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第7、議案第57号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託してありました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第55号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第57号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までの審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第55号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご報告いたします。

本議案は、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、改正されるものです。

主な内容は、乳幼児医療費の自己負担は、3歳未満は今までどおりありませんが、3歳以上については従来初診料、往診料を自己負担としていたものを定額の自己負担制度にするということです。

県の制度では、通院の対象は今まで3歳未満でしたが、就学前までに拡大するというので、太宰府市も同様に通院は就学前までを対象とするということで、10月からは就学前のお子さんは通院、入院ともに対象になるとのことです。

所得制限の点では、県は3歳以上については設けるという規定になっておりますが、太宰府市においては所得制限を設けないという説明を受けました。

本議案につきましては、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第55号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案も、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、改正されるものです。

主な内容は、条例の名称が変更になることで、今までは母子家庭等医療費の支給に関する条例でありましたが、10月からは父子家庭も対象にしたために、一人親家庭等医療費の支給に関する条例となるということです。

対象者は、従来、母子家庭、養育者家庭、そしてひとり暮らしの寡婦でしたが、今回から父子家庭も対象になります。廃止される部分は、ひとり暮らしの寡婦で、平成22年8月までに段階的に廃止されるとのことです。

自己負担額につきましては、定額の自己負担制度となるということです。

また、所得制限につきましては、従来どおりで変更はないとの説明を受けました。

質疑におきましては、ひとり暮らしの寡婦の段階的廃止について、平成20年10月より平成21年7月まで、平成21年8月から平成22年7月までと、それぞれ自己負担の限度額を段階的に引き上げ、平成22年8月からは医療保険法による自己負担3割相当になるとのことです。

また、父子家庭の申請においては、要件を満たしていれば代理人でも受け付ける方針であること、そしてその周知については、市の広報やホームページで図るとともに、県が主体となる施策であるので県に積極的な広報を要望していくことの回答を得ております。

討論におきましては、今まで重要な役割を果たしてきたひとり暮らしの寡婦への支給が段階

的に廃止になることは容認できないという反対討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第56号につきましては委員大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案も同様に、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、改正されるものです。

主な内容は、条例の名称が変更になることで、今までは重度心身障害者医療費の支給に関する条例でありましたが、10月からは精神障害者についても対象とすることから、重度障害者医療費の支給に関する条例となるとのことです。

対象者は、従来の心身障害者には変更はなく、精神障害者については精神手帳1級の方、ただし精神病床入院に係る費用は対象から除外になるとのことです。

所得制限につきましては今まで設けていませんでしたが、新しい条例では特別障害者手当に準拠した所得制限となります。

自己負担額につきましては、従来65歳未満の方については初診料と往診料の自己負担、65歳以上の方は自己負担なしということでしたが、それぞれ通院、入院で定額の自己負担をお願いすることになるとのことです。低所得者については市民税の非課税世帯の方が低所得者の自己負担額に該当するとの説明を受けました。

質疑におきましては、該当者への周知徹底について、後期高齢者医療と絡んでくる65歳以上の方については、個別にきちんと説明した上で事務を進めること等の回答を得ました。

討論では、所得制限を導入したということ、収入が多くない障害者の方にとって自己負担は決して軽いものではないとの反対討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第57号につきましては委員大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして議案第55号から議案第57号までのご報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第55号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 次に、議案第56号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 次に、議案第57号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第55号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時27分

議長(不老光幸議員) 次に、議案第56号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

2番(藤井雅之議員) 議案第56号について討論いたします。

今回の改正で新たに父子家庭が加わり、制度の対象者が拡大することは認めますが、段階的とはいえ、これまで重要な役割を果たしてきた寡婦医療を廃止する内容が含まれており、容認することはできませんので、反対を表明いたします。

議長(不老光幸議員) 次に、19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) まず、寡婦、そして母子家庭ですが、現実には大変な生活実態だと思うんですね。平均所得が本当に半分以下という状況の中で、寡婦であれ母子家庭であれ、そういう状況の中で充実させなければならないのに、次から次にこういう形で法の改正、改悪が行われる。こういう状況の中で、医療費も高くなる、そういう状況、負担が強まる状況の中では賛成はできないという形で表明をしておきたいと思います。

以上です。

議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時29分

議長（不老光幸議員） 次に、議案第57号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

2番（藤井雅之議員） 議案第57号について討論いたします。

さきに反対した議案第56号と今回改正される第57号と合わせて福岡県全体では19億円の負担増になる内容です。この議案においては、新たに所得制限も導入されます。決して収入の多くないひとり親家庭や障害者の方にそのまま負担を押しつける内容で、賛成することはできませんので、反対を表明いたします。

議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） この重度心身障害者医療の支給に関する部分ですが、後期高齢者という、障害者がはっきり言って後期高齢者に65歳については入らなければならないような状況が起こっております。けど、障害者の収入というのは、本当に少ない状況です。そういう少ない収入の中から、やはり医療費を100円でも500円でも大変負担になるという状況があります。そういう障害者に対して所得制限を設けたりしておりますが、県下の中で久留米市が、こういうこの県の医療制度の見直しに対して重度障害者支援という形で久留米市はこの自己負担分を全額公費で無料にしております。こういう状況で、障害者の立場に立って久留米市は条例の改正を行っておりますが、この太宰府市はそういう重度心身障害者医療制度をそのまま持ってきて、障害者に新たに少ない収入の中から医療費を負担させる、そういう状況になっておりますので、賛成できません。

以上です。

議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時32分

~~~~~

日程第8 議案第58号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

議長（不老光幸議員） 日程第8、議案第58号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） 本会議において所管の委員会に分割付託されました議案第58号の当委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしたしましては、職員採用試験関連の経費としての194万9,000円、本年9月から小・中学校の授業の支援、補助を行う人材を学校に配置するための経費として32万6,000円、財団法人地域活性化センターが実施する平成20年度公共スポーツ施設等活性化助成事業助成金100万円等が補正計上されています。

続きまして、歳入の主なものにつきましては、寄附金として5万円、歳出の図書館管理運営費200万円と大会等行事関係費100万円の裏づけとなる教育費雑入として300万円等が補正計上されています。

また、指定管理料に係る債務負担行為補正も審査いたしました。

質疑の主なものとして、職員採用試験関連経費について、10名前後の採用予定という説明があったが、すべて一般職の採用を考えているのか、また年齢制限はあるのかという質疑があり、採用職種は現在検討中である、年齢制限は今の職員構成の問題もあり少し上げたいというところで検討している、また前歴を持った方の採用についても検討を行っているとの回答がありました。

債務負担行為補正について、今回の指定管理料は前回の実績に基づいて実績額で計上されているが、仮に今の指定管理者がかわった場合、この指定管理料である債務負担行為額が増額、減額となったりする可能性はあるのかという質疑では、この金額は限度額で、これから作成する仕様書については、これまでの前歴、経過を加味し、内容を精査していく。したがって、公募する仕様の内容に応じた金額で提案されると思うので、この金額以内、なるべく減額できるような形にしていきたいとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第58号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

17番（田川武茂議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

補正の主なものとしたしましては、2款2項6目の地域コミュニティ推進費のコミュニティバス関係費389万1,000円が増額補正されております。

執行部からの補足説明では、4月1日からのまほろば号のダイヤ改正に伴い、西鉄都府楼前駅前を乗り継ぎの基点としたことから、バスの待機所、運転手の休息をとる場所が必要となったために、西鉄都府楼前駅の裏にあるパーク・アンド・ライド駐車場のすぐ横にある国土交通省の土地を借りて、プレハブの休息室、トイレなどを設置する費用と進入路工事を含めた整備工事費をお願いしたいとのことでした。

質疑においては、待機所の完成時期が8月中であることと、土地の使用料を無料で使用させていただくようお願いしていることを確認いたしました。

また、関連して都府楼前駅での乗り継ぎの問題解消のために、乗り継ぎの案内、乗り継いだ場合の料金は新たに必要ないこと、都府楼前駅からさらに市役所方面に向かう便の場合はおりる必要はないことなど、運転手さんに車内放送を引き続き行うことを徹底させていただくよう委員から要望が出されております。

このほかには8款2項3目の道路新設改良費と8款4項1目の都市計画総務費の財源更正に伴う歳入の補正が計上されておりましたが、委員からの質疑はなく、問題ありませんでした。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第58号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

8番（中林宗樹議員） 続きまして、各常任委員会に分割審査付託されました議案第58号の環境厚生常任委員会所管分につきまして、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容につきましては、歳入につきましては17款寄附金、1項4目の社会福祉費寄附金であります。福祉目的の指定寄附金として寄附をいただいたことによりまして増額補正されています。

歳出につきましては、3款民生費、1項社会福祉費で、老人福祉費の介護保険事業特別会計関係の繰出金の計上、重度心身障害者医療及び母子家庭等医療対策費における制度改正に伴う

支給事務費の増額補正及び障害者対策費におけます先ほどの指定寄附金による財源更正となっております。

同じく、2項児童福祉費につきましても、制度改正に伴う乳幼児医療対策費におけます支給事務費の増額補正であります。

4款衛生費、1項保健衛生費では、嘱託保健師の雇用分として母子保健費の賃金を増額補正しております。

5款労働費、1項労働諸費につきましては、県下のシルバー人材センターにおきまして重篤な事故が続いていることに伴い、事故防止の取り組み強化と安全就業に対しての対策として補助金を追加補正するものです。

以上、審査においてはさしたる質疑はなく、討論においては議案第56号、第57号に関する支出が含まれていることから反対を表明する討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第58号の当委員会所管分につきましては、委員大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

2番（藤井雅之議員） 議案第58号について討論いたします。

一般会計補正予算全体を見たときに、所管外のところでは一般質問の際にお聞きしましたまほろば号のバス停の問題の改善の内容も含まれており、市民の皆さんの声が反映されている部分だと評価いたしますが、所管委員会の中で事務費といえども反対しました議案第56号、第57号に関するところが含まれており、賛成することはできませんので、反対を表明いたします。

議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 所管部分については賛成をいたしております。また、建設経済常任委員会の部分についても賛成をいたしますが、同じ党派であります藤井議員が今反対討論を行いました3款1項3目、同じく6目、7目、こういう歳出について反対討論をいたしました。先ほども第56号、第57号で母子家庭医療の、それから重度心身障害者に対する問題点も反対討論をいたしておりましたので、この補正予算について一部反対という形で態度を表明しておきたいと思います。それ以外については、当然必要なものですので認めます。

以上です。

議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時45分

~~~~~

日程第9 議案第59号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（不老光幸議員） 日程第9、議案第59号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

議案第59号は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第59号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」審査における主な内容と結果をご報告します。

今回の補正は、職員の産休代替に伴うもので、歳入歳出それぞれ135万1,000円の増額補正がなされています。

歳入は先ほどの一般会計の歳出で繰入金として補正されていた135万1,000円を6款1項一般会計繰入金の職員給与費等繰入金として歳入補正しております。

歳出につきましては、1款1項総務管理費の一般管理費、賃金等庶務関係費として同額を追加補正しているということです。

以上、本件についての質疑、討論はなく、議案第59号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時47分

~~~~~

日程第10 議案第60号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について

議長(不老光幸議員) 日程第10、議案第60号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

議案第60号は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第60号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」審査の内容と結果を報告いたします。

今回の補正内容は、職員の産休と育児休業に伴い、代替嘱託職員の賃金と社会保険料等として146万2,000円が増額補正されるものです。

本案に対して委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第60号については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時50分

~~~~~

日程第11 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号))

議長(不老光幸議員) 日程第11、議案第61号「専決処分の承認を求めることについて(平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号))」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

市長(井上保廣) 皆さん、おはようございます。

平成20年第2回太宰府市議会定例会最終日を迎えまして、本日も提案を申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの1件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号「専決処分の承認を求めることについて(平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号))」についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計の歳入不足額1億4,437万964円の繰上充用のため、歳入及び歳出予算にそれぞれ1億4,437万1,000円を追加し、予算総額を63億7,291万7,000円とする専決処分を平成20年5月30日付でさせていただいたものでございます。

要因といたしましては、一般被保険者の医療費の増嵩に伴い、歳入不足を生じたものでございます。よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、こういう1億4,437万円もの歳入欠陥が出てくる内容について、5月30日専決をしたということですが、本来こんな新たにですね、4ページを開いていただきますと、前年度繰上充当金という形で歳出では13款を新たに設けております。この昨年度の赤字と違ってですね、平成19年度ではこういう状況になった、そうすると財源がないから平成20年度の予算を早う言えば充てるということになるわけですね。こういう状況ですから、本来専決でなく、この委員会でやっぱり論議をすべきだと思うんですよ。4月1日に法律の改正があったということならともかく、その後の部分について専決を議会の最終日に求めてくるならば、この問題について今後国の交付金はもう対象としてならないのかどうか、医療費の今市長から説明がありましたように、当然レセプトが来るのは5月31日出納閉鎖しますが、その後の2カ月後になると思うんです。こういう最終的には専決をし、決算認定でこれもまた変更になりますが、見通しがどうか分かりません。こういう状況ですが、ここの専決というのは、平成20年度の国民健康保険に与える影響が余にも大きいと思いますが、その辺を含めてですね、まず専決をした部分と委員会付託を省略した状況を説明いただきたいのと、新たに平成19年度にこういう1億4,437万1,000円のはっきり言って歳入欠陥が出たために、平成20年度予算をはっきり言って先取りして充てるという内容。最終的にはこれを入れた結果、どのくらいぐらいの平成19年度では赤字になるのかどうか。私、国民健康保険の問題について一般質問しておりました。やはり、県下の自治体では、様々な形で一般会計に繰り入れを行っております。

ところが、平成13年以降、一切太宰府市はこういう国民健康保険に対する一般会計の繰り入れがありません。そのために応能、応益を50、50にして大変な状況になっておりますが、平成20年の部分にこれが大変影響すると思いますので、その辺を含めて説明を受けたいと思います。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 本日専決処分を求めたことにつきましては、平成19年度の税の締めが、出納閉鎖が5月30日ということですのでございますので、納税課、特別収納課が5月30日まで一生懸命税の収納に努めたと、その結果を見ませんとこの額が確定をしないということですので、本日専決処分の報告をさせていただいておるところでございます。

それから、調整交付金等の対象にならないかということですが、当然なります。なりますが、それは精算という形で交付金でございまして、2分の1を見込んでおります。ただ、その時期につきましては平成20年度中ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） だから、その納税課も大変努力もいただいておりますけど、決算上にはこれが大幅に違ってくると思うんですよ、さっき部長が言いますように。納税課は大変努力をいただいている。ところが、医療費の今後の支払いの関係もある。最終的には2分の1という形で国庫の補助の対象もあるんですね。様々な問題があるんですけど、今ここで質疑をさ

れて明らかになっているわけですが、実質的な平成20年度にはどういう影響になるかということも含めてですね、やはり国民健康保険の赤字が4億円近くあります。今後また大幅な改正を行っておりまして大変な負担になるわけですが、悪循環を起こすような状況では、また平成20年度も歳入欠陥が出てくる可能性もある。だから、専決でこういうのをやるんじゃなくて、やはり今議会中、私ども最終日にこれをやっていますのでね、やはりこういう内容については専決じゃなくて、この補正のですね、部分でやるべきじゃなかったかと。ただし、これは1億4,437万1,000円が現実に2分の1戻ってくればね、7,000万円近くの歳入があるわけですけど、これで見ますと平成20年度の予算、これを前取りしているわけですからね。こういう問題もあるんじゃないですかと私はいっているわけですよ。

だから、これは質疑はしますが採決には賛成します。私、やっぱりこういう内容については、具体的にやっぱりこの委員会審議をした上でしないとね。先ほども連結決算の監査の問題がありましたけど、今太宰府市で一番問題は、水道、下水道にしても、特別会計にしても、一般会計にしても、大変皆さん方の努力をいただいています、国民健康保険だけがやはり大変厳しい財政状況なんです。だから、それを補えればそれは連結決算上太宰府は一部の赤字という形で、総体的に見るならばいいかもしれませんが、今国民健康保険の問題については大変大きな課題になっておられてね、私としては平成20年度にはどういう影響があるかも含めて委員会の審議をすべきじゃなかったかと、こういうふうに、専決するというのとは一番最後の日に持ってきてますから、本来は委員会にこういう歳入欠陥が出るというのを出すべきじゃなかったかということについてですね、お聞きしたかったわけですけど。そういう専決をされて、もう即決で決めなさいというのは少し問題があるんじゃないかという状況です。

だから、もう一点だけ、専決をせざるを得なかったというのは、本来は5月30日に出納閉鎖ですから。ただし、その後6月2日から本会議が始まっていますから。その時点でやはり委員会に付託をすべきじゃなかったか、なぜできなかったのかという理由をもう一点。

それから、当然私が今質問した中にありますように、この1億4,437万1,000円のうち、2分の1が、今、国はですね、次から次に補助金をカットしています。今日の新聞にも載ってましたが、この国民健康保険の補助金を間違っミスがあってですね、90億円も地方自治体に交付をしてないというのが新聞にも報道されてました。逆に、過剰に交付をしたところは何年かにわたって削減するというのが出ておりました。これが現実に2分の1というのが逆に3分の1になればですね、これもまた大変な歳入欠陥が出てきますが、こういう平成20年度、国に対する医療費のですね、交付金、そういう応能応益割含めて見通しとして、どうせ決算が9月にありますが、その辺の変化を含めてもう一度ですね、再質問で答弁をいただきたいと思いますが。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） この本日専決処分の報告をさせていただいたことにつきましては、先日の環境厚生常任委員会の中で協議会を開催をさせていただきまして、資料に基づき説明をさせていただいたところでございます。それで、平成20年度の見込みでございますけれども、

今回国民健康保険税の改正もさせていただきました。そのほかにも後期高齢者医療制度支援金ということもございます。老人保健の廃止ということもございまして、大幅なこの国民健康保険をめぐる体制になっておりますので、私どもとしましては改正した税率で赤字は出さないというような心構えで望んでまいりますけれども、今申したような理由があるかと思えます。

今後の国保財政につきましては、医療制度の改革が国保財政に与えます影響を見きわめながら、何回も説明をさせていただいております特定健診保健指導による医療費の削減、それから補助金や税収の確保に最大限の努力をすることによりまして財政の改善を目指してまいりたいと、こういうふうに考えております。

議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今、その説明を受けておましてね、環境厚生常任委員会協議会に説明をしたということですが、国民健康保険の問題については、議会はですね、所管だけで論議をすればいいという問題じゃないと思うんですよ。ここにおられる建設経済常任委員会委員や総務文教常任委員会委員についても、やはり国民健康保険という加入者でありますし、こういう歳入欠陥が出てきたというならば、環境厚生常任委員会ですら説明したならば、その間の全員協議会あたりでも説明をして対策を講じると。平成19年度ははっきり言ってこういう前倒し、平成20年度の予算を前倒しして、言えば赤字をはっきり言ってなくすような対応をされているわけですね。そうするとまた、平成20年度になってくると平成21年度を前倒ししなきゃならない。最終的にはどんどんどんどん赤字を前倒しして行って、連結決算上に、早う言えば調整を行うというのはかえって問題がありますから、やはりこういう状況についてはですね、やはり事前に議会に諮る、そして対策を講じる、こういうことを要望しておきたいと思えます。

以上です。

議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第61号は承認されました。

承認 賛成19名、反対0名 午前11時05分

議長（不老光幸議員） ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時05分

~~~~~

再開 午前11時20分

議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~

日程第12 請願第2号 妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書

議長（不老光幸議員） 日程第12、請願第2号「妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書」を議題とします。

請願第2号は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第2号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本請願の実現につきましては、当然予算措置が必要となってきますことから、執行部に対して説明を求めましたところ、3月定例会の一般質問、また平成20年度の予算審査などで議会から要望されていたので、今年度に入り筑紫地区の首長会において、子育て支援施策の充実は早急に取り組むべきものとして協議されているのを受け、今年度のなるべく早い時期に妊婦健診の5回実施をしたいと考えている。財政の関係も出てくると思うが、所管部局としては9月の補正予算要求をしたいとの説明を受けました。

また、協議中にも、3回実施のところを5回に増やすに当たり、1回当たりおよそ500万円弱で、2回増やすとおよそ1,000万円の追加予算措置が必要であること、また補助金という形ではなく、地方交付税措置となるため、一般財源で支出するものであること等の追加説明を受ける中で、委員から、2回の実施でおよそ1,000万円の予算措置が必要であること、また他の施策への影響等も考えられることから、平成19年度の決算状況を見て、将来の本市の財政状況を勘案した上で判断したいとして、継続審査としたいとの意見が出されましたので、協議を中断し、請願第2号を継続審査することについて採決を行いました。

採決の結果、請願第2号「妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書」については、委員大多数賛成で継続審査すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変委員会で慎重に審議をいただいたことについては紹介議員として

お礼申し上げます。

まず、3月議会で私どもの党派であります藤井議員が一般質問をさせていただきました。そのときの答弁としては、今委員長が言いましたように、財政的な負担が大きいと、それと同時に健診の内容を充実させたんでという形で市長の答弁の内容について記憶があります。ところが、この筑紫地区でやはり県下どこでも大体5回されているという形で、5回を早急に実施したいという形で市長のほうからですね、施政方針なり、またその予算の内容について説明を受けておって実施が近づいているわけですが、なぜその市長の方針に対してですね、もう5回を市長がしようというのに継続審査の必要性があったのかというのが今の委員長報告ではなかなか納得できないところですが、逆に継続、継続していくと、それじゃあ市長がやろうということについて議会がするなということにもなりかねませんが、こういう論議はされたんでしょうか。

8番（中林宗樹議員） 審査の中で、今説明しましたとおり、継続審査にして決算状況等、財政状況等勘案した上でしたらどうかという意見が出まして、それ以上の審査はありませんでした。  
議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 委員長、その決算状況を審査してと。それじゃあ、議会が決算状況で、いや、厳しいからそれじゃあ、5回を市長がやりたいというのを決算状況を見た上で判断するということは、市長がやりたいということをしないということにも委員会が結論が出すことも考えられるというふうな受けとめていいですか。

8番（中林宗樹議員） そちら辺が委員会の中では議論が出ておりませんので、私の個人的な意見としてはちょっと差し控えさせていただきます。

19番（武藤哲志議員） 再々質問はできますけど、だからそういう矛盾点があるということだけ言っておきます。

議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

2番（藤井雅之議員） 紹介議員といたしまして、請願第2号「妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書」に対しまして、本請願の継続審査に反対いたしまして、採択していただくことを求めまして討論いたします。

とりわけこの請願の提出者であります筑紫民主商工会というのは、地域の中小業者の団体ですが、今日の原油高や物価高騰などで事業を営業している業者にとっては今、生活が大変な状況です。とりわけ若い中小業者にとって最低限の基準として5回程度の助成実施が原則というこの国の声を早期に実現してほしいという声は切実なものです。

中小業者の妊婦の方が安心して出産を迎えることができますよう早期にこの実施を求める立場から、本請願を議会で採択していただきますよう重ねてお願いいたしまして討論を終わります。

議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、今藤井議員が継続に反対の立場の討論をいたしました。本当に少子化の中でお子さんの健診というのは病気ではありません。健康診断は母子手帳を持っていきますが、本当に1回に1万円近くかかります。こういう状況の中で、少子化対策として健診がしやすいように安心して子供が産めるように、その負担軽減を図るためにはっきり言って最低は5回はですね、するという形でこの筑紫地区で首長会で意思の統一がなされております。だから、妊婦健診を早急に市長がやろうという部分を、わざわざ委員会が請願を慎重審議をいただいておりますが、継続審査する必要はないと思います。市長の施政方針、市長の施策としてやろうということについて、時期を置くということは問題がありますので、私はこの継続審査に反対をしておきたいと思います。

以上です。

議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

18番福廣和美議員。

18番（福廣和美議員） 委員長の報告と若干異なるかもわかりませんが、私は今回5回までするという見解でございますけれども、全国ではもう5回から14回の間、随分多くの市で実施をしているところもございます。私はこの5回というのが最低限今回されるそうですから、それはそれでいいわけですが、ぜひ一日も早く14回まで無料にできるようにしていただきたいと、そういう意味合いを持って継続審査に賛成をしたいと思います。

議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、請願第2号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成17名、反対2名 午前11時30分

~~~~~

日程第13 請願第3号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を求める請願書

議長（不老光幸議員） 日程第13、請願第3号「公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民

生活の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を求める請願書」を議題とします。

請願第3号は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました請願第3号について、審査内容と結果を報告します。

本請願について委員に意見を求めたところ、委員からは、各自治体では指定管理者制度を初めとして官から民へという行政改革の流れが進んでおり、現実に成果を上げている。そういった現状を見ると、この請願内容には賛成しかねるという意見がありました。

ほかに意見はありませんでしたので、協議を終え、討論を行いました。

討論では、自分たちの生活の根幹に関することについての公共サービスが安易に解体されて民間に移譲されていくということは、市民、国民の生命、財産を脅かす可能性がある。また、行政の仕事は行政の仕事、民間の仕事は民間の仕事としてあると思う。余りにも今、国や県や自治体の仕事が次から次に民間に移譲されており、そしてその矛先が公務員や議会に向けられている。やはり、こういう状況の中で格差と貧困が出て、公正さがなくなっている。そして、賃金の格差によって問題も発生してくる。このような問題について、国に対策を講じてほしいという意見書を出すべきであるとして、この請願の採択に賛成する賛成討論が2名からありました。

そして、官から民へという行政改革の流れは、その前提となる国の膨大な借金と地方自治体の大変な状況、こういったところからやむにやまれず起きてきたものと理解している。公共サービスに民間の厳しい査定とか、企画や立案の能力というものを持っていくということは、やぶさかどころか必要ではないかと思うとして、この請願の採択に反対する反対討論が1名ありました。

討論を終え、この請願を採択することについて採決を行いました。

採決の結果、請願第3号「公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を求める請願書」は賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

議長（不老光幸議員） これから討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2 番藤井雅之議員。

2 番（藤井雅之議員） 請願第 3 号につきまして、紹介議員といたしまして本請願に賛成の立場で討論いたします。

貧困と格差の広がりの中で、これまで新しい働き方として注目されていた派遣や請負といった働き方の劣悪さがこの間クローズアップされてきました。そういった中で、先日舛添厚生労働大臣も日雇い派遣は見直すべきだということを表明しております。請願の趣旨の中にもあります安値、ダンピングにより労働者の賃金、労働条件が切り下げられ、官製ワーキングプアと呼ばれるような新たな実態も指摘されております。それらの解消のためにも、本請願を採択していただき、意見書を提出していただくことを重ねて求めまして討論を終わります。

議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

19 番（武藤哲志議員） 私、紹介議員として所管で審議をした討論内容については今委員長が報告した内容です。ところが、私、委員会におりまして本当に残念だったのはですね、請願という請願権が、陳情権もありますが、議会に付されております。この請願というのは、国民、市民、このだれもが唯一この議会の中で請願を出すことができる。その請願を紹介議員をもって出されたものですから、やはりその請願の内容を審査をすべきだと思うんですよ、具体的に。ところが、この請願については、委員長から意見がありませんかと同時に、直ちに否決という形での提案がなされました。この中にありますように、本当に今置かれている状況というのは大変な状況です。この請願の趣旨について、委員長がさっき述べたように、国の施策だということで、この意見書案も論議をされておりません。私は、もう討論せざるを得ませんでしたので討論をさせていただいたわけですが、その内容については委員長報告がありました。即否決という形での採決が行われたわけでありまして、本来請願というのは請願者の立場、市民の立場、国民的立場で長所短所もあればどうするべきかという論議をするのが請願であります。そういう状況がなくて、直ちに否決という形で採決されたことに対しては本当に残念でなりません。私は、こういう今多くの国民、市民が苦しむときに、この請願の内容については切実さが切に込められておりまして、どのような形で国に対してやはり要望していくか、これが今議会に求められているわけございまして、これを否決したことについて本当に残念でなりません。私はぜひ採択すべきだということを表明しておきたいと思います。

以上です。

議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論は終わります。

採決を行います。

請願第 3 号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決いたします。

請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

議長(不老光幸議員) 起立少数です。

よって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

不採択 賛成4名、反対15名 午前11時38分

~~~~~

日程第14 意見書第3号 「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書

議長(不老光幸議員) 日程第14、意見書第3号「「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第3号の審査における内容と結果を報告いたします。

本意見書に対する協議、討論はなく、意見書第3号については、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時40分

~~~~~

日程第15 議員の派遣について

議長（不老光幸議員） 日程第15、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

日程第16 閉会中の継続調査申し出について

議長（不老光幸議員） 日程第16、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、したがって本件は承認されました。

~~~~~

議長（不老光幸議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成20年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成20年度太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前11時41分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成20年8月27日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 清水章一

会議録署名議員 安部 陽